

# 三田図書館・情報学会 2023 年度研究大会 発表論文集

日時 2023 年 11 月 11 日(土)  
会場 慶應義塾大学三田キャンパス 東館 6 階 G-Lab  
オンライン併用

# 三田図書館・情報学会 2023 年度研究大会 発表論文集

日時 2023 年 11 月 11 日(土)  
会場 慶應義塾大学三田キャンパス 東館 6 階 G-Lab  
オンライン併用

# 三田図書館・情報学会 2023 年度研究大会プログラム

日時:2023 年 11 月 11 日(土) 9:30~17:50

会場: 慶應義塾大学三田キャンパス 東館 6 階 G-Lab / オンライン

## セッション I

司会 野口久美子(八洲学園大学)  
福島幸宏(慶應義塾大学)

- 09:30 典拠形アクセス・ポイント、管理番号としての ID、レコード概念の再検討:図書館目録  
メタデータのリンクトデータ化の観点から 1  
谷口祥一(慶應義塾大学文学部)
- 09:50 図書館情報学研究における破壊性 5  
宮田洋輔(慶應義塾大学文学部)
- 10:10 学生研究論文誌に対する大学図書館の支援:トロント大学図書館の事例分析 9  
新見槇子(東京学芸大学附属図書館)
- 10:30 図書館における競馬資料の提供 13  
西川和(文教大学)

## セッション II

司会 佐川祐子(杉並区立図書館)  
宮田洋輔(慶應義塾大学文学部)

- 11:00 『学校図書館』誌上で 72 年間に紹介された全国の学校図書館について 17  
伊藤民雄(実践女子大学)
- 11:20 コンテンツの集合形態に着目したテレビ番組メタデータモデルの構築 21  
\*関根禎嘉(慶應義塾大学大学院文学研究科)
- 11:40 司書教諭による探究学習の設計と運営:小中混在校のフィールドワークにもとづく  
分析 25  
\*東山由依(慶應義塾大学大学院)
- 12:00 デジタルアーカイブ形成史:諸要素の登場段階に着目した仮説的検討 29  
福島幸宏(慶應義塾大学)

**13:20 学会賞授賞式**

**セッション III**

司会 大谷康晴(青山学院大学)  
長谷川敦史(早稲田大学図書館)

13:30 公共図書館に対してNLM及びMLAが提供する健康医療情報提供に関する研修プログラム 33

\*山下ユミ(慶應義塾大学大学院 / 京都府立図書館)

13:50 患者図書室における選書の実践的マネジメント 37

\*阿久津達矢(慶應義塾大学大学院/リバプール大学大学院)

14:10 全国の公共図書館における研修実施の動向 41

松本直樹(慶應義塾大学)

青野正太(駿河台大学メディア情報学部)

14:30 調べ学習から広がる高齢者間交流のあり方:八王子市中央図書館での実践を例に 45

\*張心言(慶應義塾大学大学院)

**セッション IV**

司会 佐川祐子(杉並区立図書館)  
酒見佳世(慶應義塾大学メディアセンター本部)

15:00 裏田武夫・小川剛編著「図書館法成立史」に見る 関係者(CIE、文部省、図書館関係者)の主張と相互関係 49

葉袋秀樹(筑波大学名誉教授)

15:20 公共図書館と医療・福祉専門組織との連携による健康支援プログラム:ディスレクシア相談会を事例に 53

\*佐藤正恵(慶應義塾大学大学院)

15:40 「無料の原則」の例外:米国公共図書館における有料サービスの実態と理論 57

大場博幸(日本大学文理学部)

16:00 元学校司書のライフコース選択プロセス:学校現場を離れる決断をした5人の語りの質的分析を通して 61

野口久美子(八洲学園大学)



## セッション V

司会 長谷川敦史(早稲田大学図書館)  
宮田洋輔(慶應義塾大学文学部)

16:30 小説執筆における生成 AI の利用	65
田島逸郎(合同会社 Georepublic Japan)	
16:50 マンガの電子書籍化率と電子書籍化されないタイトルの特徴	69
安形輝(亜細亜大学)	
17:10 外部の専門家による蔵書評価:観察法を用いた現役医師による医学関係図書の 評価	73
吉井潤(都留文科大学非常勤講師)	
17:30 公共図書館で求められる図書館員像の検討:サービス計画の分析から	77
青野正太(駿河台大学メディア情報学部)	

17:50 閉会

氏名の前に「\*」が付されている発表者は、ベスト・プレゼンテーション賞の授与対象者(学生・大学院生の身分を明示した登壇発表者)です。受賞者は、プログラム委員の合議により選出されます。

2023 年度『学会賞』選考結果	81
2023 年度『ベスト・プレゼンテーション賞』選考結果	82

## 典拠形アクセス・ポイント、管理番号としてのID、レコード概念の再検討 図書館目録メタデータのリンクトデータ化の観点から

谷口 祥一 (慶應義塾大学文学部)  
taniguchi@z2.keio.jp

図書館目録のメタデータを、現行の MARC 書誌・典拠レコードによるものからリンクトデータ (LD) へと移行するには、採用する概念モデルとそれに基づく語彙定義などが主要な検討課題となる。本研究では、それら以外の残された検討事項のうち、①典拠形アクセス・ポイント、②管理番号としての ID、そして③レコードの概念について、LD 化の観点から機能の確認と必要性の検討、事項相互の関連の確認、加えて LD 化における選択肢の整理を試みる。

### 1. はじめに

図書館目録のメタデータを、現行の MARC 書誌・典拠レコードによるものからリンクトデータ (LD) へと移行することを想定した場合、採用する概念モデルとそれに基づく語彙定義などが主要な検討課題となる。概念モデルとは、対象とする情報資源とそれに関わる事象をどのように捉えるべきかをモデルとして表現したものである。こうしたモデリングは RDF によるものに限る必要はなく、実体関連モデル (ER モデル) を用いる場合も多い。その上で、LD では、採用した概念モデルを構成する要素群を RDF による語彙 (RDF クラス、RDF プロパティ) として定義し、さらに必要な語彙を追加して定義することが通常行われる。RDF 語彙定義とは、RDF クラスの場合、ラベル、定義文、上位・排他関係など他クラスとの関係指示などから構成される。また、RDF プロパティ定義とは、ラベル、定義文、定義域と値域、プロパティ種別、逆・上位プロパティなど他のプロパティとの関係指示などが含まれる。現在、図書館目録のメタデータについて、複数の概念モデルや語彙が並行して提案されており、大筋の合意形成にも至っていない状況にある<sup>1)</sup>。

LD 化に当たっては、上記以外にも多様な検討すべき事項が残されている。これらのうち、本研究では①典拠形アクセス・ポイント (典拠形 AP)、②管理番号としての ID、そして③レコード概念について取り上げる。①から③のそれぞれに関して LD 化の観点から機能の確認と必要性の検討、事項相互の関連の確認などを試みる。換言すれば、これらに関する検討の構図の提示、そして LD 化における選択肢の整理を意図している。表 1 に、LD 化における選択肢の一覧を簡略版ながら示した。なお、本研究では、図書館目録のメタデータを当初から LD

として設計し作成するのか、既存 MARC レコード等から機械的に変換し LD とするのかについては問わない。いずれにも当てはまる議論と考える。

### 2. 典拠形アクセス・ポイント

#### 2.1 NCR2018、ICP、現行 RDA における位置づけ

NCR2018 は、典拠形 AP に関して、“当該実体を他の実体と一意に判別する典拠形アクセス・ポイントは、...” (#0.5.4)、“特定の实体に対する典拠形アクセス・ポイントは、他の实体に対する典拠形アクセス・ポイントと明確に判別される必要がある。” (#21.1) と規定し、形としての一意性を求めている。

それに対して、国際目録原則覚書 (ICP; 2016) は、典拠形 AP について、“ある実体を同一の名称の他の実体と区別することが必要な場合には、その実体に対する典拠形 AP の部分として、さらに識別のための特性を含めるものとする。” (5.3.4.5) とし、必ずしも形の一意性を求めている。現行 RDA も同様な扱いである。

また、NCR2018 は、典拠形 AP の機能を“実体を発見、識別し、または関連する他の実体を発見する手がかりとなる。” (用語解説。より詳細な記載は#21.1.1に見られる) とし、ICP は典拠形 AP を含めて“統制形 AP は、一群のリソースの書誌データを集中する (collocating) ために必要な一貫性を与える。” (5.1.1) としている。

#### 2.2 典拠形 AP の機能の再規定

典拠形 AP については、機能を含めて見直しの議論がある<sup>2),3)</sup>。こうした議論を踏まえつつ、本研究での検討の対象は、主題表現に用いる普通件名等は除いた、行為主体や著作などの典拠形 AP とする。

上記の範囲の典拠形 AP について、その機能を本研究では以下の3つに整理する。

- a) 一意性による識別子。ただし、典拠形 AP に一意性を持たせたとしても、関連先の指示（リンク）などを担う識別子として適切ではない。具体的には、典拠形 AP は長い文字列となり視認性などの問題、そして一意性を保つための後からの更新（識別要素の後の追加など）がありうる点が問題となる。特に著作や表現形の典拠形 AP の場合には、こうした問題は顕著である。RDA は典拠形 AP を識別子ではなく、「構造記述」による値と位置づけている点は妥当である。
- b) 対象リソース群のコロケーション（集中）。典拠形 AP による当該機能の実現の意義は残されているが、そこでは一意性は必ずしも必要ではない。同一形の典拠形 AP が存在しても、コロケーションは実現可能と考えるべきである。メタデータ作成者および利用者の双方とも、典拠形 AP のみで対象リソースの識別を含めてコロケーションを実現しているわけではない。一意の形にした無理にした典拠形 AP によっても判別等には必ずしも有効とはいえない。
- c) 対象リソースの情報提示。簡潔な形で対象リソースの特徴を表現するという機能である。ここにおいても、一意性は不可欠ではない。

次に、LD においては、a)一意性による識別子の機能は URI へと移行することになり、実際には現行（LD 化以前）でもローカル ID がそれを担っていることが常態である（この点は「3. 管理番号としての ID」で取り上げる）。

それ以外の機能である b)と c)については、その必要性の判断が、実際には LD 化にかかわらず以前から求められている。判断に当たっては、i)著作や行為主体等の認定基準（単位設定）と典拠形 AP の構成の問題は切り離し、かつ ii)典拠形 AP に一意性を求めない方式が前提とされるべきと考える。異なる典拠形 AP 構築規則、または同一構築規則内での異なる選択肢（別法など）に基づき構築し付与された典拠形 AP をもつメタデータとの混在利用という状況をも前提として想定すべきと考える。

さらには、典拠形 AP を特権的な位置づけをもつラベルとはせず、単純な識別子（URI など）のみによって典拠データおよびそれとのリンクを維持・管理するという典拠コントロールのあり方も考えられる。そこでは、典拠形 AP は他の多様なラベルと同じ位置づけとなる。旧来の典拠コントロールから新たな「identity management」に移行するには、識別子とそれらに結びつけられたラベルとを切り離すべき

との議論となる<sup>4)</sup>。

### 3. 管理番号としての ID

#### 3. 1 ローカル ID の機能

NDL による MARC21 書誌レコードフォーマットのフィールド 001「レコード管理番号」、015「全国書誌番号」、そして 6XX「典拠形 AP」や 70X-75X「AP ブロック（創作者等）」などのサブフィールド 0「典拠レコード管理番号」に記録されているものが、管理番号として付与されたローカル ID に該当する。また、上記の「典拠レコード管理番号」は、同じく MARC21 典拠レコードフォーマットの 001「レコード管理番号」に記録されている番号に対応する。

こうした ID は、a)ローカルな識別子として、レコードを特定し、他とリンクづける（あるいは他からのリンク先となる）ために機能する。それと同時に、b)ID によって当該レコードの構成範囲（情報表現単位）を指示するという機能を担っている。

LD では、a)識別子とそれによるリンク先の指示機能は URI に移行するため、URI を構成する要素としてローカル ID を捉え直す必要がある。NDL による上記の ID 群は、それぞれ固定のドメイン名とパスを用いて URI の構成要素とされている<sup>5)</sup>。一方、b)レコードの構成範囲指示機能については、「4. レコード概念」において整理する。

#### 3. 2 LD における URI 付与

ローカル ID をベースに URI を構成し付与するとしたときに、付与対象が対象リソースか、そのメタデータかという区別が必要になる。これまでの ID がメタデータに対する ID であり、これを転用して URI を構成するとした場合、LD においてはそれとは別にデータ記述（トリプル群）の主語となる対象リソースの URI が必要になる。つまり、メタデータのエレメント（プロパティ）の定義域は、通常、メタデータではなく、対象リソースそのものである。そして、この問題は URI における「RWO（実世界オブジェクト；非情報リソース）」と「情報リソース」の区別にはほぼ対応する。ただし、対象リソースがリモートアクセス可能な電子資源等である「情報リソース」であったとしても、それ自体の URI とそれに対するメタデータ URI を区別することは必要である。

URI 付与に関して追加される検討課題、そして選択肢には下記のものがある。

a) 対象リソース URI とメタデータ URI を区別する範囲。個人等の行為主体は URI のこうした区別を適用することが多いが、著作・表現形・体現形・個別資料 (WEMI) についてはいずれも区別するのか、あるいは著作・表現形のみ区別するのかといった選択肢がある。他方、主題表現用の普通件名など概念自体とそのメタデータを区別することは稀である。

Web NDL Authorities では、「個人、家族、団体、著作」について2つの URI を区別している。著作「源氏物語」の URI は <http://id.ndl.go.jp/auth/entity/00633493>、その典拠データの URI は <http://id.ndl.go.jp/auth/ndlna/00633493> となる。一方、「地名、統一タイトル、普通件名、ジャンル・形式用語」はこうした区別をせず、単一の URI によって両者を表すとしている。なお、「著作」と「統一タイトル」はここでは異なる扱いであり、後者は主題表現にのみ用いるものを指す。

他方、JLA 目録委員会が公開している NCR2018 データ作成事例の RDF データでは、WEMI そして個人等の行為主体のいずれも RWO と捉え URI を付与するが、それとは異なるメタデータ URI は適用していない (ただし、データ管理情報 URI を別途適用している)。

上記の URI の区別を適用するとしたときに特に問題となるのは、WEMI の扱いであろう。この URI の区別の問題は、それぞれの URI を主語リソースとするプロパティの定義域と整合させる必要があるため、プロパティの問題でもある。

b) メタデータ URI の付与方式。対象リソースではないメタデータに URI を付与するときには、多くの場合、この URI がデータ記述の主語リソースとなる。それゆえ、主語リソースが属するクラスを定義域とする (あるいは、それとは矛盾しない) プロパティを適用してメタデータを構成することになる。Web NDL Authorities における「典拠情報 URI」がこれに該当し、そこでは外部定義 (skos, skos-xl, dcterms など) の既存プロパティ群と独自定義 (dcndl) のプロパティ群が適用されている。

もう1つの方式は、対象リソースに対するデータ記述 (記述セット) 全体を RDF グラフと捉え、それに URI (グラフ URI) を付与する方式である。グラフ内のデータ記述の主語リソースは、通常、対象リソース URI となる。

### 3. 3 Nomen とデータ管理情報・由来情報

#### への URI 付与

LD における URI 付与の問題において、Nomen とデータ管理情報・由来情報への URI 付与という選択肢が追加される<sup>6),7)</sup>。

a) Nomen への URI 付与。Nomen とは実体インスタンスを指し示す呼称 (appellation) であり、識別子、AP、タイトルなどを包含する。こうした Nomen に独立した URI を付与し表現または管理するという選択肢がある。この URI は URI 種別としての「情報リソース URI」となる。RDA では、記述ステートメント「対象リソース URI – appellation of RDA entity – Nomen URI」となり、Nomen URI を主語にしてプロパティ nomen string (Nomen 文字列)、note on nomen (Nomen に関する注記)、category of nomen (Nomen のカテゴリ)、context of use (利用の文脈)、date of usage (使用期間) などが適用される。

それに対して、Nomen に URI は付与せず、空白ノードで代用する、あるいは対象リソース URI に対して nomen string など、先に挙げたプロパティを直接適用することが、多くの場合に採用されている。その結果、「対象リソース URI – appellation of RDA entity – "nomen string"」となり、RDA ではこの方式を「ショートカット」と呼んで許容している。

b) データ管理情報・由来情報への URI 付与。データ管理情報・由来情報の主語となるものに URI を付与し、その下にデータ管理情報・由来情報に属するプロパティを適用し記録する方式がある。この場合、先の URI は、対象リソース URI (あるいはそのメタデータまたは名称データ) とリンクさせることになる。

JLA 目録委員会による NCR2018 の RDF 語彙を用いたデータ事例では、こうした「データ管理情報 URI」を採用している。エレメント「確定状況」、「名称未判別標示」、「出典」、「データ作成者の注記」に該当するプロパティが当該 URI に適用される。

他方、他の記述データと同じ位置づけで管理情報・由来情報を記録する、すなわち管理情報・由来情報自体に URI は付与せず、i)管理情報・由来情報プロパティの主語リソースは対象リソース URI (またはそのメタデータ URI や名称 URI) あるいはグラフ URI とする方式、または ii)空白ノードとする方式もありうる。

## 4. レコード概念

### 4. 1 レコードという情報表現単位の必要性

1つのまとまった括り (単位) で対象リソ

スを表示するデータ記述や名称データが「レコード」となる。単一の記述ステートメント（空白ノードによる構造化を含む）を超えて、構成体としての意味表現を求めるのか、すなわち個別記述ステートメントの単なる集合以上の意味をもたせるのかという選択となる。あるいは、同一対象リソースに対する複数の異なるデータ記述を相互に区別する必要性を認めるのかという選択でもある。

そのためには、レコードごとに異なる対象リソース URI を採用し、それらの関係を別途表現する方式がある。同一のリソースであれば、URI 間に owl:sameAs を適用し関連づけることができる。あるいは、レコードごとにグラフ URI を付与する方式もある。

それに対して、そうした URI を付与せず、対象リソース URI を主語とする記述セットを、そのまま「特定データセット内でのレコード」と捉える方式は、可能とはいえ、脆弱な表現方式といえよう。

#### 4.2 データ管理情報・由来情報が対象とする範囲指示の必要性

対象リソースのデータ記述や名称データに対する管理情報・由来情報について、それが対象とする範囲を指示することの必要性について判断が求められる。すなわち、複数の異なる管理情報・由来情報のそれぞれが対象とする範囲を明示できるようレコードの概念を採用するのかという選択である。

この場合にも、管理情報・由来情報の対象となる範囲を明示的に示すには、対象とするデータ記述や名称データにグラフ URI を付与し、その URI を主語にして管理情報・由来情報を記録する方式となる。RDA において新たに導入されたクラス metadata work の適用もこれ

に該当する。

他方、i)前述した通り、他の記述データと同じ位置づけで管理情報・由来情報を記録する方式や、あるいは ii)レコード単位ではなく、ステートメント単位で管理情報・由来情報を記録する方式があり、後者は典型的には Wikidata における「ステートメント記述（statement description）」によるものが該当する。

#### 引用文献

- 1) 谷口祥一. 知識資源のメタデータへのリンクトデータ・アプローチ. 勁草書房, 2023.
- 2) Gordon Dunsire, and Mirna Willer. Authority versus authenticity: the shift from labels to identifiers. In: *Authority, Provenance, Authenticity, Evidence*. Ed by Mirna Willer, Anne J. Gilliland and Marijana Tomić. Zadar : Sveučilište u Zadru, 2018, p.87-113. ISBN 978-953-331-220-0
- 3) Gordon Dunsire. Reconstructing authorities: New approaches to the management and use of authority data. In: *Mirna Willer: Festschrift*. Zadar : Morepress, 2020, p.81-98. ISBN 978-953-331-275-0
- 4) Karen Smith-Yoshimura. *Transitioning to the Next Generation of Metadata*. OCLC Research, 2020. <https://doi.org/10.25333/rqgd-b343>
- 5) 国立国会図書館. 国立国会図書館データの URI. <https://www.ndl.go.jp/jp/dlib/standards/lod/uri.html>
- 6) Shoichi Taniguchi. Data provenance and administrative information in library Linked Data: Reviewing RDA in RDF, BIBFRAME, and Wikidata. *Cataloging & Classification Quarterly*. Vol. 61, No. 1, 2023, p.67-90. <https://doi.org/10.1080/01639374.2023.2178048>
- 7) 谷口祥一. 図書館目録のリンクトデータにおけるデータ由来情報と管理情報：RDA in RDF、BIBFRAME、Wikidata の再検討. 三田図書館・情報学会 2022 年度研究大会発表論文集. 2022, p.41-44.

表1 リンクトデータ化における選択肢一覧（簡略版）

<b>典拠形 AP</b>
i) 一意性をもたせるか
ii) 対象リソース群のコロケーション、対象リソースの情報提示をもつばら典拠形 AP に担わせるのか
<b>LD における URI 付与</b>
i) 対象リソース URI とは異なるメタデータ URI を付与するか
ii) 対象リソース URI とメタデータ URI を区別する範囲をどのように設定するのか それぞれの URI を主語リソースとするプロパティがあるか（整合しているか）
iii) メタデータ URI は、それを主語リソースとするメタデータ記述か、対象リソースのメタデータ記述全体を指すグラフ URI とするか
iv) Nomen に独立した URI を付与するか
v) データ管理情報・由来情報に独立した URI を付与するか
<b>レコード概念</b>
i) レコードごとに異なる対象リソース URI を付与するか、情報表現単位としてグラフ URI を採用するか
ii) データ管理情報・由来情報の対象にグラフ URI を付与するか

## 図書館情報学研究における破壊性

宮田洋輔 慶應義塾大学文学部 miyayo@keio.jp

パラダイムシフトに代表されるように、変革的な研究の登場は、それまでの知識の構造を破壊することがある。Funk & Owen-Smith(2017)は、そのような破壊性を破壊指数として定式化した。本研究では、破壊指数を図書館情報学分野の研究に適用し、分野の変化について分析する。OpenAlex から、図書館情報学分野の主要雑誌に掲載された論文の情報を取得し、引用情報を用いて破壊指数を算出した。本発表では、雑誌、年代、著者数の観点から、図書館情報学分野の研究における破壊性の傾向を明らかにした。

### 1. はじめに

パラダイムシフトに代表されるように、変革的な研究の登場は、それまでの知識の構造を破壊することがある。Funk & Owen-Smith(2017)は、そのような研究が持つ破壊性を破壊指数(Disruption Index)として定量化し、特許が持つ引用ネットワークに適用した。

破壊指数は、ある論文(以下「対象論文」、図中のF)の出版が先行する知識構造を「破壊」したかどうかを、先行論文と同時に引用されるかどうかによって測る。破壊指数の算出の例を図に示した。Wu et al.(2019)は破壊指数(D)を以下のように定式化した。

$$D = \frac{n_i - n_j}{n_i + n_j + n_k}$$

ここで  $n_i$  は対象論文のみを引用している論文数、 $n_j$  は対象論文と対象論文が引用しているいずれかの先行論文を共引用している論文数、 $n_k$  は対

象論文が引用している先行論文のみを引用している論文数である。

破壊指数は 1 から-1 の値を取る。1 が最も破壊的で、対象論文の出版以降、先行する文献がまったく一緒には引用されなくなった状態を示す。他方、-1 は最も統合的(あるいは発展的)とされ、対象論文が出版されてからも先行論文と一緒に引用されつづけている状態を示している。

Wu et al.(2019)が、破壊指数を学術論文の分析に応用して以降、破壊指数は計量書誌学の領域でも注目されている。Wu et al. (2019)は、Web of Science(WoS)から得た 1954 年から 2014 年にかけての大規模な論文データを使用して、共著者数に着目し、共著者数が少ないチームは破壊的な研究を行っている一方、共著者数の多いチームは統合的な研究をしている傾向を明らかにした。また、Park, Leahey & Funk(2023)は、大規模な 6 つのデータセットを使用して、破壊指数の

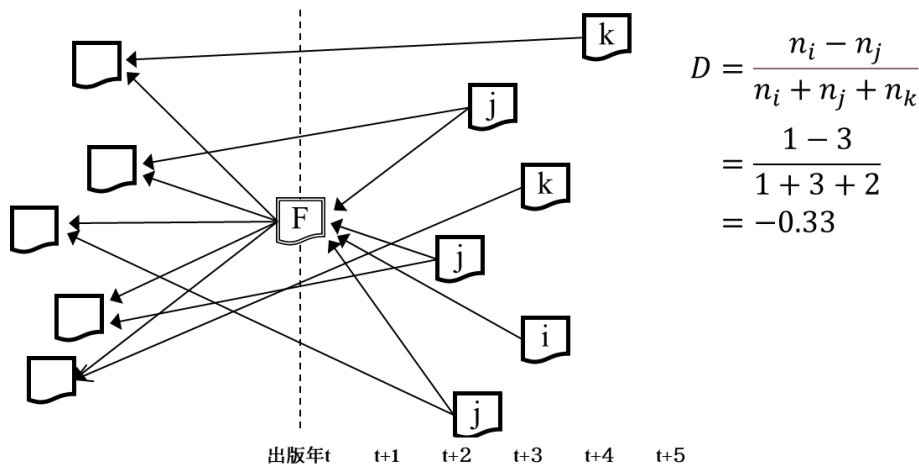


図 1 破壊指数の例

歴史的変化を分析した。結果として、学術研究と特許が年とともに破壊的でなくなってきていることを示した。

図書館情報学分野に関連する研究では、Bormann & Takles (2019)は2000年から2010年の間に *Scientometrics* 誌に掲載された論文に対して破壊指数を算出している。Leibel & Bormann (2023)は破壊指数の流行を受けて、破壊指数とその変種に関する文献をレビューしている。

図書館情報学は、歴史的には図書館学とドキュメンテーションという実践と強く結びついた学問からはじまり、現在は一定の科学性を持っていると考えられる。また図書館情報学は、学際的で、文理融合的な学問分野でもある。本研究では、破壊指数によって、そのような特徴を持つ図書館情報学分野の研究が、どのような破壊性を持ってきたかを探索し、分野の変化について考察したい。

## 2. 方法

OpenAlex を用いて計量書誌学的調査を行った。OpenAlex は2億件を超える学術著作を収録し、API(Application Programming Interface)によって利用可能な、オープンな引用文献データベースである(Priem, et al., 2022)。破壊指数の算出には複雑かつ大規模な検索が求められるため、WoS や Scopus のウェブインタフェースよりも、OpenAlex の柔軟な API の利用が不可欠である。また OpenAlex のようなオープンなデータソースの利用は、科学の再現性と頑健性につながるとされている(Liu et al, 2023)。最近では、OpenAlex を使用した計量書誌学の論文も増えてきている(たとえば Xu et al., 2024 など)。

図書館情報学分野を対象とした研究に基づいて、対象となる雑誌を選定した。以下の6誌を調査対象とした。

1. *Journal of the Association for Information*

*Science and Technology*(JASIST)

2. *Journal of Documentation*
3. *Information Processing & Management*(IPM)
4. *Library Quarterly*
5. *Library and Information Science Research* (LISR)
6. *Journal of Information Science*
7. *Scientometrics*

タイトル変更のあった雑誌(JASIST, IPM, LISR)は、過去のタイトルでもレコードを取得している。

本研究では、対象論文出版後5年間での破壊指数を算出した。そのため、調査対象として、2017年までに出版された論文を取得した。また、破壊指数の算出のため、引用文献と被引用文献が1件以上あるものに限定した。この基準は、Bormann & Takles (2019)に比べると、かなりゆるいものであるが、古い年代の論文も対象としているため、この基準を用いた。表1に、雑誌ごとにOpenAlex から得た論文数を示した。

表1 雑誌ごとの調査対象論文数

雑誌名	件数
<i>Scientometrics</i>	4,710
<i>JASIST</i>	4,693
<i>IPM</i>	2,432
<i>Journal of Information Science</i>	1,551
<i>Journal of Documentation</i>	1,362
<i>LISR</i>	652
<i>Library Quarterly</i>	626
合計	15,374

本発表では、分析の観点に、雑誌タイトル、出版年代、そして Wu et al. (2019)で破壊指数との関係が指摘されている著者数を用いた。調査分析に当たって、データの取得には Pyalex<sup>1</sup>、データの

<sup>1</sup> <https://github.com/J535D165/pyalex>

処理・集計には Pandas<sup>2</sup>, データの可視化には Seaborn<sup>3</sup>を用いた。

### 3. 結果

はじめに破壊指数全体の傾向について示す。調査対象全体での破壊指数の分布を図2に示した。全体の平均は0.022, 中央値は0であった。図から, Bormann & Takles (2019)でしめされたように, 1) 全体として0付近に集中していること, 2) 大きく外れた値はごく一部であることが分かる。

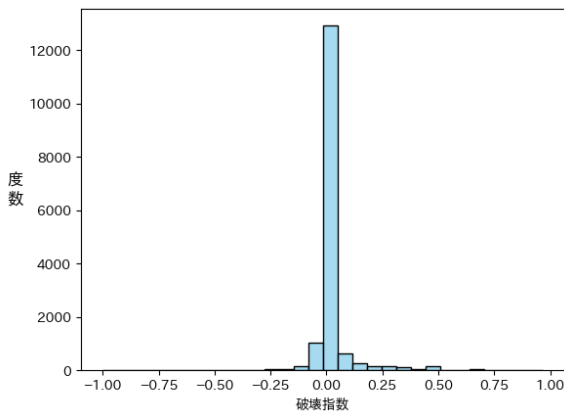


図2 破壊指数のヒストグラム

雑誌ごとの破壊指数の平均を表2に示した。雑誌ごとに見た場合, Journal of Information Science が0.044で平均的な破壊指数が最も高く, Scientometrics が0.009で最も低かった。

表2 雑誌ごとの破壊指数の平均

雑誌名	破壊指数
<i>Journal of Information Science</i>	0.044
<i>Journal of Documentation</i>	0.035
<i>Library Quarterly</i>	0.035
<i>JASIST</i>	0.029
<i>IPM</i>	0.016
<i>LISR</i>	0.015
<i>Scientometrics</i>	0.009

つぎに10年ごとに区切って出版年代ごとの破壊指数の分布を図3に示した。図から, 先行研究での指摘と同様に, 図書館情報学分野でも破壊指数は年代とともに下がり, 次第に0付近に収束していることが分かる。

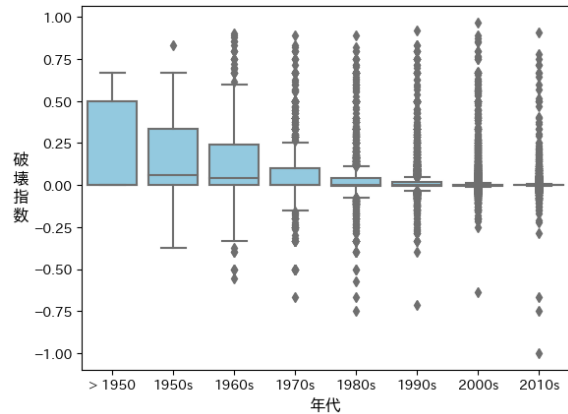


図3 年代ごとの破壊指数の箱ひげ図

図5に著者数による破壊指数の箱ひげ図を示した。全体の著者数の分布を確認し, 1~4名と5名以上でグループ化した。著者に関するデータが存在しないレコードは, 著者数の分析からは除外した。平均値では1人0.035, 2人0.021, 3人0.012, 4人0.006, 5人以上0.008で, 著者数が少ない方が, 破壊指数が高い傾向にあった。

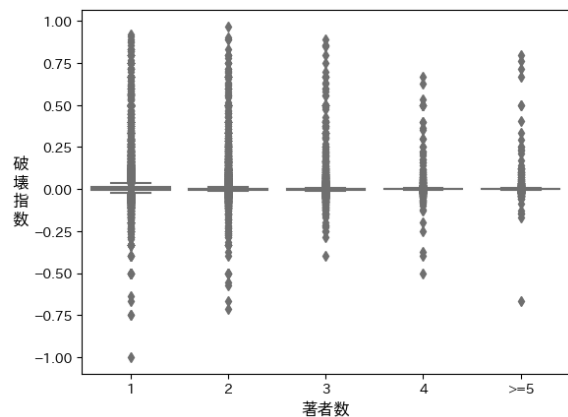


図4 著者数ごとの破壊指数の箱ひげ図

<sup>2</sup> <https://pandas.pydata.org/>

<sup>3</sup> <https://seaborn.pydata.org/>



雑誌名	> 1950	1950s	1960s	1970s	1980s	1990s	2000s	2010s
Journal of Information Science				0.110	0.072	0.088	0.031	0.004
Journal of Documentation	0.583	0.176	0.126	0.072	0.030	0.034	0.024	0.008
The Library Quarterly	0.100	0.111	0.128	0.045	0.058	0.019	0.015	0.030
JASIST		0.158	0.149	0.087	0.075	0.019	0.018	0.000
IPM			0.058	0.050	0.024	0.017	0.008	0.002
LISR					-0.029	0.029	0.020	0.006
Scientometrics				0.027	0.038	0.028	0.004	0.001

図 5 雑誌と出版年代ごとの破壊指数の推移

最後に雑誌タイトルと出版年代の組み合わせから、破壊指数を図 5 に整理した。年代ごとに破壊指数が高いセルは濃く、低いセルは薄く塗り分けしている。最右列のスパークラインで各雑誌の年代ごとの推移を示している。図から、どの雑誌においても、破壊指数は年代とともに減少していることが分かる。年代(列)ごとに見ると、Journal of Information Science は、2000 年代までは高い水準であったが、2010 年代には低下が見られた。

#### 4. まとめ

本発表では図書館情報学分野の主要雑誌に掲載された論文に対して、破壊指数を算出した。さらに破壊指数を雑誌タイトル、出版年代、著者数から分析した。今後の分析として、対象雑誌のさらなる選定及びトピックと組み合わせた分析、個別の文献・著者からの分析などが考えられる。

#### 謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP19K12702 の助成を受けたものです。

#### 引用文献

- Bornmann, L., & Tekles, A. (2019). Disruptive papers published in *Scientometrics*. *Scientometrics*, 120, 331-336. <https://doi.org/10.1007/s11192-020-03406-8>
- Funk, R. J., & Owen-Smith, J. (2017). A dynamic network measure of technological change.

- Management science*, 63(3), 791-817. <https://doi.org/10.1287/mnsc.2015.2366>
- Xu, H., Liu, M., Bu, Y., Sun, S., Zhang, Y., Zhang, C., Acuna, D. E., Gray, S., Meyer, E., & Ding, Y. (2024). The impact of heterogeneous shared leadership in scientific teams. *Information Processing & Management*, 61(1), 103542. <https://doi.org/10.1016/j.ipm.2023.103542>
- Leibel, C., & Bornmann, L. (2023) What do we know about the disruption index in scientometrics? An overview of the literature. ArXiv. <https://doi.org/10.48550/arXiv.2308.02383>
- Liu, L., Jones, B. F., Uzzi, B., & Wang, D. (2023). Data, measurement and empirical methods in the science of science. *Nature human behaviour*, 7(7), 1-13. <https://doi.org/10.1038/s41562-023-01562-4>
- Park, M., Leahey, E., & Funk, R. J. (2023). Papers and patents are becoming less disruptive over time. *Nature*, 613(7942), 138-144. <https://doi.org/10.1038/s41586-022-05543-x>
- Priem, J., Piwowar, H., & Orr, R. (2022). OpenAlex: A fully-open index of scholarly works, authors, venues, institutions, and concepts. ArXiv. <https://doi.org/10.48550/arXiv.2205.01833>
- Wu, L., Wang, D., & Evans, J. A. (2019). Large teams develop and small teams disrupt science and technology. *Nature*, 566(7744), 378-382

## 学生研究論文誌に対する大学図書館の支援：トロント大学図書館の事例分析

新見槇子（東京学芸大学附属図書館）

niimimk.lib@gmail.com

本研究では、「学生研究論文誌 (student journal)」に対する大学図書館の支援について事例分析を行った。調査対象はトロント大学図書館とし、図書館ウェブサイト、事例報告文献を中心に見た。「Student Journal Publishing」ページにて、学生が雑誌の刊行や運営を行う際に参考となる情報が提供されていること、2015年にトロント大学図書館で開始された「Student Journal Forum」が、全カナダ規模のイベントに発展していること等が分かった。

### 1. はじめに

学生の研究成果を掲載することに特化した雑誌は、北米において「student journal」といった名称で呼ばれており、これらは大学院生の研究成果を掲載するもの、学士課程学生の研究成果を掲載するものに大別される<sup>1)</sup>。なお、本研究では「student journal」の日本語訳を、便宜上「学生研究論文誌」としている。

このような雑誌の刊行は、北米を中心に一般的に行われている。たとえば Hensley ら<sup>2)</sup>による学士課程学生の研究成果を掲載する雑誌の調査では、2014～2015年時点で約 800 誌の存在を確認しており、1000 誌以上が刊行されているとの推計も出している。また、図書館がこれらの雑誌に関わる場合もあり、Library Publishing Coalition が公開している *Library Publishing Directory* のデータセット<sup>3)</sup>によると、2022年には掲載 160 機関のうち 42 機関において、学内で学生が刊行する雑誌 (campus-based student-created journals) を刊行しており、このうち 33 機関が米国、4 機関がカナダであった。

発表者は 2019 年<sup>4)</sup>に、学士課程学生の研究成果を掲載する雑誌を分析した文献と、それらに対する大学図書館の支援に関する事例報告文献の内容を整理して発表している。その結果、これらの雑誌の運営に学生が関わる例が多く見られること、刊行形態はオンラインの場合が多いこと、大学図書館による支援としては、雑誌出版プラットフォームや機関リポジトリといった出版のための手段の提供が行われていること、学生編集者を主な対象として、雑誌を運営する際に必要となる情報（著作権や OA、

編集プロセス等)の提供も行われていること等が分かった。

本研究では、2019年の文献整理で明らかになった事項を踏まえて、学生研究論文誌に対する大学図書館による支援の実態をさらに見るために、事例分析を行った。

### 2. 事例分析

#### 2.1 対象

本研究の事例分析では、2019年発表でも事例報告文献<sup>5)</sup>を取り上げた、カナダのトロント大学図書館を対象とした。1827年に設立されたトロント大学には、セントジョージ (学部 46,905 人、大学院 20,335 人) ミシサガ (学部 15,199 人、大学院 903 人)、スカボロ (学部 13,957、大学院 379 人) のキャンパスがある<sup>6)</sup>。2022年時点の全学での教員数 16,503 人、スタッフ数 8,087 人、図書館員数 163 人という規模であり<sup>7)</sup>、図書館は 3 キャンパス・40 館で構成されている<sup>8)</sup>。

なお、発表者は過去の調査においてトロント大学の図書館員とコンタクトをとっており、[1]2014年から2015年にかけての質問紙調査<sup>9)</sup>、[2]メールによる、質問紙調査[1]の個別フォローアップインタビュー (2015年)<sup>9)</sup>、[3]現地訪問をしての図書館員との面会 (2017年8月24日)を行っている。今回は、[1]～[3]においてコンタクトをとり、かつ、2019年発表で取り上げた事例報告文献<sup>5)</sup>の著者である、Heather Buchansky氏 (Student Engagement Librarian) に対して 2023年7月にメール連絡を行い、8月に担当者 (当時) を紹介してもらった。その後、質問事項を付した連絡を行った。時間的制約等の事情があり、質問への回答

ではなく、こちらが質問した事項について述べている事例報告文献（2023年8月発表）<sup>10)</sup>を紹介してもらう形となった。

## 2.2 分析

トロント大学図書館が実施している学生研究論文誌に対する支援について、(1)その経緯を見た後に、(2)大学図書館の「Student Journal Publishing」ページ（以下 SJP ページ）<sup>11)</sup>、(3)「Student Journal Forum」（以下 SJ フォーラム）として開催されているイベントの詳細を見た。SJP ページ<sup>11)</sup>はトロント大学図書館における支援メニューを一覧できるページであり、また、2015年に開始された SJ フォーラムは、3.3 で詳述するとおり、全カナダ規模のイベントに発展している点から、これらを分析することにした。分析では、トロント大学の図書館員等による事例報告文献<sup>5)</sup>、<sup>10)</sup>、SJP ページ<sup>11)</sup>掲載の情報を中心に見た。

なお、2019年発表で発表者は学士課程学生の研究成果を掲載する雑誌に着目しており、トロント大学の事例報告文献のうちの1件<sup>5)</sup>でも学士課程学生に焦点が当たっているが、トロント大学図書館では学士課程学生と大学院生のどちらの雑誌も支援の対象としている。

## 3. 結果

### 3.1 支援の経緯

トロント大学には、1923年創刊のカナダで最も古い学生主体で運営されている医学系雑誌 *University of Toronto Medical Journal*<sup>12)</sup>があり、以前より学生による雑誌刊行・運営がなされていた。

2017年8月訪問時の面会での説明とその後には発表された事例報告文献<sup>5)</sup>によると、現在に繋がる支援の発端は、2014年に学生編集者である学士課程学生から問い合わせがあり、彼らの雑誌を図書館の蔵書にできるのか、目録登録ができるのかを質問されたことによる。

図書館では各部署において学生研究論文誌に関わるサービスを実施していたが、これを契機に、図書館内の出版に関わる資源とサービスの一体化、一層の可視化、学生研究論文誌の学生編集者に対する直接的な支援の促進が目指された。まずは学内の状況調査が行われ、大学

内で刊行中の学生研究論文誌の実態、少数のリエゾンライブラリアンによる支援や学内の1図書館で行われたイベント等の存在が明らかになった。student engagement librarian, copyright librarian, institutional repositories librarian, instruction librarian がチームを構成して一連の検討が行われ、2015年10月に SJ フォーラムが開催された。また、開催後すぐに SJP ページが公開された<sup>5)</sup>。

### 3.2 「Student Journal Publishing」ページ

トロント大学図書館が提供する「Research guides」の1つとして SJP ページ<sup>11)</sup>がある。

#### 3.2.1 雑誌ディレクトリ

SJP ページの雑誌ディレクトリ<sup>13)</sup>には、トロント大学で過去5年間に刊行された、学生が主体となって運営されている雑誌 (student-led journals) のリストが4つ掲載されている。

キャンパス別リストには89誌が掲載されている（2023年10月15時点）。これらにはいわゆる文芸誌も含まれる。89誌中32誌には誌名に「undergraduate」の単語が含まれていた。なお、キャンパス別リストと以下で述べる主題別リストは、掲載誌に若干の齟齬がある。

主題別リストには複数主題を付与されている雑誌が存在するため、重複掲載がある（延べ112誌）。重複の調整をしたうえで主題別リスト掲載の83誌に付与されている主題を見たところ、自然科学分野に該当するのが18誌、人文・社会科学分野に該当するのが65誌であった。なお、リストに付与されている主題（重複あり）の上位を見たところ、医療・健康科学（10誌）、英語（9誌）、国際情勢（8誌）、文化研究（7誌）、科学・工学（6誌）であった。

図書館のホスティングサービスを利用している OA 雑誌のリストには、34誌が掲載されている。図書館で目録登録がされている雑誌のリストには、18誌が掲載されている。

このディレクトリは SJP ページのなかでも閲覧数が多いページであり<sup>5)</sup>、図書館が提供する情報として需要が高いものであると考えられる。さらに、トロント大学図書館で支援の対象としている学生研究論文誌の傾向を知る際にも参考となる。

### 3.2.2 図書館で提供しているサービス

SJP ページの「Library Publishing Services」<sup>14)</sup>には、トロント大学図書館で提供している出版に関わるサービスの紹介と図書館ウェブサイト詳細ページへのリンクが掲載されている。

(a) Open Journal Systems (Public Knowledge Project が提供する学術雑誌刊行のソフトウェア)をベースにした雑誌ホスティングサービス、(b)著作権や OA 等の学術コミュニケーションに関する支援サービスを行う図書館の部署、(c)大学アーカイブを担当する部署（冊子版の収集・デジタル化支援）が紹介されている。

3.2.1 でも述べたとおり、学生研究論文誌のなかにも、図書館が提供するホスティングサービスを利用して刊行されている OA 雑誌がある。さらに、雑誌を刊行する際に重要となる、著作権や OA に関わる情報提供や支援サービスへのリンクもされている。SJP ページは、雑誌の刊行を考えている、あるいは運営を行っている学生にとって、有益な情報の窓口である。

### 3.3 「Student Journal Forum」イベント

2015年に開始された SJ フォーラムは、2023年までに 8 回開催されている。SJP ページ掲載の SJ フォーラムの情報<sup>15)</sup>をまとめたものが、第 1 表である。

第 1 回（2015 年）から第 4 回（2019 年）まではトロント大学図書館による開催であり、第 5 回（2020 年 2 月）はトロント大学図書館とヨーク大学図書館（トロント市）の共同運営、第 6 回（2021 年）からはカナダの大学図書館 8～10 館が運営に参加している。また、第 7 回からは Open Journal Systems の運営組織である Public Knowledge Project がスポンサーとして参加している。開催形式は、第 5 回までは対面（単日）、それ以降はオンライン（複数日）である。2021 年の第 6 回以降は、形式がオンラインとなったが、これは新型コロナウイルス感染症への対応のための変更であり、それに伴い、運営参加館が増加してトロントを越えた全カナダ規模のイベントに発展した<sup>10)</sup>。第 8 回（2023 年）の情報によると、SJ フォーラムは誰でも参加可能であるが、主な対象は学生研究論文誌に関与している・創刊を検討している

カナダの学生となっている。

SJ フォーラムのプログラムは開催年によって異なる部分があるが、大別すると①説明・紹介・講演、②学生による事例紹介・プレゼンテーション、③交流のセッションが行われている。①説明・紹介・講演のセッションでは、これまでに図書館員・教員・学生・大学出版局関係者・学術雑誌編集者・学術出版関係者が登壇している。直近の第 8 回（2023 年）では、プロジェクトマネジメント、ダイバーシティ・公平性・インクルージョン、ピアレビュー、発見可能性、著作権・著者の権利、学術出版の編集、学術出版でのキャリアがテーマとして取り上げられている（第 1 表）。

他と最も異なるプログラムだったのは第 7 回（2022 年）であり、②学生による事例紹介・プレゼンテーションと③交流のセッションで構成された。事例報告文献<sup>10)</sup>によると、この回に初めて学生からプレゼンテーションを公募し、より学生を中心に据えたプログラムとなった。次の第 8 回では、学生からの公募によるプレゼンテーションに加えて、上述の①説明・紹介・講演のセッションも実施されている。

SJ フォーラムは学生研究論文誌に関与している学生に対して、参考となる情報を提供するとともに、彼らの経験を発表する場や交流の場として機能している。学生研究論文誌に関与する学生を対象とするワークショップ等は、北米の他の大学図書館でも実施されている<sup>4)</sup>。しかしながら、SJ フォーラムの大きな特徴は、新型コロナウイルス感染症という外部要因を契機としつつ、1 大学ないし近隣大学による取り組みから全カナダ規模のイベントへと発展した点である。また、SJ フォーラムはすでに 2024 年のオンライン開催が告知されている。今後も新たな展開が見られる可能性があり、引き続き注目すべき取り組みであろう。

### 4. おわりに

本研究では、トロント大学図書館の事例分析をとおして、北米の大学図書館による学生研究論文誌に対する支援の一端を明らかにした。今後もさらなる調査を行い、大学図書館による取り組みの実態を明らかにしていきたい。

第1表 「Student Journal Forum」の概要

	開催日	開催形式	内容	スピーカー	運営機関
1	2015. 10. 22	現地	①説明・紹介・講演（ピアレビュー、著作権、オープンアクセス、雑誌編集）、②学生による事例紹介・プレゼンテーション、③交流	図書館員、教員、学生	1
2	2017. 1. 12	現地	①説明・紹介・講演（オンライン出版、著作権、学術コミュニケーション）、②学生による事例紹介・プレゼンテーション	図書館員、学生	1
3	2018. 1. 24	現地	①説明・紹介・講演（図書館による支援）、②学生による事例紹介・プレゼンテーション、③交流	図書館員、学生	1
4	2019. 1. 23	現地	①説明・紹介・講演（学術出版）、②学生による事例紹介・プレゼンテーション、③交流	大学出版局関係者、学生	1
5	2020. 2. 4	現地	①説明・紹介・講演（雑誌運営のための教育プログラム） ②学生による事例紹介・プレゼンテーション、ディスカッション	図書館員、学生	2
6	2021. 2. 16-19	オンライン	①説明・紹介・講演（学術出版、雑誌運営・出版、大学院生雑誌、アクセシビリティ、著作権）、②学生による事例紹介・プレゼンテーション、③交流	図書館員、教員、大学出版局関係者、学生	8
7	2022. 2. 23-24	オンライン	②学生による事例紹介・プレゼンテーション、③交流	学生	10
8	2023. 2. 21-23	オンライン	①説明・紹介・講演（プロジェクトマネジメント、ダイバーシティ・公平性・インクルージョン、ピアレビュー、発見可能性、著作権・著者の権利、学術出版の編集、学術出版でのキャリア）、②学生による事例紹介・プレゼンテーション	図書館員、学生、学術雑誌編集者、学術出版関係者	8

## 引用文献

1) Ho, Adrian K. "Library services for creating and publishing student research journals". Library Publishing Toolkit. Brown, Allison P., ed. IDS Project Press, 2013, p. 235-250.

2) Hensley, Merinda Kaye; Johnson, Heidi R. The library as collaborator in student publishing: An index and review of undergraduate research journals. Scholarship and Practice of Undergraduate Research: The Journal of the Council on Undergraduate Research. 2019, vol. 2, no. 4, p. 58-67.

3) Library Publishing Coalition. Library Publishing Directory research data set. [https://drive.google.com/uc?export=download&id=1Z1lvz3BaXUi1Lc\\_QYbXRKTLIsyTCKOcM](https://drive.google.com/uc?export=download&id=1Z1lvz3BaXUi1Lc_QYbXRKTLIsyTCKOcM), (accessed 2023-10-30).

4) 新見慎子. "学士課程学生の研究論文誌に対する大学図書館の支援：北米の事例から". 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集 2019 年度. 東京, 2019-11-16, 三田図書館・情報学会, 2019, p. 9-12.

5) Buchansky, Heather; Slaughter, Graeme. "Connecting students to the research lifecycle and to each other: Planning an event to support undergraduate journal publishing". Undergraduate Research and the Academic Librarian: Case Studies and Best Practices. Hensley, Merinda Kaye; Davis-Kahl, Stephanie, eds. Association of College and Research Libraries, 2017, p. 229-241.

6) "About U of T". University of Toronto. <https://www.utoronto.ca/about-u-of-t>, (accessed 2023-10-30).

7) "Quick facts". University of Toronto. <https://www.utoronto.ca/about-u-of-t/quick-facts>, (accessed 2023-10-30).

8) "About". University of Toronto Libraries. <https://oneresearch.library.utoronto.ca/about>, (accessed 2023-10-30).

9) 新見慎子. 大学図書館が実施する「学士課程学生による研究」に対する支援の実態と特徴：北米の研究大学図書館を対象とする質問紙調査とインタビュー調査から. Library and Information Science. 2017, no. 78, p. 111-135.

10) Maistrovskaya, Mariya; Eke, Victoria; Forbes, Sarah M. Canada's Student Journal Forum: From humble beginnings to national conference. Current Issues in Education. 2023, vol.24, no.2, doi:10.14507/cie.vol24iss2.2182. <https://cie.asu.edu/ojs/index.php/cieata/article/view/2182>, (accessed 2023-10-30).

11) University of Toronto Libraries. "Student Journal Publishing". Research guides. [https://guides.library.utoronto.ca/student\\_journals](https://guides.library.utoronto.ca/student_journals), (accessed 2023-10-30).

12) University of Toronto Medical Journal. <https://jps.library.utoronto.ca/index.php/utmj>, (accessed 2023-10-30).

13) "Journal Directory". Student Journal Publishing. [https://guides.library.utoronto.ca/student\\_journals/journal-directory](https://guides.library.utoronto.ca/student_journals/journal-directory), (accessed 2023-10-30).

14) "Library Publishing Services". Student Journal Publishing. [https://guides.library.utoronto.ca/student\\_journals/library-publishing-services](https://guides.library.utoronto.ca/student_journals/library-publishing-services), (accessed 2023-10-30).

15) "Student Journal Forums". Student Journal Publishing. [https://guides.library.utoronto.ca/student\\_journals/events](https://guides.library.utoronto.ca/student_journals/events), (accessed 2023-10-30).

## 図書館における競馬資料の提供

西川和(文教大学) nishikaw@bunkyo.ac.jp

本研究では競馬や馬と関係する自治体の公共図書館を対象に競馬情報の提供について調査した。馬産地や、JRA のトレセンが所在地では、公共図書館に競馬(馬)コーナーが用意され、競馬資料が提供されていた。これらの自治体は「馬の町」というアイデンティティを持ち、中でも蔵書規模が大きい図書館はそれぞれ独自の分類を用いていた。競馬情報サービスは自治体内の協力によって支えられているが、自治体を超える協力は少なかった。

## 1. 背景

日本において明治時代に伝来した競馬は庶民の娯楽として発展してきた。日本中央競馬会(JRA)では1960年代以降競馬を健全な娯楽として家族連れや若者など幅広いファン層へ広げようという意識で広報活動を続けている<sup>1)</sup>。しかし、国立国会図書館の『図書館調査研究レポート』<sup>2)</sup>の中で競馬をギャンブルの一種としてフィルタリングするよう示しているなど、図書館において競馬は有害なものとして扱われている面がある。果たして競馬情報は図書館で扱われているのだろうか。

## 2. 先行研究

図書館における競馬情報や図書館と競馬の関係に関する先行研究は見当たらなかった。しかし、図書館と競馬以外のスポーツについては、地域のJリーグチームと図書館との連携<sup>3)</sup>や、地域のプロ野球チームの資料を収集したコーナーを設けていた事例がある<sup>4)</sup>。神戸市立図書館は日本のサッカー発祥の地として寄贈資料をもとに神戸賀川サッカー文庫という特定のチームに限らないサッカー資料の提供をしている<sup>5)</sup>。これらの図書館では地域に関わるスポーツの資料を収集・提供していた。

## 3. 研究目的

本研究の目的は、公共図書館において競馬情報をどのように提供しているのかを明らかにすることである。特に競馬とかかわりのある自治体の公共図書館においての競馬情報の提供の仕方や競馬がどのようなものとして扱われているのかを見ることで、日本の図書館における競馬の位置づけの一端を明らかにできる。

## 4. 研究方法

まず調査対象となる図書館を選定する。他のスポーツでは関連する地域の図書館で資料の収集や提供をしていることから、競馬情報に関するサービスも競馬に関わる地域で行われていると考えられる。そのため、JRAの事業所である競馬場、トレーニング・センター(トレセン)、競馬学校、競走馬総合研究所、馬事公苑、育成牧場、競走馬リハビリテーションセンターが所在する自治体と、一般的な競走馬であるサラブレッドなど軽種馬の生産が盛んな北海道日高振興局の自治体の図書館を対象に分類番号「788.5(競馬)」「645.2(畜産・家畜・馬)」、件名「競馬」で検索を行った。

こうして絞られた図書館と競馬情報を扱う専門図書館であるJRA図書室を訪問し、競馬情報がどのように提供されているのかを確認した。また、可能であれば図書館員にインタビューを行い、競馬情報の提供についての経緯や工夫、競馬情報の利用者層について伺った。

## 5. 調査結果

トレセンの所在する滋賀県栗東市、茨城県美浦村、馬産地である北海道新ひだか町、日高町、新冠町、浦河町では、人口や蔵書規模に対して多くの資料を所蔵していることが分かった。そのうち、日高町には門別と日高に図書館郷土資料館があり、競馬資料の所蔵は門別が中心となっている。そこで、栗東市立図書館、美浦村中央公民館図書室、新ひだか町図書館、新ひだか町図書館三石分館、日高町立門別図書館郷土資料館、新冠町レ・コード館図書プラザ、浦河町立図書館を対象とした。

競馬場の所在する自治体の中では府中市と札幌市は競馬資料の所蔵数が比較的多いが、人口や蔵書の規模そのものが大きいことから今回は調査対象外とした。

訪問調査の結果、対象の図書館はいずれも競馬情報や馬情報のコーナー（以下競馬コーナー）を設置していることが分かった。各図書館のサービスやコーナーについて概説する。

#### ・栗東市立図書館

本館には郷土資料のとなりに書架6連の競馬コーナー「たっぷりと…馬の魅力」がある。馬や競馬に関する本はNDCに関係なくこのコーナーに集められており、その中で分類番号788.5以外のものはNDC順に、788.5のものは独自の分類で配架されていた。競馬雑誌は新刊バックナンバー共に競馬コーナーに配架されていた。

東海道と中山道の交わる「道の町」であると同時にトレセンのある「馬の町」でもあるので、地域の特色を示すコーナーとしてどちらを選ぶか開館直後に議論したうえで競馬を選び、2連程度のコーナーでスタートしたという。開館25周年の2013年にはトレセンや調教師から資料を借りて「栗東で育った名馬たち」展を開催した。この展示についての新聞記事には競走馬の姿から興味を引き出したことが書かれており<sup>6)</sup>、先行研究にある他のスポーツとの連携のように図書館と競馬をつなぐ働きが見られた。

なお、栗東駅前の栗東西図書館には競馬コーナーも馬関連の蔵書もほとんどないが、2023年10月には特設で馬の絵画の展示をしている。

#### ・美浦村中央公民館図書室

公民館図書室で規模が小さいが、入り口近くの美浦に関する資料のすぐ裏に低書架2連の競馬コーナー「競馬・馬の本」があり、NDC順に配架されていた。なお、競馬漫画は漫画コーナーに置かれており、地域資料の中でも茨城に関する資料は館内の奥側に置かれていた。

#### ・日高町立門別図書館郷土資料館

書架4連の競馬コーナーがあり、同コーナーの

書籍には馬の顔のテプラが貼られており、NDC順に配架されていた。

競馬関連の雑誌は雑誌コーナーのうち最も目立つ入館してすぐの場所にあり、新聞コーナーには馬事通信(種牡馬や市場の情報を掲載する馬産地情報新聞で勝ち馬予想は掲載していない)があり、永年保存とされていた。

#### ・新冠町レ・コード館図書プラザ

入口から遠い窓辺に競馬コーナーがあり、同コーナーの書籍には馬の顔のテプラが貼られており、NDC順に配架されていた。テプラは日高町立門別図書館郷土資料館と同じデザインであった。書籍が書架2連分で、それに加えて競馬四季報や雑誌のバックナンバーも競馬コーナーに置かれていた。一方、競馬雑誌の新刊は雑誌コーナーに配架されていた。

#### ・新ひだか町図書館(本館)

地域資料参考資料コーナーのうち書架17連(うち4連は低書架)が競馬資料であった。いただいた資料によると蔵書数は令和3年度3月現在1848冊で、地域資料の20%程度を占めている。競馬雑誌は競馬コーナーに配架されていた。また、ガラスケース内に古い馬産関連の資料が展示されており、隣接する新ひだか町博物館の所蔵物で学芸員の協力を得ているということだった。

競馬コーナーの本は分類記号の前にUをつけて区別しており、788.5のみ独自分類を使用している。この独自分類は2015年の図書館建て替えの際に作成したという。

#### ・新ひだか町図書館三石分館

地域資料コーナーとアイヌ資料コーナーの間に書架1連の競馬コーナー「うま関係資料」があった。分類はNDCだが、分類記号の前に「U」をつけてほかの資料とは分けている。DVDや競走馬のセールカタログもあり、大判書が多かった。

#### ・浦河町立図書館

地域資料コーナー(浦河・日高・サラブレッド)内に競馬資料が書架23連(うち3連は低書架)あり、今回の調査で最大規模である。地域資料コー

ナーのうちをサブレッドが占めている。配架には全面的に独自分類を使用していた。競馬コーナーには書籍のほかにVHSや雑誌も含まれており、馬のLDはAVコーナーの中のサブレッドの棚に置かれていた。

元館長の話では競馬コーナーは昭和40年代にサブレッドコーナーを棚2つでスタートし、JRAの育成牧場場長などにも相談しながら徐々に規模を拡大したという。新館に移転した際も継続した。

## 6. 考察

今回の調査の結果、競馬情報サービスをしている自治体は馬の町として地域ゆかりの馬を地元の馬としているがそれにとどまらないサービスをしているということ、資料数の多い図書館では利用者目線の独自分類が使われていること、自治体内での連携が盛んな一方で自治体を横断する連携は少ないことが明らかになった。

・地元の馬の存在とそれにとどまらないサービス

新ひだか町は町内出身の馬が重賞を勝つと役場に垂れ幕が出るといい、栗東市の図書館員も競馬では勝馬の所属が栗東か美浦かをまず気にするという。また、お話を伺えていない図書館でも、新冠町は図書館の前にハイセイコー(新冠で生産)の像や町内で生まれた名馬の写真が飾られている。今回、話を伺えた図書館員はみな、自分たちの町を馬の町だと話していたが、その意識の背後には地域で生産・育成された馬への注目がある。

一方で、日高振興局では牧場での乗馬が観光資源になっており、栗東市では高校の馬術部が活動しているように乗馬も盛んである。地域にゆかりの名馬だけでなく乗馬に使われる身近な馬も、馬の町という面を強めている。

各図書館の競馬コーナーには地域にゆかりのない馬の資料も扱われていた。さらに乗馬資料もある程度置かれており、栗東市立図書館では乗馬に関する資料の貸出も多いという。つまり、特定の名馬に意識は向けつつも、幅広い馬たちを地域の象徴と考えているのではないだろうか。

・利用者目線の独自分類の発展

独自分類をしていた栗東市立図書館、新ひだか町図書館本館、浦河町立図書館のうち、最も競馬コーナーが古いのは浦河町立図書館である。この独自分類を作る際にはJRA図書室や馬の博物館の蔵書分類(いずれも十進分類)を参考にしながら独自分類を作ったという。JRA図書室などの分類は専門家向け過ぎて公共図書館でそのまま利用するのは難しいため独自に作り直したということであった。専門図書館の分類を参考にする点は神戸賀川サッカー文庫と類似している<sup>5)</sup>。JRA図書室の図書館員によると利用者は作家や、記者であっても詳細な調査をして深い記事を書くタイプが多いという。一方、浦河町立図書館では牧場の人の利用は案外少なく、観光客や内地からのILLなど競馬ファンの利用が多いそうだ。両館は館種の違いと利用者の違いから必要とする分類が異なると考えられる。

新ひだか町図書館ではNDC788.5以外のものはUを付けて競馬以外の資料と分けており、NDC788.5のものはアルファベット1文字の独自分類を用いている。図書館員の方によると浦河町立図書館の分類をもとにしたが、まだ細かいと考えてより簡略化したという。新ひだか町図書館の図書館員は、浦河町の競馬コーナーが最も規模と歴史があるといっており、両館の競馬コーナーの規模の差により求める分類が変わったのだろう。あるいは、新ひだか町図書館では牧場の従業員や獣医の利用もあるという話があったため、利用者の違いも原因の可能性もある。

一方、栗東市立図書館の独自分類は厳密ではない書架上の分類で完全に独自のものだという。栗東市では最初は規模が少なかったためNDCで配架していたが、数が増えて不便になったため、利用者の声をききながら作成したという。栗東の利用者は近隣の市外在住を含む競馬ファンを中心としている。独自分類をしていない日高町などの図書館は競馬コーナーの規模が比較的小さく、まだ独自分類が不要なのだと考えられる。



#### ・自治体内での連携

いずれの自治体でも自治体の中では多くのつながりを持って競馬情報サービスをしていた。新ひだか町では博物館との協力以外にも町内の場外馬券売り場が閉鎖された際に資料寄贈の話があり、逆に町内にあるライディングヒルズ(乗馬可能な牧場)の蔵書のフィルムがけには図書館員が協力しているようだ。浦河町では町内にあるJRAの日高育成牧場の元館長とのつながりが独自分類や競馬コーナーを作る際に役立ったという。栗東市では市内にあるケイバブック社から雑誌の寄贈を受けており、2013年の「栗東で育った名馬たち」展の際には栗東トレセンや所属の調教師から写真パネルや栗東の名馬の使った鞍を借りることができた。また、引退する調教師から専門資料や灰色文献などを寄贈されることもあるという。

その一方で、自治体外とのつながりは少ない。前述の通り新ひだか町が独自分類を作る際に浦河町から情報を得ていたが、隣接する自治体同士で分担収集をすることはないという。栗東市の図書館員によるとかつては全国市町村ホースサミットなどで自治体自体のつながりがあったが、昨今はそれもないという。全国市町村ホースサミットは2012年に解散している<sup>7)</sup>。

#### 7. おわりに

馬の生産・育成をする自治体は馬の町として地域の馬以外にも含めた競馬に関する図書館のサービスが行われていた。そして認識している利用者層は図書館ごとに多少の差があるが、浦河町では観光客やILL、新ひだか町では観光客、栗東市では近隣自治体住民という、在住者以外の利用を認識している点は共通していた。競馬コーナーは馬の町という地域のアイデンティティを確認して強化し、自治体の外に向けて発信する機能を持っていると考えられる。

今回の調査は馬の生産・育成に関わる自治体を調査対象としたが、対象から外した競馬場の所在する自治体の中にも競馬資料の所蔵が比較的多い札幌市や府中市がある。また、競馬には地方自治

体が運営する地方競馬もあり、地方競馬は馬の育成を競馬場でしているため、より地域に密着している可能性が考えられる。特に帯広市で実施されているばんえい競馬は日本独自の競馬であり、帯広市立図書館で展示があったようである<sup>8)</sup>。今後はこうした競馬場の所在する自治体も調べる価値はあるだろう。それ以外にも、独自分類の詳細な分析、各図書館の所蔵資料の計量書誌学的な分析もできるだろう。

#### ◆謝辞

本研究にあたって各図書館の皆様にご協力いただき、特に新ひだか町、浦河町、栗東市の図書館とJRA図書室ではお話を伺うお時間もいただきました。各図書館の皆様感謝いたします。

#### ◆参考資料

- 1.日本中央競馬会. 日本中央競馬会 50 年史 : the golden jubilee. 日本中央競馬会. 2005, 557p.
- 2.国立国会図書館.” 図書館調査研究レポート, No.10 子どもの情報行動に関する調査研究, 5.4. 有害コンテンツ対策”.<https://current.ndl.go.jp/book/8480>(入手 2023/10/24)
- 3.舟田彰. 地域の「公共図書館」と「サッカークラブチーム」がつながる: 連携創成期の担当として感じたこと. 専門図書館. 2016, Vol276, p.22-28.
4. 特集. プロ野球と図書館. みんなの図書館. 2017, vol.485, p.1-26.
5. 松永憲明. ウチの図書館お宝紹介!(第 145 回) 神戸市立中央図書館神戸賀川サッカー文庫: 日本のサッカー発祥地は神戸だ!. 図書館雑誌. 2015, Vol.109, No.1, p54-55.
- 6.ディープの雄姿思いはせる「栗東で育った名馬たち」展. 読売新聞滋賀版. 2013/2/18. 朝刊. p.35
- 7.美浦村.”サミット”.美浦村公式ホームページ. <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9224464/www.vill.miho.lg.jp/sp/page/page000185.html>(2015/4/12 WARP アーカイブ.入手 2023/10/24)
- 8.ばんえい十勝“帯広市図書館にて「ばんえい競馬と馬」展示中”.[https://banei-keiba.or.jp/tp\\_detail.php?id=4398](https://banei-keiba.or.jp/tp_detail.php?id=4398)(入手 2023/10/24)

## 『学校図書館』誌上で72年間に紹介された全国の学校図書館について

伊藤民雄(実践女子大学図書館) ito-tamio@jissen.ac.jp

抄録 雑誌『学校図書館』で、創刊から72年間に連載紹介された1,442校の学校図書館を対象に、全体的な掲載傾向を把握することを目的に研究を行った。研究方法はデータ分析、文献調査、質問紙調査の併用である。その結果、他薦時代は1号平均3校の紹介で当時の研究指定校や特色ある学校が約8割を占めたこと、主に自薦時代は1号平均1校で推移し1990年代以降は3校に増えたこと、所在地、学校種、設置母体のいずれでも偏重が見られたが、現在では雑誌編集部が掲載状況を把握して偏重の解消、及び支援学校等を含む多様な学校図書館の紹介に努めていること、以上が明らかになった。

## I. 研究の背景と目的

全国学校図書館協議会(以下、「JSLA」という)の機関誌である『学校図書館』には、創刊時から現在まで、毎号ではないが全国の模範となる学校図書館を紹介する連載がある。

本研究は、創刊号(1950.9)から2023年3月号までに連載紹介された学校図書館1,442校を対象に、全体的な掲載傾向を示すことを目的とする。

なお、図書館数を示す時、「〇〇館」とするところを、本研究では、「〇〇校」とする。

## II. 『学校図書館』の連載について

本研究の対象となるのは、4つの連載記事の、「参観」<sup>1</sup>、「学校図書館見学」(以下、「見学」という)、「わが校の図書館案内」(以下、「わが校」、及び「いきいき学校図書館」(以下、「いきいき」)である(第1表)。創刊から73年間、「参観」の終了後1

年の休載期間を挟み、連載名は予告なしに3回変更されている。当初は、口絵写真の連載であったが、途中から写真と紹介文の併載になり、「いきいき」では紹介文が中心となっている。

投稿規定の掲載については、現在の「いきいき」では2018年以降は毎年4月号に掲載されるようになったが、それ以前は定期的ではなく数回の掲載であったため、採用基準や推薦方式がはっきりしない。創刊号で「各都道府県のモデル校は、なるべく誌上に紹介していきたい(中略)推薦して下さいませんか。」と投稿を呼びかけているため、「参観」の採用基準はモデル校で、推薦方式は「他薦」であると判断できる。中には、「滋賀県津市モデル・ライブラリー・スクール」(2号)や「コンプトン百科事典獲得全国高等学校学校図書館コンクール受賞校」(11~19号、「コンプトン」という)のように紹介理由が明示されることもあるが、大部

第1表 本研究の対象となる『学校図書館』の連載記事の概要

連載名	参観	学校図書館見学	わが校の図書館あんない	いきいき学校図書館
推薦方式	他薦	主に自薦	主に自薦	主に自薦
連載期間(号)	1(1950.9)~101(1959.3)	115(1960.5)-267(1973.1)	268(1973.2)-521(1994.3)	522(1994.4)-869(2023.3)
連載の掲載号数	82	144	231	310
掲載基準	各都道府県のモデル校	[特色ある施設・設備、運営、活動、読書指導、利用指導など]	[特色ある施設・設備、運営、活動、読書指導、利用指導など]	特色ある施設・設備、運営、活動、読書指導、利用指導など
掲載内容	口絵写真(2頁) 閲覧室、活動内容等	口絵写真+紹介文(連載途中から) 図書館外観、閲覧室全景、平面図等	口絵写真+紹介文(2頁) 閲覧室、活動内容、図面等	紹介文+写真数枚(1校1頁) 写真は閲覧室、利用の様子
説明	写真のキャプション	図書館概要、活動の特色・重点	図書館概要、読書指導の取組、図書館の利用状況、重点指導等	現状、運営、課題、実践例、写真数枚
投稿規定掲載号	1号(p.41)~4号	115号(p.23)	280号(p.67)	2018年以降は毎年4月号に掲載
備考	「参観」で固定されるのは36号(1953.11)で、それまでは一定ではない(註1参照)	175号(1965.5)から編集後記と同一頁に「巻頭写真あんない」掲載、210号(1968.4)から本体に2頁の紹介		2018年4月の『学校図書館』誌リニューアルに伴い投稿規定を定期的に掲載

分は不明なので「疑問 1」とする(次章参照)。

推薦方式が切り替わるのは 115 号(1960.5)からで、連載名が「見学」に変更となった時に、「学校図書館の写真をお送りください。本誌口絵写真の『学校図書館見学』で、あなたの学校図書館を全国に紹介させていただきたいと思います。」とあり、それ以降は主に自薦になったと考えられる。

### Ⅲ. 先行研究と研究方法

調べた限りでは、木幡智子(こわたさとこ)による論考<sup>2</sup>が 1 件認められた。木幡は、2006 年 1 月から 2011 年 9 月まで約 5 年間の「いきいき」で紹介された 158 校を対象に、学校所在地、都道府県別掲載校数の割合、校種・設置母体別、学校規模別で概要を示し、紹介記事内容から活動理論の 6 要素を抽出し分析を行っている。木幡によれば、対象期間中に紹介されない都道府県はなく、設置母体では公立学校が多く、校種では小学校、高等学校、中学校の順の掲載であった。

本研究では、木幡の研究手法を参考にし、各連載の構成が、「いきいき学」と同一ではないため、活動理論の分析については次の課題とし、今回はデータ分析により全体的な掲載傾向のみを示し、疑問が生じた 2 件については、文献調査と質問紙調査による追加調査を行うことにした。

学校図書館リストは、雑誌目次、掲載記事本体、雑誌年間索引、及び JSLA サイトの総目次等を使い作成した。各図書館に、連載名、学校名、掲載年月、掲載号数、学校所在地(都道府県)、校種(小学校、中学校、高校、支援学校、等)、雑誌本体及び掲載学校サイトの沿革等を見ながら掲載当時の設置母体(国立、都道府県市町村立、私立)、年度(4 月～3 月)、10 年毎の年度年代を付与し、複数の項目、例えば年代と掲載県、年代と学校種、連載名と掲載県、連載名と学校種、等でクロス集計を行った

### Ⅳ 結果と分析

72 年間の 4 つの連載から、重複を含む掲載図書館 1,442 校のデータが得られた。但し、11 校はアメリカ合衆国の図書館であるため、日本の学校数「1,431」校である。同一校の複数紹介は 120 回(58 校)で、最多紹介は 4 校の 3 回である。

#### A. 全体的な傾向

##### 1. 年度毎の掲載校数(第 1 図)

年度毎の掲載校数については、曲線の起伏が激しい時期が両端に集中し、その中間は起伏が見られず平坦に近い。起伏の激しい時期と連載時期と合致し、最初の時期は「参観」、最後の時期は「いきいき」であり、掲載が多い。平坦な時期は、「見学」と「わが校」と一致し、掲載は多くない。曲線に掲載ポリシーが現れているようにも見える。

現在の「いきいき」では、掲載数が減少傾向に入ると、増加させようとする意志が感じ取れる。



第 1 図 年度別の掲載校数の推移

##### 2. 都道府県別の掲載校数(第 2 表)

全期間を対象とした場合、都道府県別の掲載校数が多いのは、東京都 135 校(全体の占有率 9.4%)、神奈川県 62 校(同 4.3%)、愛知県 49 校(同 3.4%)、千葉県 46 校(同 3.2%)、大阪府 44 校(同 3.1%)の順となり、東京都が突出し、大都市部に偏重している。また占有率が 2%超は先出の 5 県を含め 19 県あった。

一方で掲載ゼロ県(塗色部分)が少なからずあることが判明した。「参観」、「見学」、「わが校」の各掲載ゼロ県は、「9」、「7」、「5」であり、福井県と

奈良県は創刊から46年間掲載ゼロである。

JSLAは全国組織のため、大都市部の優遇はあっても、公平に各都道府県の学校を紹介する

方式を取ると考えていたが、そうではないようだ。他薦・自薦に関わらず、各都道府県の掲載意欲の差が如実に表れた。一方で、「いきいき」では、掲載ゼロ県はないため、大都市部偏重の解消と紹介数増加の努力をしているようだ(疑問2)。

第2表 都道府県、連載別の掲載校数

連載	参観	学校 図書館見学	わが校の 図書館案内	いきいき 学校図書館	総計	占有率
アメリカ	9	1	0	1	11	0.8%
北海道	6	2	7	21	36	2.5%
青森県	0	2	2	18	22	1.5%
岩手県	3	0	7	14	24	1.7%
宮城県	4	2	1	22	29	2.0%
秋田県	3	1	3	19	26	1.8%
山形県	2	3	10	20	35	2.4%
福島県	3	2	0	21	26	1.8%
茨城県	2	4	4	23	33	2.3%
栃木県	8	4	7	17	36	2.5%
群馬県	1	3	1	20	25	1.7%
埼玉県	11	4	6	20	41	2.8%
千葉県	13	9	6	18	46	3.2%
東京都	39	23	40	33	135	9.4%
神奈川県	16	11	13	22	62	4.3%
新潟県	4	4	11	19	38	2.6%
富山県	2	3	2	21	28	1.9%
石川県	0	1	5	22	28	1.9%
福井県	0	0	0	17	17	1.2%
山梨県	2	0	4	22	28	1.9%
長野県	2	3	5	19	29	2.0%
岐阜県	3	2	8	21	34	2.4%
静岡県	5	6	3	15	29	2.0%
愛知県	7	5	20	17	49	3.4%
三重県	0	4	3	15	22	1.5%
滋賀県	4	2	0	15	21	1.5%
京都府	3	3	4	16	26	1.8%
大阪府	16	6	7	15	44	3.1%
兵庫県	1	5	8	20	34	2.4%
奈良県	0	0	0	13	13	0.9%
和歌山県	3	0	3	15	21	1.5%
鳥取県	0	1	0	17	18	1.2%
島根県	0	0	2	20	22	1.5%
岡山県	8	3	4	19	34	2.4%
広島県	3	2	2	20	27	1.9%
山口県	2	1	2	18	23	1.6%
徳島県	1	3	1	14	19	1.3%
香川県	0	0	3	16	19	1.3%
愛媛県	1	5	1	15	22	1.5%
高知県	1	1	3	10	15	1.0%
福岡県	2	5	6	20	33	2.3%
佐賀県	3	4	2	18	27	1.9%
長崎県	1	3	1	18	23	1.6%
熊本県	2	1	5	21	29	2.0%
大分県	2	2	3	13	20	1.4%
宮崎県	0	2	1	15	18	1.2%
鹿児島県	4	3	3	12	22	1.5%
沖縄県	1	1	2	19	23	1.6%
総計	203	152	231	856	1,442	
掲載ゼロ県	9	7	5	0		

B. クロス集計から得られた傾向

1. 年代別と連載名の掲載校数(第3表)

1950年代の「参観」と1990年代以降の「いきいき」では1号平均で3校程度の紹介に対し、「見学」と「わが校」(年代としては1960~1980年代)はほぼ1号1校の紹介である。

第3表 年度年代別、連載別の掲載校数

年度年代	参観	見学	わが校	いきいき	総計	掲載 号数	平均掲 載校数	掲載0 県数
1950	203				203	82	2.5	9
1960		120			120	112	1.1	9
1970		32	82		114	114	1.0	8
1980			107		107	107	1.0	13
1990			42	185	227	110	2.1	0
2000				250	250	96	2.6	0
2010				324	324	110	2.9	0
2020				97	97	36	2.7	1
総計	203	152	231	856	1,442	767	1.9	
掲載号数	82	144	231	310	767			
平均掲載校数	2.5	1.1	1.0	2.8	1.9			
掲載ゼロ県数	9	7	5	0				

第4表 年度年代、設置母体、連載別の掲載校数

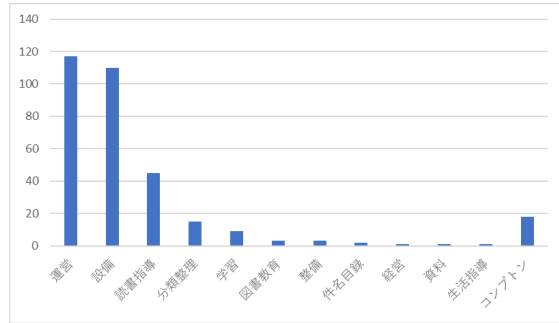
連載名	参観	学校 図書館見学	わが校の 図書館案内	いきいき 学校図書館	全体
年度年代	1950-1959	1960-1973	1973-1994	1994-2022	
国立	0.5%	0.0%	1.3%	0.5%	0.6%
都道府県立	33.5%	40.4%	23.8%	33.0%	32.4%
区市町村立	59.8%	49.0%	58.9%	60.5%	58.9%
私立	6.2%	10.6%	16.0%	6.1%	8.2%

2. 連載別の設置母体の掲載割合

連載別の設置母体の掲載割合を示す(アメリカの11校を除外し、1,431校で計算している)。「都道府県立」と「区市町村立」の公立校で9割前後を占める。「私立」の掲載割合が1割超だったのは、「見学」と「わが校」の時期である。

### 3. 連載別の学校種の掲載割合

連載別の学校種の掲載割合を示す(アメリカの11校を除外し, 1,431校で計算している)。その結果, 全体的には, 小学校と高等学校の掲載割合が高い。高等学校の掲載が, 「わが校」で4割を超えている時期も見られる。現在の「いきいき」では, 支援学校等の学校種の掲載も増えている。



第2図 「参観」掲載の学校図書館の特色

第5表 学校種, 年度年代, 連載別の掲載校数

学校種	学校種				総計
	参観	学校 図書館見学	わが校の 図書館案内	いきいき 学校図書館	
年度年代	1950-1959	1960-1973	1973-1994	1994-2022	
小学校	34.5%	23.8%	33.8%	33.8%	32.8%
中学校	24.7%	24.5%	24.7%	26.8%	25.9%
小中一貫学校	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
高等学校	37.6%	43.0%	37.2%	31.7%	34.6%
中高一貫	2.6%	6.6%	4.3%	2.9%	3.5%
小中高一貫	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
支援学校等	0.0%	2.0%	0.0%	4.6%	2.9%

#### V 疑問が生じた事についての追加調査

疑問が生じた「参観」のモデル校, 及び「いきいき」の掲載校の増加について追加調査を行った。

##### A. 「参観」に掲載されたモデル校

「参観」連載時の1950年代には, 文部科学省と各都道府県が研究学校実験学校(研究指定校)を指定していた<sup>3)</sup>。『学校図書館年鑑』<sup>4)</sup>の1956年版と1957年版には「研究指定校」, 及び各県の特色ある活動を行う「全国優良学校図書館」(1956年版)と「特色ある学校図書館」(1957年版)の学校リストが掲載され, 各校に研究主題や特色が一つあるいは複数付与されていた。

アメリカ9校を除外した「参観」の紹介校194校と上記のリストを照合した結果, 同194校のうち文部省か各都道府県の研究指定校, 優良もしくは特色ある図書館は151校(全体の78%)であり, うち研究指定校は48校であった。

各校に付与された研究主題や特色を第2図に示す。運営と設備の両面に特色のある図書館が特に推薦されていたようである。

##### B. 「いきいき学校図書館」の掲載校

「いきいき」の連載から「掲載ゼロ県」と大都市部偏重の解消と掲載校数の増加が図られている。本件について, 『学校図書館』の編集担当者に質問紙調査を行った所, 掲載不掲載の県がないようにチェックし, 「新聞記事で取り上げられた学校や, 全国大会, 地区大会で実践発表した学校, 研究物, 各教委の研究指定校, 文科省の読書活動推進校などを参考に, 数か月分, まとめて依頼するので, 掲載時は校種や地域が重ならないように選んでいる」との回答を得た(2023年8月30日付)。選定, 依頼等で色々な工夫しているのが分かった。

#### VI まとめ

全体的な掲載傾向としては, 連載時期により掲載の多寡がはっきりしている。大都市部への偏重が見られる一方で, 掲載が全くない県もあった。現在では, 編集担当が掲載状況を把握し, 偏重を解消する一方で, 支援学校等を含む全国の学校図書館が万遍なく, 多数紹介されるように努力がなされている。

—  
参考文献  
1) タイトルは「写真版」, 「ライブラリー拝見」, 「学校図書館めぐり」, 「学校図書館見学」, 「図書館参観」, 「学校図書館参観」と目まぐるしく変わる  
2) 木幡智子. いきいき学校図書館に見る我が国の学校図書館活動. *Journal of library and information science*. 2012, no. 25, p. 1-11.  
3) 深川恒喜. 学校図書館の8年. *図書館学会年報*. 1954, no. 1, p. 63-66.  
4) 新井恒易. "(4)学校図書館研究指定校". *学校図書館年鑑*. 1956年版, 大日本図書, 1956, p. 273-280; "(7)全国優良学校図書館". *学校図書館年鑑*. 1956年版, 大日本図書, 1956, p. 486-511.; 新井恒易. "(4)学校図書館研究指定校"; *学校図書館年鑑*. 1957年版, 大日本図書, 1957, p. 211-215.; "(7)特色ある学校図書館". *学校図書館年鑑*. 1957年版, 大日本図書, 1957, p. 397-430.

## コンテンツの集合形態に着目したテレビ番組メタデータモデルの構築

関根 禎嘉 (慶應義塾大学大学院) sekine.sadayoshi@keio.jp

複数のエピソードがその番組の性質に応じて集合を形作る点にテレビ番組の特徴があると捉え、コンテンツの集合の形態に焦点を当てたメタデータモデリングを行う。テレビ番組は典型的には、シリーズ、シーズン、エピソードという階層的な構造を持つものが多いと見られ、こうした実態を包括的に表現し、メタデータをLinked Open Dataとして利用可能とするため、RDFを用いてモデルを提案する。

### 1. 問題意識と研究目的

日本国内においてテレビ番組のアーカイブ利用は他の情報資源と比較して遅れを取っている。2020年8月に正式公開されたジャパンサーチ<sup>1)</sup>に連携している放送番組のメタデータは放送番組センターが運営する「放送ライブラリー公開番組データベース」<sup>2)</sup>とNHKアーカイブス「みちしる」に限られる。前者は、同センターが定める収集基準に基づいて集められ、放送ライブラリー館内で視聴できる番組に限ったデータベースである。後者は一般に公開されている番組アーカイブとしては国内最大の規模を持つNHKアーカイブス<sup>3)</sup>内のメタデータだが、「新日本風土記」などの番組で放送された特定の地域に関連した映像に限られ、番組それ自体を対象としているわけではない。

他方、NHKアーカイブスでは開局以来の番組表を「番組表クロニクル」<sup>4)</sup>と称してすべて公開しインターネット上から検索を可能にしている。これは膨大ではあるものの、対象は当然NHKに限定される。古崎康成による「テレビドラマデータベース」<sup>5)</sup>はドラマについて放送局を問わず豊富なデータを有するものの、それ以外のジャンルの番組データは作成されていない。すなわち、NHKと民間放送にわたって日本のテレビ番組すべてを対象とした包括的なデータベースは今日においても存在しない。

加えて、それらのデータベースは、メタデータスキーマを標準化するという観点が見られず、またスキーマの公開も原則としてなされていない。つまり、相互運用性を担保しリンクトデータとして文化資源であるテレビ番組をどのように記述し組織化するかについて確立した方法論は存在しない。

日本文化や社会に及ぼしている影響に鑑み、テレビ番組は恒久的にアクセス可能にされるべき文化資源であろうと考える。包括的なアーカイブを構築するには映像そのものの収集や権利処理など課題が膨大であるが、将来的なアーカイブ構築に向けた基礎的な研究として、テレビ番組の広範な利用に寄与するメタデータモデル構築を行うことを目的とする。本研究で構築するモデルに基づいたテレビ番組データベースのデータはリンクトデータとして公開し、その利用者には研究者、専門家に限らない一般視聴者を想定するため、構築にはRDFを用いる。

### 2. 研究方法

既存の記述事例や語彙を参照し、テレビ番組の特性を考慮したメタデータモデル構築を実例に則して行う。

既存の記述事例を4つ挙げる。1) TV-Anytimeは、EBU(欧州放送連合)やBBC(英国放送協会)が中心となって構成されたTV-Anytime Forumが標準化した仕様である<sup>6)</sup>。最初の仕様が公開された1999年当時はテレビ番組のインターネット配信は実用化されていなかったが、将来的な蓄積型放送の実用化を見据えていた。また、ハードディスクレコーダーの普及により視聴者が録画した番組がビデオデッキ時代よりも増加した。これらの背景から、番組の発見に資するために策定された。仕様策定には日本の業界団体も携わり、ARIBが策定した規格「サーバー型放送における符号化、伝送及び蓄積制御方式」(STD-B38)にも採用された<sup>7)</sup>。

TV-Anytimeのコンテンツ記述の中核となる



のは「TV-Anytime Content Description model」である。このモデルはProgramme, Programme group, Programme Locationの3つのエンティティからなる。Programmeは、編集されたコンテンツの明確な一点(an editorially coherent piece of content)と定義される。これ自体が他のProgrammeの集合であることもある。Programme groupはグループ化されたprogrammeである。これは他のProgramme groupを含むことができる。Programme Locationは放送イベント(publication event)などの1つのインスタンスに対する情報を表す。

2) 英国放送協会(BBC)は、放送番組を記述するために構築したオントロジーであるBBC Programmes Ontology (BBC PO)<sup>8)</sup>を2009年に発表した。BBC POは放送の実体をContent, Medium, Publishing, Temporal annotationsの4つのドメインに整理した。放送の内容はContentドメインで示され、このドメインにおける最上位クラスであるProgrammeクラスがBrand, Series, Episodeの各クラスをサブクラスに持っている。

3) 米国を中心に映像産業に携わる4社が中心となって2010年にEIDR (Entertainment ID Registry)を設立し、同名の映像、音声コンテンツに一意的識別子を付与する国際的な取り組みを開始した<sup>9)</sup>。中核となるEIDR Data ModelはコンテンツをCollection, Abstraction, Edit, Manifestationの木構造で表現する。

4) Google, Bing, Yandex, Yahoo!のウェブ検索大手が2011年に策定したウェブページ検索の高度化に用いられる語彙がSchema.orgである<sup>10)</sup>。ウェブページでの利用の拡大を受け、図書館等の情報機関でもSchema.orgの語彙を用いたリンクトデータを公開・提供する動きが広がっている。この中には放送コンテンツを表現する語彙もあり、例えばNHKらはSchema.orgの語彙を利用して伝送路を問わない放送コンテンツ発見に資するメタデータ仕様の検討を行っている<sup>11)</sup>。

ところで, Malssenは, BIBFRAMEに基づいた映像・録音資料のデータモデリングについて考察する論文において, それらの資料に共通する特徴を5つ挙げた<sup>12)</sup>。1つ目は, 時間ベース(Time-based)である。時間ベースのコンテンツは著作やオブジェクトを中心とするのではなく, イベント中心のアプローチを必要とすることが多い。また, コンテンツに適切にアクセスするためには, フレームレート, アスペクト比, 色域などのプロパティが保たれる必要がある。2つ目は, 複数の制作者, 関与者を持つことである。図書資料と異なり, 一般的に複数の個人または企業の関与者(agent)がコンテンツの作成に関与し, コンテンツの種類に応じた多様な役割がある。その多様さゆえ, コンテンツの主要な制作者とサポートする関与者を明確に区別することは困難である。3つ目は一意性(Uniqueness)の観点である。動画アーカイブにはオリジナルと同じ状態のコピーが所蔵される可能性は低い。したがって, 同じリソースの正確なコピーを記述することに焦点を当てた図書館目録のモデルが適用されないことが多い。4つ目は集合・集成(Aggregations & Collections)である。作品の他のタイトルから抜粋され, リミックスされたりすることは一般的に行われる。1枚のDVDにテレビ番組のエピソードのように, シーズン, シリーズ, セレクションにまたがって収録されることも珍しくない。また, 長編映画のプリント(フィルム)は複数のリールに渡ることが専らである。5つ目は, 複数世代・用途(Multiple Generations & Uses)にまたがる点である。時間の経過とともにコンテンツが様々なメディアタイプに移行するため, 異なるアイテムで同じコンテンツが見つかることがある。また, アナログメディアから, あるいはあるデジタルファイル形式から別のデジタルファイル形式にフォーマット変換する場合, オリジナルに戻せないことがある。

これらの特徴の多くはテレビ番組にも該当するため, これを念頭に置きながら, 実例からも特徴を抽出しつつテレビ番組のメタデータモデル設計を行う必要がある。

### 3. メタデータモデルの構築

前節で触れた, Malssenによる映像・録音資料の特徴のうち, 第4の集合・集成は, とりわけテレビ番組に顕著である。テレビ局の多くは, 曜日ごとの番組編成を行う。つまり, 特定の曜日の特定の時刻に, ある番組が連続放送されることになる。

例えば連続ドラマであれば, 「毎週月曜日夜9時」のように編成され, 複数回放送されたのち最終回を迎える。また, 一度最終回を迎えた番組が, 再び新シリーズとして放送を開始することもしばしばある。

このように, 複数の単位が集合し1つの番組と呼ぶ実体を形成することはテレビ番組の大きな特徴といえる。本研究で構築するメタデータモデルは, こうしたコンテンツの集合形態を表現することを意図する。

これを踏まえ, 研究においては以下のようにメタデータモデルを構築する。

テレビ番組の実体を大きく Content, BroadcastEvent, Agentの3ドメインに分ける。Contentドメインでは, 番組の構成を Programクラスを中心に記述する。Programクラスは最低1つのEpisodeクラスからなる。集合の実態に合わせ, Seriesクラス, その下位に Seasonクラスを設けるが, これらの出現は必須ではない。

1つのProgramに複数のEpisodeが存在する場合, 最低1つのSeriesが出現することになる。Seriesは下位に1つ以上のSeasonを持つことができ, 番組における階層構造を表現する。

Program, Series, Season, Episodeの各クラス間は独自プロパティで関連付ける。episodeプロパティの定義域は, Program, Series, Seasonであり, 値域はEpisodeである。集合を持たない, あるいはSeriesしか集合がない場合でも, それぞれのクラスとEpisodeクラスを結びつけることができる。

それぞれのEpisodeは, 本放送(初回放送), 再放送, 再編集など, 放送・配信の形態に応じたバリエーションを持ちうる。これをEditクラスで表現し, Episodeとは schema:workExample

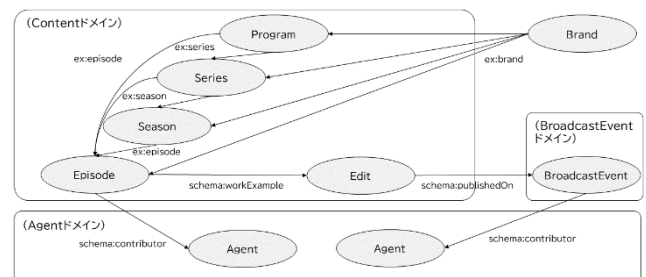
で関連づける。

このEditを利用者は視聴するが, 実際の利用には放送やインターネット配信を介することになる。こうした流通形態に応じた実体を BroadcastEventクラスで表現し, Editとは schema:publishedOn で結びつける。BroadcastEventクラスは, 「特定の放送局, 日時に放送する」「特定のプラットフォームで配信される」などによる具体化を示す。

Agentドメインは, 関与者であるAgentクラスを中心としたドメインである。このドメインは Malssenが挙げた映像・録音資料の第2の特徴である, 複数の関与者を表現するものである。関与者は主に個人である出演者やスタッフに加えて, 団体である放送局や制作会社等でもあり, その役割は多岐に渡る。そのため, 関与の態様を schema:contributorのサブプロパティである独自プロパティで表現することに加え, 空白ノードを導入し, リテラルで表現した役割を含めて構造化した表現とすることで, 表現の柔軟性を担保する。

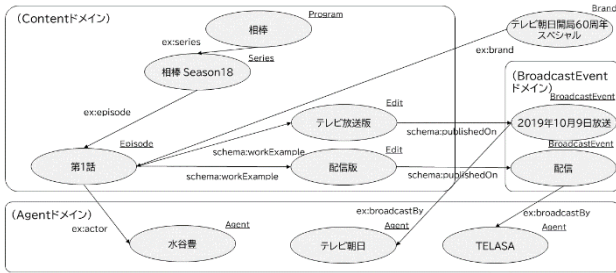
いずれのドメインにも属さないクラスとして Brandクラスを設定する。これは, 複数のProgramをまたいだグルーピングを行うためのクラスであり, これを定義域とした独自プロパティが brand である。brand は典型的には Programを値域とするが, Series, Season, EpisodeのContentドメイン内の各クラスも値域に含める。

構築したテレビ番組メタデータの世界モデルを第1図に, 具体的な番組に適用した事例を第2図に示す。



第1図 テレビ番組メタデータの世界モデル





第2図 モデルの適用例

#### 4. 今後の課題

本研究ではテレビ番組を3ドメインに分けてモデル化したが、テレビ番組の特徴を十全に表現したものとはなっていないため、各ドメインについて、クラス、プロパティをより詳細に定義づけることが必要である。

また、ドラマ番組にメタデータモデルを適用したが、モデルの可用性の検証のため、より多くの事例への適用を行う。ARIB STD-B10「デジタル放送に使用する番組配列情報」に依拠すれば、ニュース／報道、スポーツ、情報／ワイドショー、音楽、バラエティ、映画、アニメ／特撮、劇場／公演、趣味／教育、福祉の各ジャンルについて適用を試み、モデルおよび語彙に反映させる。

本研究では外部のデータセットへのリンク方法について言及していない。第1節で紹介したジャパンサーチや、テレビ番組の記述が充実していると考えられるWikipedia日本語版とのデータ連携を行うことは、本研究で構築するメタデータモデルが目指すテレビ番組の広範な利用のために不可欠である。

こうした課題を解決するために、メタデータモデルおよび語彙の精緻化、記述規則の策定と並行し、利用者タスク調査およびそれを通じたアクセスポイント、検索クエリ調査を行う。それらを通じ、テレビ番組の利用の実態も考慮しメタデータモデルを改良する。

#### 注・引用文献

- 1 ジャパンサーチ. <https://jpsearch.go.jp/>, (参照 2023-10-31).
- 2 放送番組センター. 放送ライブラリー公開番組データベース. <https://www.bpcj.or.jp/>, (参照 2023-10-31).

- 3 日本放送協会. NHKクロニクル | NHKアーカイブス. <https://www.nhk.or.jp/archives/chronicle/> (参照 2023-10-31).
- 4 日本放送協会. NHKアーカイブス. <https://www.nhk.or.jp/archives/>, (参照 2023-10-31).
- 5 古崎康成. テレビドラマデータベース. 2000-. <http://www.tvdrama-db.com/>, (参照 2023-10-31).
- 6 The European Broadcasting Union. TV-Anytime User Group. <https://tech.ebu.ch/tvanytime>, (accessed 2023-10-31).
- 7 川森雅仁. TV-Anytime Forumの最新動向. NTT技術ジャーナル. 2006.vol.19, no.1, p85-87
- 8 The British Broadcasting Corporation. "Programmes ontology". Ontologies. 2009-02-20. <https://www.iptc.org/std/other/bbc-ontologies/po.html>, (accessed 2023-10-31).
- 9 Entertainment ID Registry Association. EIDR. <https://www.eidr.org/>, (accessed 2023-10-31).
- 10 Schema.org. <https://schema.org/>, (accessed 2023-10-31).
- 11 藤沢寛,松村欣司. Webベース放送メディアにおけるコンテンツとパーソナルデータの連携技術. NHK技研R&D. 2023年, no.192, p4-12.
- 12 Malssen, Kara Van. BIBFRAME AV Modeling Study: Defining a Flexible Model for Description of Audiovisual Resources. <https://www.loc.gov/bibframe/docs/pdf/bibframe-avmodelingstudy-may15-2014.pdf>, (参照 2023-10-31).

## 司書教諭による探究学習の設計と運営：小中混在校のフィールドワークにもとづく分析

東山由依(慶應義塾大学大学院) yuihigashiyama@keio.jp

日本では、学校図書館を利活用した探究学習とその効果的な利用指導のあり方が明らかになっている。一方、司書教諭がどのように探究学習を実現させているのかについて、第三者が実証的に分析した研究は少ない。本研究では、専任司書教諭が探究学習に積極的に関与する学校を対象にフィールドワークを行った。その結果、司書教諭は、教員研修や探究学習の企画段階から関わり、日々学校で展開される探究学習のさまざまな場面に参画していることが明らかになった。

## 1. 研究背景と目的

学校図書館を取り巻く状況に応じて、日本の学校図書館研究は、内容、アプローチともに変化している。特に近年は、今井<sup>1)</sup>や新居<sup>2)</sup>によって2010年代の研究が整理されており、「実践研究」や「学校図書館専門職の教育的活動に関する研究」として、学校図書館の実践に関する研究カテゴリが設定されている。

学校図書館の実践に着目すると、専任司書教諭が、教員や学校司書と協働して実施する、学校独自のカリキュラム<sup>3)4)</sup>、もしくは特定の教科における実践の報告<sup>5)~7)</sup>がある。そして、このような学習を通して身につく情報活用スキルの測定<sup>8)</sup>、ルーブリックの開発<sup>9)</sup>、学校図書館利用指導に必要な知識・技能の整理<sup>10)</sup>等、実践を評価する観点からの研究もみられる。

新居は、2010年から2019年までに学術誌に掲載された学校図書館に関する文献を、視座、対象、手法の観点から整理し、児童生徒と教師の相互作用について、観察法を用いて検討することが学校図書館研究においても必要であると指摘している<sup>11)</sup>。学校図書館をフィールドとした第三者による観察の手法を用いた研究は、昼休みを過ごす中学生の学校図書館での過ごし方を明らかにした研究<sup>12)</sup>や、図書室登校を行う高等学校生徒の参与観察の報告<sup>13)</sup>があり、ある特定の時間や生徒を対象として、学校図書館に付与されるべき機能について検討されている。

このように、日本における学校図書館の実践については、専任司書教諭と教員、学校司書との協働による事例が報告され、学校図書館を利活用した探究学習とその効果的な利用指導のあり方が明らかになっている。一方、実践を第三者が実証的に分析した研究は少なく、観察にもとづいて体系的に分析した研究は学校司書による授業支援の事例<sup>14)</sup>にとどまっており、専任司書教諭が、学校組織の中でどのように探究学習を設計し、実現させているのかについてはほとんど分析対象となつてこなかった。

日本の教育課程において、学校図書館は「学校における言語活動や探究活動の場となり、主

体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割」が期待されており<sup>15)</sup>、学校で展開される探究学習の設計から運営に至る過程を学校図書館の視点から検討することは、学校図書館経営のあり方を見出すうえで有用である。

以上をふまえて本研究では、学校図書館を運営する専任司書教諭が、教員、学校司書らとどのように協働して探究学習を設計し、実施しているのかを明らかにすることを目的とする。

## 2. 学校図書館におけるフィールド調査

## 2.1. フィールドの概要

対象とした学校は、幼稚園と私立の義務教育学校が一体となった混在校(以下、A校)の学校図書館である。自由進度学習と異学年交流を重視して、「探究の学び」を軸にしたカリキュラムを展開している。A校には、教科兼務のない専任の司書教諭と常勤の学校司書がそれぞれ1名ずつ配置されている。

校舎は、壁を取り払い、放射線状に書架が伸びた学校図書館を中心に据えた構造で、どこにいても本に手が届くオープンスペースとなっている。そのため、異年齢の児童生徒と教職員が自由に交流しながら、流動的な環境のもとで探究学習に取り組めるデザインとなっている。

## 2.2. 調査方法

A校に滞在し、フィールドワークを行った。本格的な調査の前に、2023年2月6日から10日までの5日間、プレ調査を行った。その後、7月末に行われた校内研修にも参加した上で、2023年度の第2タームである8月24日から10月5日までの6週間、長期的な調査を実施した。調査では、司書教諭が教員や学校司書と関わるさまざまな場面を観察し、フィールドノートを作成した。また、業務の空き時間を利用して、司書教諭、教員、学校司書、学校職員に対し、観察では把握できなかった探究学習の設計の工夫や資料収集の方法について聞き取り、関連資料を入手した。本稿では、A校で取り組まれている探究学習のひとつである「テーマプロジェクト」における司書教諭の活動を分析対象とする。

### 3. 探究学習における司書教諭の活動

#### 3.1 探究学習全体の統括

司書教諭は、「スクールディレクター」として、A校の探究学習のカリキュラム全体を統括している。司書教諭は、校長、学校職員とともに年間の校内研修を計画し、なかでも探究学習に関する研修の企画運営を担う。

さらに司書教諭は、教員3名とともに教務や学習評価に携わっている。たとえば研修では、児童生徒の探究学習の記録や評価の方法について指標を作成し提案する場を設けていた。

#### 3.2 テーマプロジェクトの設計

##### 3.2.1 テーマプロジェクトの概要

A校では、探究学習として「マイプロジェクト」と「テーマプロジェクト」の2種類が設けられている。「テーマプロジェクト」とは、1年間に4～8週間の4タームに分け、タームごとに教科の指導項目を複数盛り込んで設計された探究学習<sup>16)</sup>である。基本は1週間に3日、それぞれ連続した2コマ(計90分)が充てられ、小学校3年生から中学校2年生までの6学年を年齢の近い2学年合同の集団に分けて、教員から与えられたテーマをもとに進めていく。

各タームの最終日には、保護者や学校関係者、地域住民を招待して成果報告会を開催する。司書教諭は、校長、教員、学校司書とともに成果報告会の実行委員の顧問や広報を担当している。

テーマプロジェクトを設計するにあたっては、司書教諭が作成、管理している「設計シート」(第1表)を用いて打ち合わせが行われる。このシートは教員間で編集可能となっており、適宜参照されながら学習が進められる。

個々のテーマプロジェクトには2～6名の設計担当教員と共同実践者がおり、そのなかに主設計担当がおかれている。観察時、司書教諭は小学校3,4年生(以下、3,4年生)の設計担当教員(6名)のうちの1人となっていた。

##### 3.2.2 テーマプロジェクトの計画

司書教諭は、3,4年生のテーマプロジェクトの設計担当として、探究学習のさまざまな場面に参画していた。以下は、3,4年生の児童が取り組んだテーマプロジェクトの活動の事例にもとづいて記述する(下線は筆者)。

テーマプロジェクトの第2タームの計画を第2表に示す。3,4年生の児童(約60名)は、さらに15～20名ずつ4グループに分かれ、「私たちは暮らしの中でどのように光を生かしているのだろうか」を「本質的な問い」として探究学習に取り組む。学習中は、気づいたことや学んだことをスケッチブックに記録していく。

1週目から3週目は「インプット期間」として、校外学習や教科の単元学習を通して「光」への理解を深める。特に理科では「光をつくる」と題して、電気回路や豆電球と電流の強弱について学び、図画工作科では、ライトやコップ、色セロハンなどを用いて「光であそぶ」活動を行う。3週目の後半には、3つの実験と読み聞かせからなる「光ツアー」が企画され、光の性質をさらに理解させる内容となっている。

このような学習を経て、児童たちは、「暮らしに生かす光」には、「楽しさ」「いやし」「便利、安心安全」という3つの側面があることを見出す。そこで「光の探究」では、3つの役割から1つを選んで「暮らしに生かす光」を製作し、成果報告会で発表する。

#### 3.3 テーマプロジェクトの実施

##### 3.3.1 設計担当間での打ち合わせ

司書教諭は、テーマプロジェクトの進捗を共有するため打ち合わせに参加する。打ち合わせは活動の前後に毎回行われるが、本稿では司書教諭が参加したものを分析対象とする。

1週目の打ち合わせでは、主設計担当から今後の学習スケジュールが共有された。その場面で司書教諭は、今回の問いというか…は、暮らしの中で、自然と人工も含めて、光をどう生かすかだから、光探しをして集めてまとめたことを共有するときに、(中略)暮らしの中でどう生かしていくのかなってところに結びつく時間になるといいんじゃないかなと、第2タームの「今回の問い」を再認識させ、「光」を「暮らしの中でどう生かしていくか」が、「設計シート」に記入した「本質的な問い」であること

第1表 「設計シート」の構成

大項目	中項目
プロジェクトの概要	設計者
	共同実践者
	グループサイズ・メンバー
	プロジェクト名
	予算の目安
	資料・道具・素材
	インプットとアウトプット
	学習材の広がり
	地域・社会(専門家)
	本質的な問い
	記録・評価
	広がる・深まるための要素
	教科とのつながり
	学習への願い
	プロジェクトを届ける相手
探究スキルバザール	
ジレンマ	
探究領域レーダーチャート	
プロジェクトの計画	
プロジェクト学習内容・記録	

を示す。そして、「学校の中の、課題や遊びの空間に合わせて」，“どんな「光」を子どもたちがイメージしたら広がっていくか”と、「設計シート」にある「広がる・深まるための要素」と今後の学習の方向性を、探究学習のテーマに結びつけるかたちで示していた。

「光をつくる」「光であそぶ」を実施した2週目以降、児童から「反射」「自然光」という発言があった。しかし、反射の仕組みを理解できていない児童もあり、主設計担当は、“それをどう扱うか”“子どもたちの中でもごっちゃだから…何かないですか自然光”と、次回の学習活動に悩んでいた。そして、昼休みに行われた打ち合わせで、司書教諭は、自然光ね、あと反射、ずっと出てますよねと、「自然光」「反射」というキーワードを出しながら、3、4年生の理科の教科書を持ち出して、「光」の単元のページを開いて教員に見せた。その後、“どういう見方ができればいいかだよね、自然光によって”と、理科の教科書と関連づける「見方・考え方」に立ち返ることを示した。

打ち合わせの翌日、司書教諭は、太陽光を集めてチョコレートを溶かす実験が記載された図書を紹介し、これを行うのはどうかと設計担当全体に提案した。結果、主設計担当は「光ツアー」でこの実験をすることに決めた。

打ち合わせは事前に予定されたもの以外に、学校図書館のカウンターで立ち話のように始ま

ることもある。たとえば、司書教諭が主設計担当に、「光ツアー」の読み聞かせで読む図書と当日の構成について話す場が観察された。

### 3.3.2 「光ツアー」での読み聞かせ

3週目後半に実施された「光ツアー」は、3つの実験と読み聞かせの計4つの活動からなる。活動はそれぞれ別の場所で行われ、4グループに分かれている児童が4か所すべての活動を経験できるようにローテーションが組まれていた。ここで司書教諭は「ブック・スタンド～光の正体～」と題した読み聞かせを実施する。各グループの読み聞かせは30分となっていた。

1グループ目で、司書教諭は同じ図書を2回繰り返して読むよう計画し、2回目は故意に間違えて読み、1回目との違いを指摘させることで「光」の性質に気づかせようとしていた。しかし、集中が持続しない児童の反応を見て、活動の2グループ目以降は図書を1度だけ読むことにし、児童に「発見」「疑問」「知りたいこと」を記録させながら進める活動に修正した。

途中、司書教諭は“光ってものって言うののでしょうか？それは本が教えてくれます”“なんでリンゴは赤く見えるのでしょうか？”と、図書の内容を理解しているか確認するような問いかけをして、児童と対話するかたちで進めていく。また、“反射した色を私たちは見ているんだ”のように、これまで挙がっていた「反射」というキーワードを混ぜながら読み聞かせを進めて

第2表 第2タームテーマプロジェクト（小学校3、4年生）の学習計画（※網掛け部分：司書教諭が直接関わった活動）

	月	火	水	木	金
第1週 8/28～9/1 インプット期間					
学習内容	校外学習（キャンプ） 算数（面積，長さ）	校外学習（キャンプ） 算数（面積，長さ）	打ち合わせ	キャンプで探した「光」の共有 くらやみ作り	
第2週 9/4～9/8 インプット期間					
学習内容	くらやみ作り 光をつくる 光であそぶ	くらやみ作り 光をつくる 光であそぶ		くらやみ作り 光をつくる 光であそぶ	打ち合わせ
第3週 9/11～9/15 インプット期間・光ツアー					
学習内容		校外学習 （プラネタリウム見学）	打ち合わせ	光ツアー ①光でファイヤー（太陽光の実験） ②かげで遊ぼう（影の実験） ③ショコラ de ひかり（反射の実験） ④ブック・スタンド～光の正体～	
第4週 9/18～9/22 光の探究					
学習内容	（祝日）	チームのゴールの設定 光の探究		チームのゴールの設定 光の探究	チームのゴールの設定 光の探究
第5週 9/25～9/29 光の探究					
学習内容	光の探究	光の探究			
第6週 10/2～10/6 光の探究・成果報告会					
学習内容	成果報告会に向けた準備	成果報告会リハーサル （3，4年生内）	成果報告会リハーサル	成果発表会本番	

いた。30分以内に図書を読みきらなくても読み聞かせは途中で終了していたが、部屋に関連図書を置いておき、読み聞かせの前後に児童が手にとって開けるよう工夫されていた。

### 3.3.3 「光の探究」における文献探索

4週目からは「光の探究」に取り組む。児童たちは、「光」のもつ、「楽しさ」「いやし」「便利、安心安全」という3つの側面から1つを選んで、「暮らしに生かす光」を製作する。

司書教諭は、「気持ちをもるくするから」という理由で「いやし」に着目して石鹸を作る児童の文献探索に応じる。児童は“石けんの作り方が載ってる本”を探しており、司書教諭は、「レファレンス記録」に「石けん」と記入し、一緒に「実験」の書架に向かう。

司書教諭は、「“石けん”は科学の実験のところにあるよ。実験以外にもこの棚”“石けん、洗剤…目次をうまく見て作り方考えようか”と言いながら、“石けん”以外のキーワードにも注目し、“目次”を参照して探索させる。その後、『石けん・洗剤 100 の知識』<sup>17)</sup>を書架から取り出し、「18 石けんや洗剤は何からどうやってつくられているの？」の項を音読する。

「石けん」を作るのに、「油と苛性ソーダと食塩」が必要であることを確認した児童は、「油って食用の油？」と質問する。これを受けて、司書教諭は油に関する図書を取り出し、“油から石けんをつくる。確かに石けん自体に油は入っているんだけど、どんな油かな…試してみたら？食塩と油、いろんな油、苛性ソーダは理科室にある”と言って、文献に加えて児童の成果物作成に必要な情報を追加して提供していた。

## 4. 考察

司書教諭は、探究学習の企画から運営、成果報告、評価までを統括する「スクールディレクター」の役割を担っていることが明らかになった。また、テーマプロジェクトでは、活動のテーマを教員間で確認させながら、教科学習との接続を念頭において学習を組み立てていた。そして、司書教諭自らも、文献探索法を含む学校図書館への理解と教科の単元への理解を両方実現させるような活動を設計していた。

以上より、探究学習の企画から成果の報告までの一連の活動において、児童、教員、学校司書だけでなく、保護者、地域住民とも広範囲に関わる司書教諭の活動<sup>18)</sup>が見出された。今後はこのような探究学習の運営が可能となる背景について、さらなる研究が必要である。

## 謝辞

本研究は、潮田記念基金、慶應義塾博士課程学

生研究支援プログラムによる助成を受けています。本研究にご協力いただきました調査校のみならず、ご指導いただいた池谷研究室のみならず心より感謝申し上げます。

## 注・引用文献

- 1) 今井福司. 研究文献レビュー：2010年代の学校図書館に関する日本国内の研究動向：研究の多様化と学校図書館を取り巻く状況の変化を踏まえ. カレントアウェアネス. 2020, <https://current.ndl.go.jp/ca1985>, (参照2023-10-25).
- 2) 新居池津子. 日本における学校図書館研究の動向と課題：関係学術領域との比較検討を通して. 学校図書館学研究. 2021, vol. 23, p. 4-21.
- 3) 北田明美. 鳥取・羽合小「アロハ図書館タイム」はじめます. 司書教諭による学校図書館活用授業. 全国学校図書館協議会, 2013, 47p.
- 4) 後藤芳文, 伊藤史織, 登本洋子. 学びの技：14歳からの探究・論文・プレゼンテーション. 玉川大学出版部, 2014, 145p.
- 5) 桑田てるみ, 法土明子. 学習単元「情報と表現」における国語科教諭と司書教諭との協働授業の効果：「POP」作成授業の分析. 教育情報研究. 2009, vol. 25, no. 2, p. 39-49.
- 6) 梶木尚美. 教科と学校図書館のコラボレーションによる探求型学習-世界史「絵画の読み書きで時代をつかむ！～17・18世紀のヨーロッパ～」-. 大阪教育大学附属高等学校池田校舎研究紀要. 2017, vol. 49, p. 17-29.
- 7) 江竜珠緒. 日本の中等教育における英語多読の広がり実践：英語科教諭と司書教諭の連携に向けて. 日本図書館情報学会誌. 2018, vol. 64, no. 3, p. 99-114.
- 8) 塩谷京子, 小谷田照代, 萩田純子, 堀内典子, 堀田龍也, 久保田賢一. 情報活用スキル育成のための授業に対する児童生徒および教員の意識に関する調査：小中9年間を見通した体系表をもとに. 学校図書館学研究. 2017, vol. 19, p. 80-88.
- 9) 大作光子. 探究学習のための一般的ルーブリックの開発. Library and Information Science. 2018, no. 79, p. 137-158.
- 10) 庭井史絵. “探究学習の過程で活用される知識・技能と学校図書館利用指導のあり方に関する検討”. 日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集. 東京, 2014-05-24, p. 71-74.
- 11) 2).
- 12) 新居池津子. 昼休み時間を過ごす中学生から捉える学校図書館の機能日本図書館情報学会誌, 2022, vol. 68, no. 1, p. 1-114.
- 13) 橋本あかり. 図書室登校をしている生徒たちに関する実態調査：つつじヶ丘女学園高校(仮称)での参与観察から. 図書館学. 2019, no. 115, p. 1-10.
- 14) 新居池津子. 調べ学習授業における教師との役割分担に現れる学校司書の専門性に関する検討. 日本図書館情報学会誌. 2022, vol. 68, no. 1, p. 1-14.
- 15) 初等中等教育局教育課程課. “小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編”. 文部科学省. 2017-07. [https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt\\_kyoiku02-100002607\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_kyoiku02-100002607_001.pdf), (参照2023-10-25).
- 16) 本稿では、学習指導要領で示されている「総合的な学習の時間」における「探究的な学習」と区別し、複数教科の単元学習を盛り込んで設計された学習を指すものとして「探究学習」という語を用いる。
- 17) 左巻健男監修. 石けん・洗剤100の知識. 東京書籍, 2001, 238p.
- 18) 東山由依. “プログラムから見た学校図書館活動：米国学校図書館員協会賞受賞校を対象として”. 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集 2022年度. 東京, 2022-11-12. p. 21-24.

## デジタルアーカイブ形成史：諸要素の登場段階に着目した仮説的検討

福島幸宏（慶應義塾大学） fukusima-y@keio.jp

本研究では、デジタルアーカイブを構成する諸要素に着目し、文献調査によってデジタルアーカイブの現在までの形成史を段階的に整理し、その見取り図を仮説的に提示する。1990年代半ばに政策的要請から注目されたデジタルアーカイブ構想は、研究機関等での実験段階を経て、現在も稼働している基礎的技法やデジタルアーカイブや開発された。2010年代に入り、オープンガバメントの流れを受けて利活用についてのルールが整備された。

## 1. はじめに

デジタルアーカイブは1990年代半ばに登場した概念だが、2023年に施行された改正博物館法に博物館資料のデジタルアーカイブ化が規定されるなど、30年程度の歴史のなかで社会に定着してきたと言える。

本研究では、現在のデジタルアーカイブを構成する諸要素の登場に着目し、文献調査によってデジタルアーカイブの発端から現在までの形成史を段階的に整理し、その見取り図を仮説的に提示する。その際、当事者の記述や当時のドキュメントを中心に検討するが、加藤 2022<sup>1</sup>や中井 2023<sup>2</sup>など、近年に発表されたデジタルアーカイブ形成に係る優れた記述をも適宜参照する。また、筆者自身による既往の記述<sup>3</sup>なども一部参照する。

## 2. 1990年代：デジタルアーカイブの2つの系譜

1993年前後に月尾嘉男を中心とした研究グループによって提示された和製英語がデジタルアーカイブである<sup>4</sup>。この時期にデジタルアーカイブが着想された背景については、従来はアメリカにおいては情報ハイウェイ構想が発表され、ヨーロッパにおいてもその対抗策が検討されるなど、1995年からの本格的なインターネット普及をにらんだものと理解されてきた<sup>5</sup>。

しかし、1994年12月に開催された「世界の文化を未来に継承するデジタルアーカイブ国際会議」に、東京藝術大学学長であった平山郁夫が参加して基調講演を行っていることは、より注目されてよい<sup>6</sup>。日本は1972年に発効していたユネスコの世界遺産条約に、大きく遅れて1992年に加盟した。この加盟推進の中心人物が平山であったことは広く知られている。デジタルアーカイブは遅れて世界遺産条約に参加した日本の武器として期待されたのである。そのため、初期のデジタルアーカイブにおいては、国内の資料はもとより、世界の文化遺産を対象にして、画像作成を中心としたデジタル化を行い、文化遺産を記録していく、という試みが主であった<sup>7</sup>。

このことを前提とすると、1996年に設立され、2005年まで活動した「デジタルアーカイブ推進協議会」(JDAA)が、文化庁・通商産業省(当時)・自治省(当時)が参加した半官半民の協議会として活動したことの位置づけも再検討の余地がある。

一方、同時期に京都大学において、長尾真による電子図書館構想と<sup>8</sup>、その実践の一部としてのwebサイト〈アリアドネ〉が運営されていた。こちらは、メタデータの組織化とテキストの構造化を通じて、テキストを軸に知的資源の再生産のための仕掛けを構想するものであった。この着想は、後年における国立国会図書



館における長尾構想へと結実することとなる。

さらに、慶應義塾大学の HUMI プロジェクト<sup>9</sup>や立命館大学におけるアトリサーチセンターの設立といった、各大学における研究・実験プロジェクトが多く展開された。

デジタルアーカイブその初発の段階において、文化遺産のデジタル化と情報の構造化という2つの系譜を持つことになったのである。

### 3. 2000年代：メタデータの検討と対象資料の拡大

2000年代に入ると、デジタルアーカイブは政府、大学、研究機関における本格的な運用段階へと移行する<sup>10</sup>。その中でも、2001年に設立された、アジア歴史資料センターの活動は特に注目に値する<sup>11</sup>。国立公文書館や防衛研究所、外交史料館のアジア歴史資料を公開する目的で設立されたが、メタデータ作成や引用ルールの策定といった点で、現在に至るまで大きな影響を与える工夫があった。さらに、最近になっても、公開対象の拡大やグロサリーの整備も進めている。また、月尾構想の直接の後継システムと位置づけてもよい、文化遺産オンラインにおいても、当初は課題であった、サムネイルの扱いやメタデータに関する問題も改善されていくことになる。文化資源の観光活用への要請も背景としながら、2018年に文化財活用センターが設立されたことによってこの動きは加速することになる。また、国立国会図書館において、2002年に「近代デジタルライブラリー」が公開されたこともこの時期のことになる。

また、アーカイブズ学、博物館学、図書館情報学が、それぞれのディシプリンを出発点として、デジタルアーカイブのメタデータ等について議論を本格化させたのもこの時期であると言える<sup>12</sup>。

一方、石川県の石川新情報書府や沖縄県の Wonder 沖縄といった地域ベースのデジタル

アーカイブもこの時期に盛んに公開された<sup>13</sup>。これらはコンテンツ産業の育成と観光誘致を目的として、対象地域の有形無形の文化財を公開した。地域の資料を広く公開するという点で大きな注目を集めたが、現在は閉鎖され、その成果物も不十分な状況で遺されているのみ、という状況になっている。

この時期は大きな課題を残しながらも、デジタルアーカイブのメタデータに関する本格的な議論が開始され、公文書や地域に対象資料が広がった時期と位置づけられる。

### 4. 2010年代：オープンデータと利活用への傾斜

2010年代に入ると、デジタルアーカイブの試みが氾濫する。特に2011年に発災した東日本大震災がその契機となった。津波や原子力災害によって失われた風景を記録していた写真資料等に注目が集まり、各地でデジタルアーカイブの構築が行われることになる。この国立国会図書館がそれら各地の「震災の記録等のポータルサイト」として、ひなぎく（国立国会図書館東日本大震災アーカイブ）を構築したことは<sup>14</sup>、現在から考えても大きな意義があった。すなわち、デジタルアーカイブのメタデータを統合して検索可能にするという、ジャパンサーチのプロトタイプとも言えるシステムが、国立国会図書館によってはじめて運用されることになったのである。

また、2010年代前半のデジタルアーカイブをめぐる動向を総括したとも位置づけられる古賀2017<sup>15</sup>において、「より深い利用」を促すためにデジタルアーカイブをどのように構築・運用するのが望ましいか、が主題とされたことはこの時期の転換を象徴するものといってよい。これまでの構築・運用を中心とした議論から、どのような仕組みを導入すれば蓄積したコンテンツが利活用されるのか、という議論に大

きくシフトしていくことになる。

この利活用へのシフトの前提に、欧米で議論されていたオープンガバメントやOpenGLAMの影響が大きい。この具体的現れが、デジタルアーカイブが保持する情報のオープンデータ化と市民参加型の情報編集である。

オープンデータ化については、2014年春に、国立国会図書館のJAPAN/MARC等の図書館の書誌データの一部が実質オープンデータ化された。同時期に、国宝であり後にユネスコの「世界の記憶」に登録される東寺百合文書WEBがクリエイティブコモンズライセンスを付して公開された<sup>16</sup>。この時期以降、デジタルアーカイブを公開する際に、どのようなライセンスを付与すべきかを検討することが、重要な手続きとして認識されることになる。現在のデジタルアーカイブの重要な要件である、利活用のためのライセンスの検討は<sup>17</sup>、この段階から必須要件となったのである。また、この流れを受けてよりオープンなライセンスである、CC0を付与する試みも現在ひろがりつつある<sup>18</sup>。

市民参加型の情報編集の代表例は、WikipediaTOWNであろう。地域の名所や旧跡などをウィキペディアの記事にして、その情報をなるべくウィキペディアに掲載しようというプロジェクトで、日本においては2013年から実施されはじめた。現在は、地域の公立図書館やウィキペディアンの集団を軸として、全国で活発に行われている。この活動については、早期に「図書館が収集している地域資料が住民に活用され、誰もが利用できるオープンデータの形式で新たな地域の文化資源や観光資源として創造、発信される(略)新たな価値を創造していく活動の場としての図書館の有効性についても確認できた」<sup>19</sup>という総括が行われていることに注目される。さらにこれらの動向は現在、2017年に開始された古文書翻刻のクラウドソーシングである「みんなで翻刻」プロジ

ェクトの大きな成功に繋がっている<sup>20</sup>。

これらを図書館や博物館など個別の構築主体で検討してみる。大学図書館においては、1990年代半ばからの電子図書館構想を巡る議論と試行、2000年代半ばからのリポジトリの標準装備、2010年代半ばからの歴史的古典籍NWという3つの波の影響によって、デジタルアーカイブの整備が推進されてきた<sup>21</sup>。さらにこれに研究データ公開の要請が加わることによって、学内の各種デジタルアーカイブを横断的に検索する仕組みの構築など、新しい試みが展開している。一方、公立図書館においては2010年代後半以降、わずかながら展開した<sup>22</sup>、という評価であったが、コロナ禍と行政DXという外的要因によって、デジタルアーカイブの構築数自体は伸張しつつある。

博物館においては、2022年4月に博物館法が改正され、デジタルアーカイブの構築が博物館の事業に位置づけられたことによって、状況が大きく動こうとしている。単なる構築から展示体験という関心からのアプリ開発までが議論の視野に入っている。ただ、今後どのように展開するかの方向性はまだ十分に見いだされていない状況と言えよう。

なお、2020年8月に「我が国の幅広い分野のデジタルアーカイブと連携し、多様なコンテンツをまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォーム」<sup>23</sup>として正式公開されたジャパンサーチの存在が今後の動向の焦点になることは論を待たない。

オープンガバメントの流れを受けて利活用についてのルールが整備され、実践事例も集積されてきたのがこの段階と総括できる。

## 5. おわりに

1990年代半ばに政策的要請から注目されたデジタルアーカイブ構想は、文化遺産のデジタル化とテキストの構造化、世界的展開という特



徴を持っていた。その後、研究機関等での実験段階を経て、現在でも有効な基礎的技法が開発され、考え方が整理されてきた。さらに 2010 年代に入り、オープンデータと参加型編集の流れのなかで、利活用についてのルールが整備され、実践事例も集積されてきている。基盤技術

の変化やジャパンサーチ構築を背景に、25 年前の構想が実現し得る状況に立ち至っている。

デジタルアーカイブの現在の諸要素は、これらの試みの中で、順次議論され、実装されてきたものであると位置づけられる。

- 1 加藤諭. アーカイブの概念史. 柳与志夫監修, 加藤諭・宮本隆史編. デジタル時代のアーカイブ系譜学. みすず書房, 2022.
- 2 中井万知子. 夢見る「電子図書館」. 郵研社, 2023.
- 3 福島幸宏. 図書館機能の再定置. ライブラリー・リソース・ガイド, 31 号, 2020.
- 4 柳与志夫. 「デジタルアーカイブ」に至る道一月尾嘉男先生インタビュー. デジタルアーカイブ学会誌. 2021, 5 巻, 4 号, p. 246-251.
- 5 武邑光裕. 記憶のゆくたて: デジタル・アーカイブの文化経済. 東京大学出版会, 2003.
- 6 註 1, pp28~29.
- 7 月尾嘉男. 縮小文明の展望: 千年の彼方を目指して. 東京大学出版会, 2003.
- 8 長尾真. 電子図書館. 岩波書店, 1994.
- 9 樫村雅章. 貴重書デジタルアーカイブの実践技法: HUMI プロジェクトの実例に学ぶ. 慶應義塾大学出版会, 2010.
- 10 デジタルアーカイブ白書. デジタルアーカイブ推進協議会, 2001, 2003, 2004, 2005.
- 11 独立行政法人国立公文書館アジア歴史資料センター編. アジア歴史資料センター 20 年の歩み. 独立行政法人国立公文書館アジア歴史資料センター, 2021.
- 12 例えば、アーカイブズ学の代表的な成果として、は以下がある。  
五島敏芳. 日本のアーカイブズ管理における EAD・EAC:XML による実践の可能性. 情報知識学会誌, 14(3), 2004.
- 13 宮田悠史. 地域におけるデジタルアーカイブによる経済波及効果の推計: 地方自治体が草創期に構築したデジタルアーカイブを事例として. アート・リサーチ, 23(1), 2022.
- 14 福島幸宏. 史料と展示「ひなぎく(国立国会図書館東日本大震災アーカイブ)」の概要とその意味. 歴史学

研究(916), 2014.

15 古賀崇. 日本におけるデジタルアーカイブのゆくえを探る: 国際動向を踏まえた「より深い利用」に向けての展望」. 情報の科学と技術, 67(2), 2017.

16 福島幸宏. “京都府立総合資料館による東寺百合文書の WEB 公開とその反響”. カレントアウェアネス・ポータル, 2014.

<http://current.ndl.go.jp/e1561>, (参照 2023-10-31) .

17 デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会. “「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン”. 知的財産戦略本部, 2023.

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive\\_suisiniinkai/pdf/guideline\\_2023.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/guideline_2023.pdf), (参照 2023-10-31) .

18 澤谷晃子. “大阪市立図書館デジタルアーカイブのオープンデータの利活用促進に向けた取り組み”. カレントアウェアネス・ポータル, 2018.

<http://current.ndl.go.jp/ca1925>, (参照 2023-10-31) .

19 是住久美子. “ライブラリアンによる Wikipedia Town への支援”. カレントアウェアネス・ポータル, 2015.

<http://current.ndl.go.jp/ca1847>, (参照 2023-10-31) .

20 後藤真・橋本雄太編. 歴史情報学の教科書. 文学通信, 2019.

21 国立大学図書館協会編. 大学図書館におけるデジタルアーカイブの利活用に向けて. 国立大学図書館協議会, 2019

22 田山健二. ADEAC の取り組み. デジタルアーカイブ学会誌, 2(4), 2018.

23 ジャパンサーチ, 2023.

<https://jpsearch.go.jp/>, (参照 2023-10-31) .

公共図書館に対する NLM 及び MLA が提供する  
健康医療情報提供に関する研修プログラム  
山下 ユミ（慶應義塾大学大学院／京都府立図書館）

yamashitayumi@keio.jp

本研究では、MLA 及び NLM が公共図書館に対して提供する研修プログラムの背景および提供状況を明らかにすることを目的として、MLA 及び NLM の各種広報誌や紀要等を調査した。2001年に MLA は消費者健康情報専門職プログラムを開始し、その後 35 コースの研修コースを提示した。当初のプログラムでは、インターネット上の情報の収集と活用に関するコースが多く、2022年のコースには、ヘルスリテラシー、シチズンサイエンス、ウィキペディアに関するコースが含まれていた。

## 1. 背景・目的

1990年代の米国では、「マネジドケア」と呼ばれる医療保険が一般的になり、医療保険制度改革の議論が進んだ。また、Healthy People等の国家的なプログラムも、健康格差を是正する方法として、消費者への健康情報提供に着目していた。このような流れを受け、消費者健康情報（一般市民への健康医療情報）の提供に対する需要が高まり、病院図書館や公共図書館による情報提供が広がり始めた<sup>1)</sup>。米国立医学図書館（以下 NLM）は、1990年代後半に、消費者への健康情報の提供を NLM の役割と位置づけ、2000～2005年の長期計画における重点事項の一つとした。また、「研修プログラムへの電子的なアクセス」も重要事項として明記された<sup>2)</sup>。このようなアウトリーチサービスは、Network of the National Library of Medicine(以下 NNLM)を通じて実施された。

本研究では、Medical Library Association（以下 MLA）及び NLM が公共図書館員に対して提供した研修プログラムの提供状況を明らかにすることを目的とする。

## 2. 方法

第 1 表に示した関連資料について、CHIS, CHC, consumer health information, course, class 等のキーワードで調査し、該当する記事及びウェブページより 31 件の情報を得た。

## 3 分析結果

### 3.1 消費者健康情報専門職（CHIS）の開始

消費者健康情報の提供場面では、図書館員

第 1 表 調査対象資料

MLA Annual Meeting Proceedings 1997-2023
MLA News 2003-2016
Consumer Connections 1990-2023
Medlib-I Archives 2001-2023
NLM Technical Bulletin Archive 1997-2023
その他 MLAサイトのアーカイブ

や医療従事者が十分な訓練を受けていないケースがあり、消費者健康情報に関する人材育成に関して American Library Association, MLA 等の図書館団体が関心を示していた。MLA は医療分野の専門職団体である自分達が他の団体に先駆けて人材育成プログラムを開発するべきであると考え<sup>3)</sup>、2001年、Consumer Health Credential (CHC)の試行を開始した<sup>4)</sup>。資格取得の対象者としては、医学図書館員、公共図書館員、消費者健康図書館の図書館員とした。2002年、CHC は、Consumer Health Information Specialization (CHIS) と名称を変えた<sup>5)</sup>。“CHIS”への名称の変化は、このプログラムによって資格を得られるというよりは、研修受講により一定の知識やスキルを認定するプログラムであることを示している。認定希望者は、研修受講によりポイントを獲得し、申請することで認定された。

### 3.2 2002年の研修プログラム

2002年10月に、MLAのウェブサイト内で、CHISのポイントを得られる研修コースのリストが提示された。そのリストでは、“Level I”、“Level II”のリストのほかに“Level I Non-Health Science Librarian”というリストが設けられ、MLA認定コース9コースと、一般／専

門コース 26 コースが提示された(第2表)<sup>6)</sup>。この資格を取得するためには、MLA 認定コースの一覧から少なくとも1コースを受講する必要があった。

MLA 認定コースのうち半数程度は、消費者健康情報サービス提供を開始し構築を始めるための全般的なコースだった(No.1, 2, 3, 8)。その他、図書館の管理者向けの、顧客満足度調査、戦略的な計画、マーケティング等を教えるコースがあった(No.4, 5, 7, 9)。一般/専門の26コースでは、インターネットという言葉を使用したコースが多く見られる(No.10, 11, 13, 14, 18, 34, 35)。このことから、インターネットでの情報提供が活発になり始めた時期であり、Web上で効果的に情報を収集し活用するためのコースが求められていたことがうかがえる。また、コースの約半数は、主題と情報源の知識に関するコースであり、MEDLINEplus, PubMed, MeSH, ClinicalTrials.gov等のデータベースや、医薬品、AIDS、女性、代替医療等個別のトピックを取り上げて情報源を紹介する内容だった(No.19-31)。また、インストラクショナルデザインや教授法のコースも含まれていた(No.16, 17)。一方、2022年の研修コースリスト(第3表)では、2002年にはなかった、情報リテラシーやヘルスリテラシーに関するコースが出現した(No.5, 6, 7)。また、シチズンサイエンスや、ウィキペディアに関するコースも現れた(No.3, 19, 20)。

### 3.3 研修プログラム情報のWeb上での公開

1997年、MLA サイト内に Educational Clearinghouse のページが設置され<sup>7)</sup>、MLA 承認の研修コースがリストアップされた。このページは徐々に充実し、研修内容、講師、費用の情報も掲載された。一方で NLM でも、National Training Center and Clearinghouse (以下 NTCC)が2001年に設立された。NTCC

第2表 MLAの消費者健康情報専門職(CHIS)の認定に必要な研修コース一覧(2002年10月)

MLA認定コース	
No	タイトル
1	消費者健康情報サービスの構築
2	公共図書館における消費者健康情報
3	消費者健康情報：一般市民に健康情報を提供する図書館員のためのワークショップ
4	消費者健康情報の継続的な成功
5	図書館サービスに対する顧客満足度の創造と測定
6	患者と消費者のためのがん資料センターまたはコレクションの開発
7	違いを測る：健康情報アウトリーチプログラムの計画と評価のための戦略
8	消費者健康図書館の計画と管理
9	消費者健康情報センターの戦略的計画とマーケティング

一般/専門コース	
No	タイトル
10	インターネット上の消費者健康情報
11	インターネット上の消費者健康情報源
12	フェイス・トゥ・フェイス 効果的な消費者保健のための戦略
13	インターネット消費者健康法
14	インターネットリソースとデータベース
15	健康科学におけるレファレンス入門
16	成人学習者への指導
17	図書館における成人学習者の指導
18	すぐに参照できるインターネットの利用
19	HIV/AIDS情報資源へのアクセス
20	代替医療：もはや単なる流行ではない
21	医療用語の習得
22	補充代替医療(CAM)：治療における選択のための情報資源
23	医薬品と医薬情報資源
24	ウェブ検索入門：PubMed IGMを使ってNLMのデータベースを検索する
25	NLMのPubMed, NLM Gateway, ClinicalTrials.govを使いこなす
26	検索者のためのMeSH
27	NLMのPubMed, ClinicalTrialsデータベース、次世代ゲートウェイ
28	地方の高齢化：健康情報に焦点をあてて
29	PubMed, MEDLINEplus, NIHウェブサイトの検索
30	図書館員のためのティーチングガイド ウェブ上の女性の健康リソース
31	プライマリケアにおける漢方薬の使用
32	医療従事者へのインターネット消費者健康法の指導
33	民族意識と健康情報資源 チキンスープとザリガニのスープ
34	インターネットにおける健康と医学
35	インターネット上の健康資源

第3表 MLAの消費者健康情報専門職(CHIS)の認定に必要な研修コース一覧(2022年10月)

No	タイトル
1	一日一個のリンゴを超えて：図書館での医療健康情報の提供
2	CHIS入門
3	シチズンサイエンスと図書館
4	医療健康情報レファレンス
5	効果的な健康コミュニケーションとヘルスリテラシー
6	ヘルスリテラシー
7	医療健康情報と数値のリテラシー
8	図書館でのメンタルヘルス情報の提供
9	図書館員のための治験情報
10	医薬情報と化学物質情報
11	MedlinePlusチュートリアル
12	処方薬と市販薬
13	PubMedの要点
14	健康教材の評価
15	医療健康情報のコレクションマネジメント
16	環境の健康と正義
17	多言語・多文化に対応した健康情報の提供
18	農村地域の医療健康情報
19	Wikipediaエディタソン
20	ウィキペディアと図書館
21	MedlinePlusと外部システムの接続
22	NNLMブックディスカッション
23	NNLMリージョン6講演シリーズ
24	CHIS関連ウェビナー(録画)
25	職場としての図書館のウェルネス

は、PubMed等のデータベースに関する図書館員研修を行うほか、会員が作成した研修資

料を収集し、共有できるよう整備した。この研修情報のサイトは、MLA の Educational Clearinghouse と重複が多かったため、2011 年に MLA のサイトに吸収される形で終了した<sup>8)</sup>。その後、2017 年に Medlib-Ed という教育情報プラットフォームに姿を変え<sup>9)</sup>、現在に至る。

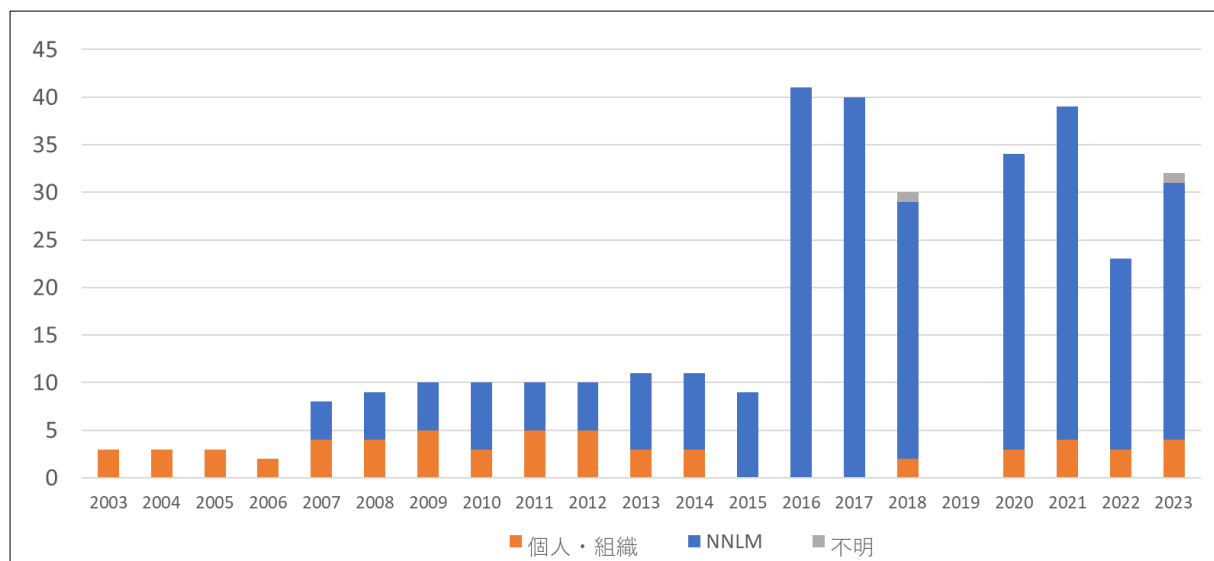
### 3.4 Web 上で受講できるコースの増加

インターネットの普及に伴い、どこでも受講可能で、かつ自分のペースで進められる Web ベースの研修が求められるようになった。そこで MLA は、NNLM からの資金援助を受けて、2006 年 3 月に、イリノイ州シカゴで第 1 回 MLA CE Institute を開催した。このプログラムは、NNLM の研修コーディネーター等の研修提供者が、対面の研修コースを Web ベースに移行できるよう支援することを目的とした。16 名の参加者が 5 日間にわたり、インスタラクショナルデザインの実践とトレーニングを通じて、対面式の研修を、より豊かで学習者中心のオンラインコースに変えるという内容だった。2008 年 5 月には第 2 回も開催された。この MLA CE Institute には、消費者健康情報を提供する人々が多数参加していた。これらの成果として、Moodle による Web 上で受講できる研修コースが多数開発された<sup>10)</sup>。

2001 年当初の研修コースは基本的に対面で実施されていたが、2003 年には MLA サイト内に、Web で受講できる研修コースを一覧できるページが作成された<sup>11)</sup>。2003 年には Educational Clearinghouse に 345 件の研修情報が掲載されたが、そのうち 5 件が Web ベースのコースだった<sup>12)</sup>。その中の 3 件が消費者健康情報のコースであり、同時に CHIS プログラムの認定コースでもあった。これらの 3 コースは個人や大学が作成・提供している有料コースで、NNLM が提供するコースはまだなかった。2007 年になると、NNLM が開発・提供する "Caring for the Mind: Providing Reference Services for Mental Health Information" 等のプログラムが、Web コースとして一覧に加わった<sup>13)</sup>。その後は NNLM の提供するプログラムが徐々に増加し、2016 年以降はほとんどのコースが NNLM 提供となっている (第 1 図)<sup>14)</sup>。

## 4. 考察

1990 年代の消費者健康情報提供の盛り上がりを受けて、2000 年代初頭、MLA は消費者健康情報を提供する人材を育成するための専門職認定プログラムの整備に動き出した。また同時期に、MLA と NLN は、Web 上に研修情報のデータベースを作成して対面の研修プ



第 1 図 消費者健康情報関連の Web 研修コースの数と提供者の推移 (Internet Archive からの情報をもとに作成)

プログラムの開催情報を提供し始め、NLM は教材情報についても共有した。その後、研修コースを Moodle 化するための技術的なサポート研修が実施され、徐々に Web ベースの研修コースが開発された。MLA は NLM と協力関係を保ちながら、消費者健康情報に関する人材育成を行うための研修コースを開発し、NNLM は遠隔地からでも Web ベースの研修コースを無料で受講できる仕組みを整えてきた。今では、これらの研修コースを受講することにより、CHIS の認定を受けることができるようになった。

研修の内容に関しては、CHIS の認定開始時期には、消費者健康情報の提供を開始するための全般的な知識や、管理者に対する情報と、インターネット上の情報を収集し、活用するためのコースが多く設けられた。2022 年になると、情報リテラシーやヘルスリテラシー、シチズンサイエンスやウィキペディアに関するコースが登場し、より広範なニーズにも応えるプログラムが開発されていることがうかがえる。

#### 引用・参考文献

- 1) Speaker, S. L. An historical overview of the National Network of Libraries of Medicine 1985-2015. *Journal of the Medical Library Association*. 2018, vol. 106, no. 2, p. 162-174.
- 2) National Library of Medicine long range plan, 2000-2005. <http://resource.nlm.nih.gov/100963683>, (accessed 2023-10-30).
- 3) Kochi, Julia; Nesbit, Kathryn W. "Consumer Health Credential Program". *MEDLIB-L Archives*. 2001-05-04. <https://list.uvm.edu/cgi-bin/wa?A2=MEDLIB-L;ad58cb54.0105a>, (accessed 2023-10-30).
- 4) Medical Library Association. Consumer Health Credential beta program unveiled. *MLA News*. 2001, no. 335, p. 1.
- 5) Internet Archive. "Consumer Health Information Specialization Program". Wayback Machine. 2002-10-02. <https://web.archive.org/web/20021002004323/http://mlanet.org/education/chc/index.html>, (cited 2023-10-30).
- 6) Internet Archive. "For Non-Health Sciences Librarians". Wayback Machine. 2002-10-02. <https://web.archive.org/web/20021002021009/http://mlanet.org/education/chc/nonhsl.html>, (cited 2023-10-30).
- 7) "Proceedings, Ninety-seventh Annual Meeting Medical Library Association: Presidential address. III. Research project for MLANET". *Bulletin of the Medical Library Association*. 1998, vol. 86, no.1, p. 119-122.
- 8) National Library of Medicine. NTCC Educational Clearinghouse merges with the MLA Educational Clearinghouse. *NLM Technical Bulletin*. 2011, no. 380. [https://www.nlm.nih.gov/pubs/techbull/mj11/mj11\\_ntcc\\_merger.html](https://www.nlm.nih.gov/pubs/techbull/mj11/mj11_ntcc_merger.html), (accessed 2023-10-30).
- 9) Barry Grant. "The Future of Education at MLA is Signed, Sealed, and Soon to be Delivered: Please Welcome Medlib-Ed!". *Medical Library Association*. 2016-08-24. <https://www.mlanet.org/p/bl/et/blogid=36&blogaid=1120>, (accessed 2023-10-30).
- 10) Medical Library Association. National Network of Libraries of Medicine Offers Free Consumer Health Classes. *MLA News* 51(3) 2011, p. 1, 13.
- 11) Internet Archive. "Web-based Courses". Wayback Machine. 2003-08-20. [https://web.archive.org/web/20030820204126/http://www.mlanet.org/education/web/web\\_courses.html](https://web.archive.org/web/20030820204126/http://www.mlanet.org/education/web/web_courses.html), (cited 2023-10-30).
- 12) "Proceedings, 103rd Annual Meeting Medical Library Association: Business Meeting". *Bulletin of the Medical Library Association*. 2004, vol. 92, no. 1, p. 125-128.
- 13) Internet Archive. "MLA Resources for Web-based Learning". 2007-07-19. [https://web.archive.org/web/20070719032717/http://mlanet.org/education/web/web\\_courses.html](https://web.archive.org/web/20070719032717/http://mlanet.org/education/web/web_courses.html), (cited 2023-10-30).
- 14) Medical Library Association. Consumer Health Course List. <https://www.mlanet.org/p/cm/ld/fid=494>, (accessed 2023-10-30).

## 患者図書室における選書の実践的マネジメント

阿久津達矢（慶應義塾大学大学院/リバプール大学大学院）

tmruvsid1@keio.jp/Tatsuya.Akutsu@liverpool.ac.uk

本研究は、ある患者図書室における選書に焦点を当てて、実際のサービスの組織化の方法を記述した。選書は、候補図書を収集し、精査するという方法でなされていた。司書は、「利用者ニーズ」等の4つの観点から図書を精査し、参考図書等の基本書を選書しつつ、「主題」に応じて、健康医療の一般書、医学・看護学の教科書、医学書の3種類を、「患者、家族、市民」に提供することを想定し、各図書の特徴や差異も考慮して選書することで、サービスの基盤を構築していた。

## 1. はじめに

日本では、厚生労働省が提示した「地域包括ケアシステム」の構想のもと、市民が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築がめざされている<sup>1)</sup>。その中で、本人や家族が在宅生活を選択し、実際にそうした生活を送るために前提となるのは、適切な情報である。その意味で、健康医療情報へのアクセスを市民に保障することは、これまで以上に重要になっている<sup>2)</sup>。

こうした前提のもと、日本では公共図書館における健康医療情報サービスの重要性が議論されてきた<sup>2)</sup>。また、近年、大学病院内に設置された患者図書室を事例に、上記のような医療システムの構造転換のもとでのサービス実践を分析した研究も見られる<sup>3)</sup>。しかしながら、未だサービスが実際にいかになされているのかということに関する実証的な研究は少ない。

## 2. 患者図書室における選書の実践

本研究は、これを踏まえ、ある患者図書室における選書の実践に焦点を当てて、いかにサービスのための情報資源が構築されているのかを明らかにする。選書は、図書館のサービスの質を保障する上で重要であり<sup>4)</sup>、公共図書館での健康医療情報サービスにおいてもその重要性と課題が指摘されている<sup>2)</sup>。主な先行研究には、サービスに必要な知識の共有を目的に作成

された手引書があり、事例解説がなされている<sup>5)</sup>。また、選書の際、司書が明文化されたコレクション構築方針以外にどのような基準を用いているのかを現象学的に明らかにした研究もある<sup>6)</sup>。だが、実際にサービスがいかに組織化されているのかは研究対象になっていない。

## 3. 実践的構成物としての情報サービス

本研究は、実際のサービス実践を明らかにするため、「実践的構成物としての情報サービス」<sup>7)</sup>という考え方に依拠する。これは、サービスを抽象的な理論ではなく、具体的な場面に埋め込まれた実践の水準において捉えることで、サービスの組織化の方法とそれに伴うコンピテンスを記述するアプローチである。これにより、実際のサービスがいかに組織化されているのかをメンバー（司書）の視点から明らかにする。

調査は、患者図書室のサービス、特にコレクション構築を理解するという目的のもとに2023年2月から開始し、Zoomによるインタビューを都内大学病院にある患者図書室の司書2名を対象に行った。調査では、選書と除架に関する資料を入手し、実際の事例を基に、それらの実践を行う際の方法や考慮する点等について質問した。インタビューは、月に1, 2回、合計で8回実施し、1回あたりの時間は約90分であった。以下では、図書の選書に焦点を当てて、実際に司書がどのように選書を行うのかを、事例を基に詳細に記述する。

#### 4. 分析

この図書室では、コレクション構築に際し、「患者図書室運営委員会」での審議と承認が必要となっており、司書は年4回、3ヶ月ごとに選書と除架を行う。選書は、候補図書を収集し、精査するというプロセスで行われていた(こうして、年間で約120冊を選書していた)。

##### 4.1 候補図書を収集する

選書候補となる図書の収集方法には、「カタログ」と「見計らい」の2種類があった。この図書室では、日本のある大手出版社の電子版のカタログ一つと出版関連企業の冊子版のカタログ一つ(それぞれ毎週発行)を主に利用していた。司書は、候補となる新刊書を調べるため、医学、看護学等に関連する出版社や学会のウェブサイトの出版案内等も適宜用いていた。

もう一つは、「見計らい」である。対象とした患者図書室がある大学病院では、医学専門書の小売店から毎週、医学図書館に送られてくる図書を選書していた。しかし、そのほとんどは医師や医学生向けの図書であった。したがって、患者図書室での選書に向けた候補図書の収集は、主にカタログで行われていた。

司書は、この2つの方法により、1回の選書で約100~120冊の候補図書を収集していた。

##### 4.2 候補図書を精査する

司書は、次に、収集した図書を、以下の観点から精査していた(この時、カタログと可能であれば現物を使用する)。具体的には、「利用者ニーズ」、「信頼性、新しさ、使いやすさ」<sup>8)</sup>、「現有のコレクション」、「価格」(ここでは省略)の4つである(ここでは「認知症」という「主題」の事例を中心に記述する)。

選書された図書には、例えば、『認知症といわれたら：自分と家族が、いまできること<健康ライブラリースペシャル>(繁田雅弘監修, 講談社, 2022)』があった。認知症患者への対応は、地域包括ケアでの中心的な課題である。

司書は、そのため、認知症の進行の仕方や病気のもとでの暮らし方、困りごとへの対処方法等の実践的な内容を扱っているこの図書は、健康医療の一般書として、患者や家族に役立つと考え、選書していた(「ニーズ」)。監修者が認知症専門医であること、一般向けの健康医療図書の出版に定評ある出版社のシリーズであること(「信頼性」)、新刊であること(「新しさ」)、図解が豊富(「使いやすさ」という点も重要であった。類書には2015~2023年までの25冊(この図書を含む)が所蔵されていたが(「現有のコレクション」)、これが同じ内容のものでは「最新」なことから採用していた。

同じ「主題」の別の図書として、採用に迷うものを選書する場合もあった。『アルツハイマー病になった母がみた世界：ことすべて叶うこととは思わねど(齋藤正彦著, 岩波書店, 2022)』がそれに該当する。司書は、書名や内容からこれが厳密には「健康医療」の図書ではないこと(ここでは「闘病記」は所蔵していない)、したがって上記の類書とは異なり、病気や治療について直接扱っているわけではないことを理解していた。しかし、内容は認知症専門医が、母親がアルツハイマー病と診断されてから亡くなるまでの過程を、患者本人の手記を用いて記述するものであり、認知症一般に関わることから、健康医療の一般書に相当する図書として、認知症患者や家族の経験を人々を知るために参考になると判断していた(「ニーズ」)。著者が認知症専門医であること、実際の手記を基に論じられていること、出版社は学術書を多く発行していて定評があることから、司書は「信頼性」の基準を満たすと判断していた。新刊であり(「新しさ」)、図や写真は多くはないが平易な文章で縦書きであることにも着目していた(「使いやすさ」)。「現有のコレクション」には、上記のような実用性を重視した類書はあるが、こうしたものはないため選書していた。



「認知症」という「主題」の図書として他には、『介護のための医学の基礎 5 訂版 (石田信彦総監修, 介護労働安定センター, 2022)』が選書されていた。これは、介護のポイント、薬の取り扱いなど、介護に関する医学的知見を基にした専門職向けのテキスト (医学・看護学の教科書に相当) であり、同じ「主題」の上記の2冊と比較すると、必ずしも平易で使いやすい訳ではない。しかし、司書は、介護サービスの利用可能性などを考えると、必要な時すぐにサービスの利用ができない場合には介護をする家族等が自分たちで医学的知識も用いて対応する必要もあるかもしれないと考えていた (「ニーズ」)。著者が老人保健施設の責任者であったこと、5回改訂されていることから「信頼性」を満たすと判断していた。新刊であり (「新しさ」)、図や写真を使用していること (「使いやすさ」) にも着目していた。「現有のコレクション」には、医学的知見を基にした介護についての教科書はなかった。

『創造的な高齢者介護: シュタイナーの人間観に基づく介護の現場から (アンネグレット・キャンパスほか著, イザラ書房, 2022)』は、採用に迷った結果、選書されたものである。司書によれば、この図書は一見、「非科学的」に見えるが、内容はシュタイナー理論を応用することで、高齢者の介護に対する一つの考え方を提示するものとなっている。これは、健康医療の一般書に相当する上記の2冊と比較すると、テキスト (医学・看護学の教科書) の色彩が強いが、介護を行う家族などが、自分にあった方法を見つけるためのきっかけとして、「ニーズ」はあると判断されていた。司書はこれを選ぶ際、学術的な観点から内容を担保しているか、利用者が内容を誤って受け取らないかを気にかけていたが、著者が介護を長年行った実績があること、巻末に参考文献表がついており根拠が確認できることから最終的に「信頼性」の基準を

満たすと判断していた。新刊であること (「新しさ」)、文字のみでわかりやすくはないものの、縦書きを採用し、文字の大きさも読みやすいこと (「使いやすさ」) も重要であった。さらに、「現有のコレクション」には類書はなく、同じく医学・看護学の教科書に相当する『介護のための医学の基礎 5 訂版』とも内容が異なるため、選書に値すると考えられていた。

以上の他に、「診療ガイドライン」も選書されていた。こうした図書は、ほぼ毎回、2, 3冊選書されていた (過去に選書されたものには、上記に示した図書と同じ「主題」を扱った『認知症疾患診療ガイドライン』もあった)。これらは、医師が準拠すべき標準治療を解説している医学書であり、一般の利用者の利用は多くはないものの、病気や治療の専門的な事柄を知るのに役立つ (「ニーズ」)。多くは学会等が出版しているため、医学的根拠は十分と判断されていた (「信頼性」)。改訂版を採用するため「新しさ」は問題ないが、「使いやすさ」については、文字が主体で、専門用語も多く、使いやすいとは言えない。「現有のコレクション」には、改訂前のものがある場合もあるが、改訂版が出た際には情報の「新しさ」に鑑みて必ず選書していた。また、司書によれば、疾患によっては、研究や出版の状況から、一般向けの図書が発行されていない場合もある。こうした場合、司書は、代わりにこうしたガイドラインのように、必ずしも実用的ではないかもしれないが、定期的に発行される「信頼性」の確保された「最新」の図書を選書して対応しようとしていた。

『今日の治療指針ポケット版 2023 年版: 私はこう治療している (福井次矢ほか総編集, 医学書院, 2023)』も医学書の典型的な例である。これは、主に医師が患者に診察や治療の説明などを行う際に、専門的な知見を参照するために利用する年鑑であり、一般向けではない。そのため、これは主に司書が利用者から質問を受け

た際に調べ物をするための参考図書として選書されていた。しかし、この図書では、1000名を超える現役の医師が、合計約1200の病気の概要を解説していることから、病気について深く知りたい場合や難病などの比較的情報の少ない病気について利用者がサービスを通して知るために便利な図書と理解されていた。執筆者は全員現役の医師である、出版社は医学書の出版で高い実績があることなどから「信頼性」はあると判断された。新刊であること（「新しさ」）、一般向けではないため読みやすさ（「使いやすさ」）は劣るものの、サービスの基本図書となることから採用を決めていた。「現有のコレクション」には2015～2023年までの類書が5冊あったが、改訂版が出た際には必ず採用する基本図書であるため選書していた。

司書は、以上のように、1回の選書で、最終的に約30冊を選書していた。司書は、4つの観点で候補図書を精査し、参考図書等の基本書を選書しつつ、「主題」（ここでは「認知症」）に応じて、健康医療の一般書、医学・看護学の教科書、医学書の3種類を、「患者、家族、市民」に提供することを想定し、各図書の特徴や差異も考慮して図書を選書していた。本研究では、1回の選書での1つの「主題」における事例を基に記述したが、司書は年4回のサイクルを通して、この方法で選書を行うことで、「主題」ごとにバリエーションのある図書（知識のストック）を揃え、様々な状況にあると想定される「患者、家族、市民」に対する健康医療情報サービス<sup>3)9)</sup>の基盤を構築しようとしていた。

### おわりに

本研究では、ある患者図書室での選書を対象に、サービスを「実践的構成物」と捉え、図書の選書に焦点を当てて、実際に司書がいかに関与しているのか（選書の実践的マネジメント）を、事例を基に詳細に記述した。実践者にとって、自らの実践を体系的に言語化することは必ず

しも容易ではないと考えられる。この点で、こうした知見は、実際に行われている活動に即して実践を理解し、サービスの向上などを考える際の一つの材料を提供できる可能性がある。

### 謝辞

本研究に、ご支援・ご協力をいただきました、池谷研究室の皆様、並びに「東邦大学医療センター大森病院からだのとしよしつ」の岡田光世様、押田いく子様にご心より感謝申し上げます。

### 引用文献

- 1) 厚生労働省. 地域包括ケアシステム. 2023. [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukuushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/chiiki-houkatsu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukuushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/), (入手 2023-10-30).
- 2) 池谷のぞみ. 国内の公共図書館における健康医療情報サービスの最近の動向. カレントアウェアネス. 2018, no. 337, p. 20-26.
- 3) 阿久津達矢. 健康医療情報サービスを組織化する：病院の市民公開講座における患者図書室の資料展示のエスノメソドロジ的分析. *Library and Information Science*. 2022, no. 87, p. 25-46.
- 4) 岸田和明編著. 図書館情報資源概論. 樹村房, 2020, 171p.
- 5) 日本医学図書館協会医療・健康情報ワーキンググループ編著. やってみよう図書館での医療・健康情報サービス. 第3版. 日本医学図書館協会, 2017, 191p.
- 6) Papadakos, J. et al. What criteria do consumer health librarians use to develop library collections?: A phenomenological study. *Journal of the Medical Library Association*. 2014, vol. 102, no. 2, p. 78-84.
- 7) Ikeya, N. "Service practices as organizational phenomena". *Serviceology for Designing the Future*. Springer, 2016, p. 495-508.
- 8) 東邦大学医療センター大森病院からだのとしよしつ. からだのとしよしつとは. 2023. <https://www.mnc.tohoku.ac.jp/mmc/karada/about.php> (入手 2023-10-30).
- 9) 尹智媛. 患者図書室における資料提供の分析. 慶應義塾大学文学部卒業論文. 2014.

# 全国の公共図書館における研修実施の動向

松本直樹（慶應義塾大学）

matsumoton@keio.jp

青野正太（駿河台大学）

aono.shota@surugadai.ac.jp

本研究では、全国で実施されている公共図書館職員を対象とした研修を経年的に調査し、その動向と課題を明らかにする。そのために、日本図書館協会刊行の『図書館年鑑』から、2002年以降2022年までの5年ごとの研修データを収集した。結果、多くの研修が県の図書館協会（協議会）及び県立図書館によって実施されていること、県によって最大24.8倍の実施回数の差があること、研修内容としては児童サービス、レファレンスサービスが多いこと、などが分かった。

## 1. 研究の背景と先行文献

### 1.1. 研究の背景

日本図書館協会の認定司書事業は2010年より開始され、10年以上、運用されてきた。これまでの事業を振り返り、また、今後に向けた中長期的なあり方を検討するため、日本図書館協会は「認定司書制度検討委員会」を立ち上げ検討を進めてきた。

専門職の望ましい認定制度を検討するためには、人材育成のあり方の検討が必要である。そうした人材育成の機会として、職場外の研修は重要なものの一つであることから、本研究では公共図書館職員（以下「図書館職員」）を対象とした職場外で行われる研修を取り上げることとする。

### 1.2. 関連する先行文献

図書館職員の研修に関しては、2008年に図書館法が改正され、新たに第七条「司書及び司書補の研修」が設けられた。2012年には「望ましい基準」で文部科学大臣主催の研修に関する記述が追加された。図書館職員に関する文献としては、『図書館界』が定期的にレビュー記事を掲載している<sup>1)</sup>。また、実践報告や事例紹介は多くあり、例えば、林友幸は日本図書館協会が実施する中堅職員を対象とした研修について、オンラインの実施内容を報告している<sup>2)</sup>。

大規模な調査としては、文部科学省、全国公共図書館協議会、国立国会図書館等のものがあ

る。そのうち、文部科学省は2007年に「図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書」<sup>3)</sup>をまとめている。ここでは全国で実施されている図書館職員向け研修について、実施主体に対して調査を実施している。また、文部科学省は、2008年に「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」<sup>4)</sup>をまとめている。

全国公共図書館協議会は2年間をかけて研修に関する調査を実施している。1年目は全国の公共図書館を対象に研修の実施状況、派遣状況、問題点を尋ねている<sup>5)</sup>。2年目は公立図書館における研修の実態調査の分析を行い、研修実施マニュアルとキャリアパスに合わせた研修モデルを提示している<sup>6)</sup>。石原はこの調査に携わった立場から、図書館職員のキャリアパスと研修の関係について検討している<sup>7)</sup>。

以上のように研修に関しては実践報告や事例紹介が多く書かれてきたとともに、大規模な調査も実施されてきた。しかし、調査においては、長期的な動向を検討したものはなく、一時点の調査に留まっていることが分かった。2008年の図書館法改正や、コロナウイルス感染症を含めた様々な社会変化の中で、どのように研修が変化してきたのかについては、必ずしも明らかとなっていない。このことから、本研究では全国的な研修実施の状況を長期間にわたって調査することとした。

## 2. 研究の目的と調査方法

### 2.1. 研究の目的

日本図書館協会は図書館職員を対象とした研修や研究会を調査し、毎年、『図書館年鑑』<sup>8)</sup>にまとめている。本研究では当該資料を用いて、全国で実施されている図書館職員を対象とした研修を経年的に調査し、その動向と課題を明らかにする。そのために、以下のリサーチクエスション（以下「RQ」）を設定した。すなわち、RQ1：研修を実施しているのはだれか、RQ2：地域毎の実施状況はどの程度異なるか、RQ3：研修のテーマはなにか、RQ4：研修の対象者はだれか、である。

### 2.2. 調査方法

『図書館年鑑』に掲載されている「各地の研究集会 公共・県図書館協会等」を調査し、図書館職員を主たる対象とする研修のデータを収集した。対象期間は2002年以降2022年までであり、うち2002年、2007年、2012年、2017年、2022年のデータを取得した。調べた事項は、(1)開催年、(2)地域（47都道府県）、(3)実施方法、(4)対象者（初任者、中堅、図書館長等）、(5)テーマ、(6)実施主体、(7)開催日数、である。

## 3. 調査結果

以下では、まず、調査結果の概要として各年の実施回数・日数と実施方法について述べる。その後、RQに沿ってまとめていく。

### 3.1. 各期の実施回数・日数と実施方法

実施回数と日数であるが、回数は全期間合計で1,758回であった。各年では、2002年以降、207回、371回、423回、458回、299回であった。また、日数は、395日、631日、792日、742日、518日であった。平均日数は1.6日から1.9日の間である。以上の回数及び日数の推移から、回数は2017年にかけて、日数は2012年にかけて増加してきたことを確認できる。なお、増加率は年を重ねるにつれて低下していた。2022年は回数及び日数とも2017年を大きく下回った。要因としてはコロナウイルス感染症が考えられるが、今後、注視が必要である。

つぎに実施方法を確認する。2022年の『図書館年鑑』は、実施方法として対面、オンライン、オンデマンド、資料掲載に分けているが、2017年までは実施方法の記載はなかった。2022年のものを見ると、オンライン、オンデマンド、資料掲載のいずれか（対面併用を含む）で実施されたものは計146回であった。2022年の研修の合計は299回だったため、全体に占める比率は48.8%である。約半数が遠隔地から参加できる点は注目される。

### 3.2. RQ1：研修を実施しているのはだれか

研修実施主体は全期間合計で2,108機関（延べ数）であった。但し『図書館年鑑』では実施機関を省略していることもあるため、実際の件数はこれよりも多い。多様な機関による実施が見られたが、ここでは、判明していないものを除き、①国、②都道府県（以下「県」）内の機関、③それ以外に分けて、主要な実施主体を確認していく。①国では、文部科学省が多く実施しており、図書館地区別研修、新任図書館長研修等を実施していた。全期間合計の実施回数は30回であり、全体に占める比率は小さい（1.7%）。文部科学省の研修の特徴としては、対象者を館長、経験年数などで限定している点が挙げられる。経年的に大きな変化はなかった。

②県内の機関による研修は圧倒的に多かった。その中でも、県図書館協会（協議会）、県立図書館が多く、それぞれ全期間合計で860回（48.9%）と697回（39.7%）であった。ここでいう県図書館協会（協議会）は、県図書館協会・協議会、県公共図書館協議会など、県内の公共図書館が加盟する全県的な団体である。こうした団体の中には支部があり、県内の特定の地域で研修を実施することも見られた。先程の数値にはそうしたものを含んでいる。県教育委員会は全期間合計で138回（7.9%）であり、県図書館協会等より少なかった。経年的にみるときには、県立図書館による研修が顕著に増加していた。

③その他では、日本図書館協会、図書館問題

研究会、児童図書館研究会などが見られた。実施回数としては、図書館問題研究会が多く全期間合計で44回(2.5%)であった。大学・大学図書館は16回(0.9%)に留まった。

### 3.3. RQ2：地域毎の実施状況はどの程度異なるか

ここでは、①県別の開催回数、②地域別の回数、③県別のテーマの多様性の順番で見えていく。①開催回数は全期間合計で、平均37.2回/県であった。最大は124回、最小は5回、標準偏差は27.2であった。各年の全体の平均は4.4回、7.9回、9.0回、9.7回、6.2回であった。標準偏差を平均値で割った変動係数は0.75、0.82、0.80、0.81、0.84であり、上昇傾向にある。これは、県間の実施回数の差が拡大していることを示している。

つぎに、②地域別の回数は、先行研究で違いが見られると言われている都市部とそれ以外の地域の実施状況を見みる。ここでは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府を都市部として、それ以外と比較すると、都市部の平均が83.8回であり、それ以外は30.4回であった。ここから、都市部はそれ以外と比較して2倍以上の回数の研修を実施していることが分かった。

③テーマの多様性を比較するため、今回付与した22のテーマ(後述)について、それぞれ期間中1回でもとりあげていれば、そのテーマについての研修が実施されたものとして、その件数の合計値を算出した。これと実施回数との散布図をプロットしたところ、実施回数の多い県は研修の多様性が一定程度確保されていることが分かった。回数が少ない県においても一定程度、多様性が確保されているところもあるが、回数が少なく多様性のない県も見られる。こうした地域は受講できる研修の機会・内容がともに限定されていることになる。

### 3.4. RQ3：研修のテーマはなにか

全体で22のテーマについて延べ2,103件付与した。テーマは、過去の全国調査<sup>5)</sup>等の枠組みを参考にするとともに新たな項目を設定し

た。『図書館年鑑』の記述から特定できなかったのは215回であった。特に県の図書館大会など多くのテーマを扱うものは、テーマの記載が不十分なため特定できないことが多かった。研修1回あたり平均1.36件のテーマを付与したことになる。多かったのは、児童サービス(468回)、レファレンスサービス(244回)であった。児童サービスにはYAサービスや読書活動推進も含めている。これらで全体の30%以上を占めた。

つぎに多いのは図書館経営(164回)である。ここには、経営以外に評価、図書館設置、望ましい基準、さらに図書館行政等も含めた。以下、地域資料(119回)、学校図書館(103回)、障害者サービス(102回)などが続く。上位10のテーマの合計で全体の73.5%を占めた。全体に個別のサービス(児童サービス等)に関わるテーマが多かった。

近年の傾向として「資料保存」「高齢者サービス」「危機管理」が増加していた。経年的変化を探るため、変動係数を年ごとに算出したところ、1.20、1.22、1.39、0.92、0.80となった。2012年にかけて上昇したものの、2017年以降、下降した。ここから、多様なテーマが平等に取り上げられる傾向にあることが伺える。なお、ここでの分析は、テーマの分類のしかたに依存する点に留意が必要である。

### 3.5. RQ4：研修の対象者はだれか

『図書館年鑑』には研修の対象者の項目はない。そのため、「テーマ」や「集会の名称」から対象者を推定した。ここでは、①対象者の指定のないもの、②経験や職位、③従事する職務という観点から、主要な対象者について研修の実施回数とともに見ていく。

まず、①「指定なし」は全期間合計で857回(48.7%)と最も多かった。ここには、実際に指定がないものと対象者が記載されていないために判断がつかないものも含まれている。

つぎに、②図書館での経験や職位という観点では、初任者、中堅、図書館長に分けた。この

区分の合計は 362 回であり、それぞれの回数は、初任者が 139 回、中堅が 153 回、図書館長が 70 回であった。「中堅」には、研修の名称が「中堅職員」などと書かれているもの以外に、「専門講座」など、職員が一定の知識を獲得していることを前提としたものも含まれた。県によっては、初任者、中堅、図書館長等の区分別の研修を、毎年行っているところが見られた。初任者、中堅は近年増加傾向にある。

③従事する職務という観点では、児童サービス、レファレンスサービス、障害者サービスが多かった。それぞれ全期間合計で 295 回、122 回、71 回であった。県によっては児童サービス、レファレンスサービスなどの研修を、毎年行っているところも見られた。近年の傾向として、学校司書・司書教諭を対象とした研修が増加していた。

#### 4. 考察と研究の課題

本研究では 2002 年以降の『図書館年鑑』を用いて、全国で実施されている公共図書館職員を対象とした研修を 5 年ごとに調査した。調査では 4 つの RQ を設定した。以下では、RQ の結果を踏まえた上で研修実施の動向と課題を整理していく。

はじめに研修に関する動向を整理する。実施回数は 2022 年を除くと増加傾向にあった。しかし増加率は低下していた。2022 年はコロナウイルスの影響も考えられるが、今後を注視する必要がある。実施主体としては、県の図書館協会（協議会）及び県立図書館が多かった。地域別に見ると、大都市圏はそれ以外と比較して多く実施していた。テーマは、児童サービス、レファレンスサービスで全体の 30%以上を占め、上位 10 のテーマで 73.5%を占めていた。県ごとにみると、実施回数が少なくテーマも限定されているところが見られた。

つぎに研修実施の課題を整理する。県によって実施回数に大きな差が見られた。全期間をとおした実施回数では、最大・最小の県で 24.8 倍の差があった。また、経年的にみると、特に近

年、県間の格差が拡大していた。実施回数が少なく、取り上げられるテーマも限定された県では人材育成の環境が十分整っていない可能性がある。こうした中、2022 年は遠隔からの研修受講が可能なのが多く実施された点が注目される。このことは図書館職員の研修受講機会の拡大につながる。今後、こうした傾向が継続するか注視が必要である。

本研究の課題は、2 点挙げられる。まず、『図書館年鑑』のデータに制約があった点である。情報が省略されていることが多く、正確な情報に基づく分析ができたとはいえない。また、個別の図書館や指定管理者による研修などを含んでいない点も課題である。今後は、より正確で網羅性のある調査が望まれよう。

#### 【注・引用文献】

- 1) 最近のものとして以下がある。川原垂希世. 図書館員の養成と研修. 図書館界. 2018, vol.70, no.1, p.157-167.
- 2) 林友幸. 中堅職員ステップアップ研修の現在: これからの図書館を担う専門的職員の育成を目指して. 図書館雑誌. 2018, vol. 112, no.10, p.680-682.
- 3) 図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書. 日本システム開発研究所, 2007, 229p.
- 4) これからの図書館の在り方検討協力者会議. 図書館職員の研修の充実方策について (報告). 文部科学省, 2008. [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/teigen/08073040.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/teigen/08073040.htm), (入手 2023-10-25).
- 5) 全国公共図書館協議会. 公立図書館における図書館職員の研修に関する実態調査報告書. 全国公共図書館協議会, 2007, 60p.
- 6) 全国公共図書館協議会. 公立図書館における図書館職員の研修に関する報告書. 全国公共図書館協議会, 2008, 87p.
- 7) 石原眞理. 図書館員の研修とキャリアパス: 公共図書館を中心に. 情報の科学と技術. 2009, vol.59, no.2, p.74-79.
- 8) 最新号は以下のもの。日本図書館協会図書館年鑑編集委員会. 図書館年鑑. 日本図書館協会, 2023. 今回使用したのは他に、2003 年、2008 年、2013 年、2018 年刊行のものである。

## 調べ学習から広がる高齢者間交流のあり方:八王子市中央図書館での実践を例に

張 心言(慶應義塾大学大学院) shingen66@keio.jp

現在、公共図書館は高齢者の社会参加や地域貢献を支えるための地域の学習拠点・活動拠点として期待されており、一部の図書館では、高齢者の活躍を積極的に図る取組みが行われ、それによって高齢者間の新たな交流が醸成される実態が窺える。本稿では、八王子市中央図書館を拠点に活動する「千人塾塾生の会」の中で、共通の学習興味を持つ会員によって構成される「勉強会」を対象としたフィールドワークをもとに、調べ学習から広がる高齢者間の交流のあり方を明らかにした。

## 1.背景と目的

世界に先駆けて超高齢社会に突入した日本では、2023年現在、65歳以上の高齢者人口は推計で3623万人に達し、総人口に占める割合は29.1%と過去最高となった<sup>1)</sup>。さらに、75歳以上の人口は前年に比べ72万人増加し、初めて2千万人を超えた<sup>1)</sup>。この増加は、2022年に「団塊の世代」が75歳を迎えたことによると考えられる。一方、高齢者の比率が上昇する中、要介護認定者を除く「元気な高齢者」は高齢者全体の8割以上と推定されており<sup>2)</sup>、65歳以上になっても、身体や認知能力は衰えず活発である人は多く、定年の延長や年金受給開始年齢の調整がなされ、高齢者の定義が継続的に見直されている<sup>3)</sup>。

2020年に国立国会図書館が実施した調査<sup>4)</sup>によれば、図書館利用者のうち60代以上が42%を占めていることが示された。地域社会を支える重要な機関として位置付けられる公共図書館にとって、高齢者をどう扱うかという問題が身近に迫ってきている。今後の活力ある超高齢社会の実現に向けて、公共図書館は、豊かな知識や経験を有する高齢者が活躍できる場を設け、高齢者の社会参加や生きがい創出を図る取組みを推進していくことが求められている。

近年、一部の図書館では、高齢者の活躍を積極的に図る取組みが行われるようになっている<sup>5-7)</sup>。筆者は2021年から、その中の一例である、八王子市中央図書館(以下、中央図書館)と、調べ学習に特化した高齢者グループ「千人塾塾生の会」(以下、「塾生の会」と)との協働の活動に関する継続的な参与観察を始めた。これまでに、高齢者向けの調べ学習講座「八王子千人塾」と、「塾生の会」の全体行事である定例発表会に焦点を当て、図書館が高齢者の生涯学習や社会参加を支援

するために、どのように講座を設計し実施しているのか、そして、高齢者グループの活動にどのように関与しているのかを明らかにした<sup>8,9)</sup>。

このように、筆者が「公共図書館」の側面に焦点を当てて研究を進める中で、これらの活動によって高齢者間の新たな交流が醸成されている実態が見えてきた。老年学の領域では、高齢者の交流と、主観的健康観、生活満足度との関連が明らかにされている研究は多く、既知の知見として挙げられる<sup>10,11)</sup>。しかし、公共図書館を場とする高齢者同士の交流がどのように形成され、どのような特徴を持ち、高齢者にどのような影響をもたらすかについてはまだ詳細が明らかにされていない。

そこで本稿では、「高齢者」の側面に焦点を移し、高齢者間の関わりがより顕著に見られる「塾生の会」内で自発的に形成される「勉強会」に注目する。公共図書館での知的活動から展開された高齢者同士の交流の実態を、「情報グラウンド(Information Ground)」等の概念を用いて解明すると同時に、これらの交流に潜む公共図書館の高齢者サービスへの示唆を探ることを目的とする。

## 2.調査の対象と方法

## 2.1 対象

本稿では「塾生の会」内で、共通の興味関心を持つ会員同士によって設立される学習チーム「勉強会」の活動を研究対象とした。現在、「近現代史研究会」「読み合わせの会」「エッセイの会」「重ね地図の会」「流域紀行八王子」という5つの勉強会が存在し、これらの勉強会は少人数の体制をとっており、より具体的なテーマに関心を寄せる会員同士に向けた学習と交流の場を提供している。本稿では、勉強会のうち、5年以上の活動歴がある「エッセイの会」に焦点を当てる。



「エッセイの会」は、2017年に「塾生の会」の有志4名によって設立され、現在では9名の会員が参加している。主な活動は、会員が毎月1本のエッセイを執筆し、月1回中央図書館の会議室で集まり交流が行われる。執筆するエッセイの内容は自由で、通常A4サイズ用紙1枚にまとめられる。

## 2.2 方法

中央図書館と「塾生の会」の許可のもと、2023年5月に行われた「エッセイの会」について参与観察を行い、フィールドノートで記録した。

収集されたデータから、高齢者同士で行われた特徴的な交流の断片を抽出し、質的に検討した。参加者がどのような会話をして相互行為を行い、また、それらの会話において高齢者としてのアイデンティティをどのように位置付け、相手に伝えていたのかを分析した。参与観察の補足として、「エッセイの会」に参加している4名の会員に対して2023年4月から5月にかけて実施した個人インタビューも分析に用いた。

## 2.3 フィールドの概要

5月の「エッセイの会」には、男性3名と女性6名(傍聴者1名を含む)の計9名が出席した。傍聴者以外の8名が事前に執筆したエッセイを印刷し、会場に持ち寄って全員に配布した。参加者のうち一人が司会を務める。

開始後、座席に従って発表順が決められ、発表者は自分のエッセイを読み上げた後、全員でエッセイの内容について討論し、感想を共有する形式で進行する。発表者1人あたりの討論の時間は厳密に制限されておらず、テーマによっては長い場合には15分以上の議論となることもあるが、数分間で簡潔に終える場合もある。

## 3.結果

本稿では、5月の「エッセイの会」に行われた8つの発表のうち、比較的長いやり取りがなされたものに焦点を当てた。

この発表で、発表者は、これまでに3回詐欺電話を受けた経験に基づいた「オレオレ詐欺」という題のエッセイを読み上げた。以下、参加者全体でその発表について討論する様子から、「経験の共有」「感情の共有」「情報の共有」という3つの特徴的な断片を一定のルール<sup>12)</sup>に従って会話デ

ータから作成したトランスクリプトから抽出し、説明する。プライバシー保護のため、発表者は「P」、司会を務める参加者は「M」、他の参加者は「A1-A7」と表示している。

### 3.1 詐欺を受けた経験を共有する

断片 1	
((05:37))	
01 M:	時の話題だと思うんですけども、いかがですか。(.)受けたことございますか。
02	
03 A1:	うちはね、受けたことがある。妻が引っかかって
04	さ、偉いことに、警察まで呼んでた。(.)「協力してくれ、犯人を捕まえたいから」って。
05	
06 M:	なりすましを[されたか]。
07 P:	[何があったのですか]。
08 A1:	「お金を落とした、これから取りに行くから」って、
09	その話がおかしいと分かっているから、警察に電
10	話をした...警察も疑って、最後僕も気がついた
11	(.)まあ、かなりいいところに行ったらしいけれど
12	...(8行省略、詐欺電話の内容を詳述)

断片1では、Pの発表を受けてMが「オレオレ詐欺」に関する感想を一言述べた上で(01)、全員に詐欺被害の経験があるかどうかについて尋ねた(02)。それに対して、A1は「妻が引っかかってさ」(03)と発言し、警察を呼ぶに至ったと発言すると、MとPはほぼ同時に興味を示した(06,07)。その後、A1は詐欺被害の経緯を詳細に語った(08-19)。このように、エッセイの発表を受けて、参加者の互いの経験を共有していることがわかる。

### 3.2 詐欺に騙される恐れを共有する

断片 2	
((10:30))	
56 M:	自分は騙されないと考えてるんです、普段ね。
57	だけど、孫がいるんです。その子のことが気にな
58	っている時に、詐欺電話が寄ってきたら、つい、
59	なんとかちやんと行ってしま、そういう可能性は
60	ね、私はあるかなと思います。
61 P:	そうそう。
62 A1:	そこは問題だよ。最初は名前を言っちゃだめ
63	...(7行省略、「オレオレ詐欺」の手口を説明)
70 A2:	でも、孫からなんか言われたら本当に弱いかも
71	知れない...:
72 A3:	弱い、弱い。
73 P:	孫って、電話なんてこないですよ。敬遠されちゃ
74	ったのか。huh huh
75 A4:	まあ、孫には弱いですね...:

断片2では、Mは、普段は警戒心が高いものの、孫のことを気にしている時に詐欺電話がかかってきたら、騙されて「何とかちやんと行ってしま」恐れを述べた(56-60)。Pはこの発言に賛同を示す(61)。すると、断片1で詐欺を受けた妻の経験

を共有したA1が再び発言し、警察から学んだ「オレオレ詐欺」の手口について情報の共有をする(62-69)。その後、A2は話題を「孫」に戻し、孫については騙される恐れがあるというMの発言に再び共感を示した(70-71)。するとA3とA4も孫からとなったら騙されるかもしれないと発言し(72,75)、その合間を縫って、Pは、孫からは電話がめったにかからないと述べて笑った(73-74)。このように、詐欺に騙される恐れを感情を参加者は互いに共有している。

### 3.3 関連情報を共有する

#### 断片 3

((15:41))

103 A5: ちょっと別の話題なんだけど、最後のほうに医療  
104 費の話があるんですね。ある医療費は自動的に  
105 還付されます。あの…医療費が 2 割になった問  
106 題で。  
107 P: はい、はい。  
108 A5: 皆さんの事情によって違うんだけど、僕は去  
109 年の 10 月ぐらいかな…までは 1 割負担だけど、2  
110 割負担になったでしょう。2 割になった場合に  
111 は、計算すると 6000 円以上の医療費を払った  
112 場合には、差額の分は自動的に還付されます。  
113 (2.0)  
114 P: 高額医療じゃないですか。  
115 A5: じゃなくて。あれは確定申告の時に出すでしょ  
116 う。  
117 M: [10 万円以上  
118 P: [そう、10 万円以上、一家族 10 万円以上。  
119 A5: んん。僕が言ってるのは、1 割から 2 割負担にな  
120 った医療費が…(9 行省略、国の後期高齢者  
121 医療の窓口負担割合増額に伴う配慮措置を再  
122 び説明))  
129 A6: 限定的ですよ、あれは。期間が限られてきて。  
130 A5: そうそうそう。3 年間かな。

P はエッセイの中で、自身が実際に経験した「オレオレ詐欺」のほか、テレビ番組でみた医療費還付金に関連する詐欺の例にも言及した。エッセイの末尾では、医療費控除は確定申告を通じて行うべきであるため、ATM を介してお金を騙し取ろうとする詐欺に対する警戒を促していた。

この「医療費控除」の内容に関連して、断片 3 では、A5 が別の高齢者向けの医療費措置である「後期高齢者医療の窓口負担割合増額に伴う配慮措置」に思い当たり、話題を提起した(103-106)。P がその先を促したので A1 は、自身の状況を例に挙げ、この制度を通じて還付金を受け取った経験について語った(108-112)。ただし、この制度は

他の人にとって馴染みの無いものであったため、一瞬の沈黙が生まれた(113)。そこでPは、この措置がエッセイで取り上げた「医療費控除」と同じものかどうかを A5 に確認した(114)。A5 はそれを否定し(115-116)、さらに詳細な説明を加えた(119-128)。すると、この措置に詳しいA6が「期間が限られている」と追加情報を提供した(129)。このように、エッセイを受けて関連する情報の共有がなされていることが見て取れる。

## 4. 考察

### 4.1 高齢者間の交流

本稿では、「塾生の会」内で自発的に結成された勉強会「エッセイの会」を対象としたフィールドワークをもとに、エッセイの共有という知的活動から展開された高齢者間の交流の実態について検討した。その結果、「経験の共有」「感情の共有」「情報の共有」という3つのパターンが観察された。

断片1では、特定のトピック(ここでは詐欺被害)について、発表者以外の人でも個人的な経験を詳細に共有する機会を司会者が作り、参加者は自身の経験を共有し、聞き手は共感や興味を示していた。これにより、各自の経験や価値が尊重され、公平に議論を重ねることが可能な場になっていることがわかった。

断片 2 において、孫を装った詐欺電話には騙されてしまう恐れがあるという不安な感情を、参加者同士で共感し合う様子が窺えた。心理学の研究によると、人間は自分との「類似性」を持つ相手に対して、ポジティブな感情を抱きやすいとされている<sup>13)</sup>。参加者は同世代として親近感を抱く傾向があり、こうした共通の関心事に触れたことで、類似した感情を仲間と共有しやすくなる環境が形成されたと言える。

断片 3 における会話では、エッセイで触れられた「医療費控除」というキーワードをきっかけに、「エッセイの会」が、「高齢者の医療還付金制度」に関する偶発的な情報共有の場として機能していた。これは、Fisherらの提唱した「情報グラウンド」の概念と合致している。

Fisher<sup>14,15)</sup>は、日常の情報行動における社会的環境の役割に焦点を当て、情報グラウンドを「特定の目的を持った人々が集まり、自発的でセレン

ディペティな情報共有が促進される社会的な環境」と定義した。Fisherによれば、情報グラウンドから得た情報を活用することで、身体的、社会的、感情的、認知的な利益を得ることが可能となる。断片3では、高齢者がエッセイを共有するために図書館に集まり、そこで自らの知識や経験に基づいて情報を提供し、他者との対話を通じて偶発的に新たな情報や洞察を得ることができた。この場面における図書館の会議室は「情報グラウンド」として機能していたと言える。

上述の断片から、高齢者同士が対等な関係にあって、互いに協同して会話を作り上げ、関わり合いを強めていることが明らかになった。

#### 4.2 公共図書館の高齢者サービスへの示唆

本稿の焦点である「勉強会」には、中央図書館の直接的な関与は少ないものの、そもそも図書館の取り組みに端を発していることは忘れてはならない。

中央図書館は、高齢者向けの調べ学習のプログラムを発足した当初から、最も基本的な考え方として、高齢者の生涯学習を支援するだけでなく、高齢者が知識を追求する過程で自らの生きがいを見つける力を育み、個々の社会参加能力を育成し確立させることを掲げている。

このような図書館の理念のもと、「塾生の会」は会員の異なるニーズに応えるため、多岐にわたる取り組みを継続的に展開してきた。例えば、黙々と調べることを好む会員は、自身の成果を定例会で発表したり、会内の作品集に寄稿したりすることができる。対してコミュニケーションを求める会員は、少人数の勉強会に参加し、グループでの学習やディスカッションを楽しむことができる。また、単なる知的な刺激を欲する場合であっても、聴講者として活動できる。こうした多様なルートを通じて、公共図書館という開かれた場において、一人一人に合った高齢期のウェルビーイング向上が実現されていると言えるだろう。

#### 謝辞

本研究は、潮田記念基金、慶應義塾博士課程学生支援プログラムによる助成を受けています。多大なご指導・ご支援いただいた池谷研究室の皆様、並びにご協力いただいた八王子市中央図書館と「千人塾塾生の会」の皆様には厚く感謝申し上げます。

#### 引用文献

- 1) 総務省統計局編. 統計からみた我が国の高齢者:「敬老の日」にちなんで. 2023. <https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1380.html>, (入手 2023-10-01).
- 2) 厚生労働省編. 介護保険事業状況報告(暫定). 令和5年7月分. <https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/m23/2307.html>, (入手 2023-10-01).
- 3) 日本老年学会・日本老年医学会. 高齢者に関する定義検討ワーキンググループ報告書. 2017. [http://geront.jp/news/pdf/topic\\_170420\\_01\\_01.pdf](http://geront.jp/news/pdf/topic_170420_01_01.pdf), (入手 2023-10-01).
- 4) 国立国会図書館. 図書館利用者の情報行動の傾向及び図書館に関する意識調査(令和2年版). 2021. [https://current.ndl.go.jp/FY2020\\_research](https://current.ndl.go.jp/FY2020_research), (入手 2023-10-01).
- 5) 藤井美華子. 特集, シニア世代と図書館: 老後をいきいきと健康に: 鳥取県立図書館のいきいきライフ応援サービス. 図書館雑誌. 2014, vol.108, no.5, p.318-319.
- 6) 金森直美, 梅田米大. 特集, シニア世代と図書館: 図書館で「自分史講座」シニア世代の生きがいづくりを応援します: 吹田市立千里図書館からの報告. 図書館雑誌. 2014, vol.108, no.5, p.316-317.
- 7) 松廣睦. 特集, シニア世代と図書館: シニア世代が自ら調べ学習を: 読書のまち八王子の実現に向けて. 図書館雑誌. 2014, vol.108, no.5, p.320-321.
- 8) 張心言. “公共図書館を場とする高齢者の社会参加: 内閣府「社会参加活動事例」を中心に”. 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集 2021, オンライン, 2021-11-13, 三田図書館・情報学会, 2021, p. 33-36.
- 9) 張心言. “公共図書館と高齢者グループの協働による高齢者の社会参加: 八王子市の調べ学習の事例を中心として”. 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集 2022, 東京・オンライン, 2022-11-12, 三田図書館・情報学会, 2022, p.9-12.
- 10) Palmer, A. D.; Carder, P. C. et al. The Impact of Communication Impairments on the Social Relationships of Older Adults: Pathways to Psychological Well-Being. *Journal of Speech, Language, and Hearing Research*, 2019, vol.62, no.1, p.1-21.
- 11) Xu, X.; Li, J. et al. Improving Psychosocial Well-Being of Older Adults Through Exergaming: The Moderation Effects of Intergenerational Communication and Age Cohorts. *Games for Health Journal*, 2016, vol.5, no.6, p.389-397.
- 12) 森純子, 田中博子. “会話分析におけるデータの記述法”. *エスノメソロジー・会話分析ハンドブック*. 山崎敬一ほか編. 新曜社, 2023, p.160-172.
- 13) 羽田祥子, 相山泰生. 自尊感情と類似性による共感: スタートアップが提携先企業を選択する基準に関する質的研究. *組織科学*. 2023, vol.57, no.1, p.51-65.
- 14) Fisher, K.E.; Marcoux, E. et al. Information behavior of migrant Hispanic farm workers and their families in the Pacific Northwest. *Information Research*. 2004, vol.10, no.1. <http://informationr.net/ir/10-1/paper199.html>, (accessed 2023-10-01).
- 15) Fisher, K.E. Social spaces, casual interactions, meaningful exchanges: information ground characteristics based on the college student experience. *Information Research*. 2007, vol.12, no.2. <https://informationr.net/ir/12-2/paper291.html#fismar04>, (accessed 2023-10-01).

## 裏田武夫・小川剛編著「図書館法成立史」に見る

## 関係者（CIE、文部省、図書館関係者）の主張と相互関係

葉袋秀樹（筑波大学名誉教授） qzw04141@nifty.com

## 抄録

本研究の目的は、裏田武夫・小川剛編著『図書館法成立史資料』（1968）の「図書館法成立史」に見られる3つの組織（CIE、文部省、図書館関係者）の主張と相互関係を明らかにすることである。

「成立史」の方法と構成を分析した上で、3つの組織の行動に対する疑問を示し、疑問の説明を含む3つの組織の主張と相互関係に関する仮説をまとめた。今後、同書以後のその他の文献、社会教育・図書館分野の占領研究文献との比較によって仮説を検証する。

## 1. はじめに

## 1.1 研究の背景

1950年に図書館法が制定されたが、法案を検討した人々からは検討過程に関するまとまった報告は発表されなかった。加藤宗厚の報告<sup>1)</sup>のほか、1950年、52年、65年、71年の4回、関係者の座談会が行われるにとどまった<sup>2)</sup>。

制定後約20年の1968年に裏田武夫・小川剛編著『図書館法成立史資料』が刊行された<sup>3)</sup>。本書は「資料」約400頁と「解説」約70頁から構成され、「解説」は同法成立史に関する唯一の通史で、同法の成立史の学習に不可欠である。目次中の名称は「解説」であるが、本文では「図書館法成立史」と記載されている（以下、「成立史」という）。

裏田は、本書の「序」で本書成立の経緯を述べている。「戦後の図書館発展の推移を見守るうちに、この重要な図書館法制定の意義を十分な史料をふまえたうえで明らかにしたいという強い関心にかかれ」、東大教育学部の演習でこの問題を取り上げた。当時、学部学生の1人として熱心に取り組んだのが小川で、昭和35年の卒業論文として「図書館法の成立—その過程と問題点」を提出し、その後も「精力的な努力によって資料収集」を続けた。

小川は「成立史」の「はじめに」で「図書館関係者の運動を中心に、(中略)アメリカ占領軍の図書館施策、文部省当局の動きなどを通して」明らかにしたと述べている。図書館法成立史の中心はこの3つの組織の取り組みの内容と相互関係である。なお、アメリカ占領軍で実際に関わったのは民間情報教育部(CIE)のため、本稿の題名ではCIEを用いた。

本書の意義は非常に大きいですが、その後十分活用されていない。刊行後約50年が経過した2017年の段階でも研究は十分ではなかった。

筆者は、2018年以後、図書館法の検討過程の研究に取り組んできた。本書収録資料における議論の内容、本書以後の裏田・小川の著作の内容を分析し、図書館法案の検討過程に関しては、第1次米国教育使節団報告書第5章（以下、「報告書」という）、図書館法の検討過程に関する座談会記録、『教育刷新委員会会議録』と文部省関係報告書、最終段階における法案の修正について分析したが<sup>4)</sup>、本書についてはこれまで検討していない。

「成立史」では、実証主義の立場から事実の正確な記述に努めているため、関係者の主張や相互関係が十分掘り下げられていない傾向がある。3つの組織の主張と相互関係をまとめることにより、それぞれの理解を深めることができる。

## 1.2 研究の目的

本研究の目的は、図書館法成立史における3つの組織（CIE、文部省、図書館関係者）の主張と相互関係を明らかにすることである。

## 1.3 研究の方法

小川が「成立史」で用いた方法を参考に、「成立史」の構成を分析し、3つの組織の行動に対する疑問を示した。次に、疑問をもとに疑問の説明を含む主張と相互関係に関する仮説をまとめた。なお、これらの前提として、CIEと日図協、文部省の組織間の関係の問題があるが、「成立史」で明らかにされていない部分があるため、今後の課題とする。今後、図書館法成立史に関するその他の文献、社会教育・図書館分野の占領研究に関する文献との比較によって仮説を検証する。

## 2. 『図書館法成立史資料』に関する文献

## 2.1 書評

書評は刊行直後の石井敦<sup>5)</sup>、小倉親雄<sup>6)</sup>のものがああり、ともに内容を客観的に紹介し高く評価している。石井が3つの組織の問題点について項目

を挙げている点は興味深い、具体的には述べていない。

## 2.2 その他の文献

本書以後、図書館法の成立史に関する多くの文献が発表されている。日本図書館協会編『近代日本図書館の歩み 本篇』（1993）には石井と永末十四雄の文章が掲載されている<sup>7)</sup>。図書館法関係者による4回の座談会が行われている<sup>8)</sup>。石井には図書館法に関する講演があり<sup>9)</sup>、成立史にも触れている。このほか、同時期を扱う図書館・社会教育分野の占領研究に関する文献が発表されている。これらの特徴は、図書館法の検討に関係した人々が本書について発言していないことである。

## 2.3 裏田・小川の文献

### (1) 裏田の立場と方法

裏田には、本書「序」のほか、1979年の図書館法制定30周年記念・図書館法研究シンポジウム記録の「序論」<sup>10)</sup>、雑誌記事<sup>11)</sup>がある。「序」では収集の苦労と未収録資料について述べているが、本書の立場や方法については述べていない。「序論」では日米図書館関係者の交流（カーノヴスキとキーニーの関係を含む）、図書館法成立の経緯、法の評価について述べている。

### (2) 小川の立場と方法

本書刊行の4年後の1972年に『現代の図書館』に「図書館と法制」特集の一環として小川の記事が掲載されている<sup>12)</sup>。小川はこの記事で本書に関する自身の立場と方法を明らかにしている。図書館法に関する論議は正確な事実認識にもとづいて行いたいことから「事実を正確に記述するという実証主義の立場」に立ち「主観的な判断は極力抑えるよう」努めた。そのため、成立史は「味わいの少ない無味乾燥なもの」になった。この記事では「成立史では禁欲した主観的と思われる認識と判断」を述べることを通して「執筆者の論理とパトス」を語りたくて述べている。したがって、「成立史」は実証主義の立場に立つものとして評価する必要はある。

他方、小川は1969年以後、図書館法に関連する多数の文献を執筆し、しばしば本書の解説あるいは補足に当たる事項を論じている。多数の文献に書かれているため、これらをもとに小川の「図書館法成立史論」をまとめ、本稿と比較検討する必要がある。これらには「主観的と思われる認識と判断」が含まれている可能性があるため、その点の配慮が必要である。

## 3. 「図書館法成立史」の分析

「成立史」の該当する頁数を付記する。

### 3.1 各章の構成

図書館関係者の動きを中心に時系列に記述している。前史、第一期（終戦～1947年4月）、第二期（1947年5月～1949年3月）、第三期（1949年4月～図書館法成立）に分かれ、第三期は短い。ただし、各期の区切りは明確ではない。文部次官通牒「公民館の設置運営について」の発出は第一期の中頃であるが、同期の最後に記載され（50）、社会教育法の検討開始は第一期の最後であるが、第二期の前半に記載され（60-61）、金曜会の開催は第一期の最後に行われたが、第二期の初めに記載されている（54-55）。

### 3.2 3つの組織の行動に対する疑問

筆者は「成立史」を繰り返し読み、3つの組織の行動について、施策の一貫性、相互関係の観点から多くの疑問を感じてきた。7つの疑問点を年代順に示す。

#### (1) 報告書とキーニーの任務

「成立史」に「使節団の勧告にもとづく改革計画を実施にうつす専門家」としてCIEのスタッフを任命した（36）とあるように、CIEの初代図書館担当官キーニーの任務は日本の図書館関係者に報告書を解説し、その実現を支援することと考えられるが、「成立史」にはそのような行動の記録はない。これはきわめて不自然に思えるが、「成立史」はその点には触れていない。

#### (2) キーニープランの必要性

報告書は図書館振興に必要な多くの項目を扱っているが、キーニーが提出したいいわゆるキーニープランは、総合目録と相互貸借を中心とするはるかに狭い範囲を論じている（39）。したがって、制度改革の指針となるものではなく、報告書と同時に提出する必要があったのか、疑問である。

#### (3) 文部省による公民館施策の提案

1946年7月の公民館に関する次官通牒によって成人教育政策は大きく変化した（50）。関係者は公民館を含めて報告書を捉え直す必要があったと思われる。社会教育課において社会教育政策はどのように捉え直されたかに関する分析が必要である。この点は今後の課題とする。

#### (4) ネルソンによる法案提出の依頼

CIEの社会教育担当官ネルソンは3回（1947年初め（151）、5月、9月）図書館法担当者に直接法案の提出を求めている（48、55-56、59）。担当者に対する直接の依頼であり、結果的に国会に上程に

適した時期ではなかったため、国会に上程されていない。この点に何らかの意図があったと考えるべきではないか。

#### (5) 日図協の社会教育法に対する異議

1948年12月の日図協のパンフレット『公共図書館法の制定について館界はかくの如く望んでいる』は、文部省が制定をめざす社会教育法と図書館法を結び付ける考え方を否定しているが(276)、所管省庁の立法政策の考え方を否定することは大問題である。「成立史」では資料名を挙げる(69)にとどまり、内容には触れていない。

#### (6) 文部省による図書館法案の審議

文部省は、1948年頃から図書館法の国会上程を目指しつつも、1949年春には、必要なCIEへの接衝を行わず、図書館法案の逐条審議等なしに省議を通過させる等の形式のみの作業を進めている(72-73)。なぜこのような形式的な操作を行わなければならなかったのだろうか。

#### (7) 図書館法案の過大な予算額

1949年1月の図書館法案の定める図書館費は約36億円で(72)、歳出予算総額の約5%に当たるが、なぜこのような案が認められたのか。文部省内での点検が行われていないことが明らかである。また、長期的取り組みを予想した報告書の趣旨にも反するものである。

### 4. 関係者の主張と相互関係に関する仮説

『図書館法成立史資料』をもとに上記の疑問の説明を含む3つの組織の主張と相互関係をまとめ、仮説として示す。

#### 4.1 CIE等に関する仮説

##### (1) 報告書への対応

報告書の詳しい要約を作成し<sup>13)</sup>、それをもとに注目すべき点として次の10点を抽出した。①民主主義社会における図書館の役割・特性、②図書館整備の内容、③自由な利用、④無料制、⑤図書館行政の方法、⑥実験的図書館計画、⑦多額の経費と長期間、⑧識字・出版等への対応、⑨文部省の社会教育行政の活用、⑩法律の制定に触れていないこと。図書館政策の提案に必要な事項をほぼ網羅している。

「成立史」は報告書の一部の活用に触れているが、報告書全体を検討した取り組みは見られない。キーニーと日本の図書館関係者によってほとんど無視された可能性がある。

##### (2) CIEの図書館担当官

###### 1) 図書館担当官の任務

「成立史」では6項目の任務の2で「日本の公共・学校・大学図書館の民主化のための長期計画」の立案が挙げられている(36)。当時の状況から見て妥当であり、報告書の長期間の必要性の指摘と対応している。

###### 2) キーニーの行動

報告書と同時に図書館網整備のためのキーニープラン(38-39、50)を発表し、同プランについて解説し(43)、図書館関係者が要望した図書館法の制定を重要な課題としている(43)。「成立史」ではこれらの理由は示されていないが、結果として、報告書に対する関心を低下させたと思われる。「成立史」ではプランを報告書と表裏一体と捉えている点(39、50)に疑問がある。

###### 3) ネルソンの行動

法案の提出を求めた理由として、社会教育課における公民館中心の社会教育政策や社会教育法の検討の進行に図書館が立ち遅れないように配慮したことが考えられる。結果として法案が提出され、法案の検討が促進された。3回目の結果、図書館の単行法としての制定方針が決定的となった(60)。ネルソンは公民館中心の社会教育法の制定は認めていたが、図書館法の社会教育法への吸収には反対であった。単行法に関しては文部省と意見が異なり、図書館関係者と一致していた。

#### 4.2 文部省に関する仮説

1946年に次官通牒を發出し、公民館の設置を勧奨し、既成の町立図書館の活用を提案している。法律の制定前から行政施策を進めている。

社会教育総合法の制定をめざして検討を進めた(60-61)、ネルソンの図書館法案提出の提案と図書館関係者の対応によって不可能となった。それ以後は社会教育法を先に制定することを目指し、社会教育振興策の検討を進めた。1948年には、図書館法の検討を進める形を取りつつ、実質的な検討は避け、社会教育法の検討を進めた(72-73)。1949年2月社会教育法案は省議を通過し、6月社会教育法が制定された。その後、9月頃から図書館法を制定する意思を明らかにした(80)。「成立史」では、社会教育局内では、立法化の序列として、社会教育法が先行すべきという意向が強かったことを指摘している(72)、その理由は示されていない。

文部省が社会教育法を先に制定しなければならなかった理由として次のことが考えられる。社会教育総合法が困難となったため、公民館と図書館を含む社会教育制度を設けるには、社会教育法と



図書館法の各々で相互を関連付ける条文を定める必要がある。しかし、図書館関係者が推進する図書館法案には社会教育に関する規定が見られず、社会教育は無視されていた。

文部省には、まず、図書館法と関連付けた社会教育法を先に成立させ、その後、社会教育法と関連付けた図書館法を制定する必要がある。それには、社会教育法案の準備を図書館法よりも先に進める必要がある。このため、文部省は、図書館法案の実質的な検討を行わずに形式のみの準備を進め、他方で社会教育法の準備を進めた。

図書館法第1条の「社会教育法の精神に基づき」という文言が国会に上程する法案で初めて加えられたこと(336-354)は、この点について図書館関係者の理解を得ることが困難であったこと、早い段階でそれを追加する力が文部省になかったことを示している。

#### 4.3 図書館関係者に関する仮説

終戦後直ぐに図書館法の制定を求め、法案や報告書を提出しているが、一貫して単行法の考え方である。

図書館関係者は社会教育局文化課に属していたが、ネルソンの図書館法案提出の意向と結び付くことによって、それ以上の影響力を発揮し、図書館法は単行法となった。これが図書館関係者による冷静な状況判断を困難にした可能性がある。

1948年12月の日図協のパンフレットは、社会教育法と図書館法を結びつける考え方を否定しているが、図書館関係者はそれだけ自らの力に自信を持っていたと思われる。

1949年1月の図書館法案は文化課が中心となって作成したが、短期間に図書館を整備する考え方で、行政全体、予算全体を配慮する視点がなかったと思われる。

一部を除き、報告書と図書館担当官の意見を含む米国の公共図書館の理念や運営方法に対する関心が希薄である(47-49、58)。

#### 4.4 今後の課題

これまでの分析を通じて、図書館法成立史をさらに充実させるための課題が明らかになった。第一は、日本側の図書館関係者のメンバー、所属、経歴、発言、意識等の実態の分析である。第二は、キーニーの意見と行動の評価である。これにはキーニーの著作の検討が必要である。第三は、本研究では取り上げなかったCIEと日図協、文部省の組織間の関係である。これらについては今後明らかにしていきたい。

#### おわりに

50年以上前に「筆舌につくしがたい困難」を経て本書を刊行された裏田武夫、小川剛両先生に心からの感謝と御礼を申し上げます。

#### 注・主要参考文献

- 1) 加藤宗厚『最後の国立図書館長—ある図書館守の一生』公論社, 1976. 8, p. 138-141. ほか。
- 2) 雨宮祐政ほか「〈座談会〉図書館法ができあがるまで」『図書館雑誌』44(6), 1950. 6, p. 109-112. ほか。
- 3) 裏田武夫, 小川剛編『図書館法成立史資料』日本図書館協会, 1968. 3, 473p.
- 4) 「葉袋秀樹 図書館法成立史関係学会発表一覧」『図書館の基礎知識: 総合案内』2023. 10. (<http://toshomokuji.jugem.jp/?eid=1>)
- 5) 石井敦「書評 裏田武夫・小川剛編 図書館法成立史資料 日本図書館協会 1968」『図書館雑誌』62(8), 1968. 8, p. 338.
- 6) 小倉親雄「書評・紹介 「図書館法成立史資料」裏田武夫・小川剛編 日本図書館協会 昭和43.3」『図書館界』20(5), 1969. 1, p. 155, 192.
- 7) 日本図書館協会編『近代日本図書館の歩み 本篇』1993. 12, 818p. 石井敦「図書館法制定運動」p. 132-133、永末十四雄「図書館法制定」p. 253-255.
- 8) 葉袋秀樹「図書館法の検討過程に関する座談会記録(1950年、52年、65年、71年)の分析」(2021年度春季自主研究発表, 2021. 4. 30) (<http://hdl.handle.net/2241/0002001178>)
- 9) 石井敦「戦後の公共図書館—法と歴史」『住民のための図書館を考えよう 理論を学びあおう—第2・3回図問研教室の記録』図書館問題研究会神奈川支部, 1975. 9, p. 41-53.
- 10) 裏田武夫「序論—問題提起のために」『図書館法研究』日本図書館協会, 1980. 7, p. 7-28.
- 11) 裏田武夫「図書館法三〇年と今日の課題」『季刊教育法』37, 1980. 10, p. 130-136.
- 12) 小川剛「図書館法をめぐる諸問題」『現代の図書館』10(2), 1972. 6, p. 66-70.
- 13) 葉袋秀樹「『第1次米国教育使節団報告書』」第5章「成人教育」等の要約 『図書館の基礎知識: ブログ』2023. 10. (<http://toshokanron.jugem.jp/?eid=273>)



## 公共図書館と医療・福祉専門組織との連携による健康支援プログラム

## ディスレクシア相談会を事例に

佐藤 正恵（慶應義塾大学大学院） [satomasae2021@keio.jp](mailto:satomasae2021@keio.jp)

本研究では公共図書館の健康支援プログラムとして実施されているディスレクシア（識字障害）相談会の事例に着目し、公共図書館で実施する利点と課題、また医療・福祉専門組織との連携を継続するための要件を検討した。参与観察と図書館職員、連携先組織への半構造化インタビューを行った。その結果、連携先からは図書館の公平性、心理的安全性、情報資源、人的資源が評価されていた。継続の要件として図書館と連携先との方向性の確認、課題として図書館スタッフ間の情報共有が挙げられた。

## 1. 背景

日本の医療は病院完結型から地域完結型へと変化し、地域包括ケアシステムが各地域に整備されてきた。それに伴い、信頼できる健康・医療情報を求める市民のニーズは高まっている。公共図書館においては文部科学省「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」<sup>1)</sup>を契機として、従来の貸出中心型から地域の課題解決支援へと役割が変化している。中でも健康・医療情報は全世代共通の課題であり、そのテーマは従来のがん等の医療情報から、妊活・出産・育児情報、認知症情報、ひきこもり、発達障害等へと多様化してきている<sup>2)</sup>。磯部らの調査<sup>3)</sup>では、都道府県立図書館および政令指定都市立図書館はほぼすべてが何らかの形で健康・医療情報を提供していた。一方で課題として選書・除籍基準や専門知識の不足による医療・福祉関連機関との連携および研修の必要性が指摘されていた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、公共図書館での健康支援プログラムに関して主催者側の図書館および連携先からみた図書館への期待と課題について具体的な要因を検討することである。“健康支援プログラム”とは、公共図書館が主体となって企画し実施する、健康・医療・介護・福

祉に関連するテーマでの講演会・セミナー、資料展示、相談会等を総称して用いている。本発表では、公共図書館の健康プログラムとして継続して実施されているディスレクシア相談会に着目した。日本では学習面に著しい困難（LD：Learning Disabilities）を示す小・中学生は2022年の調査で8.5%存在するとの報告がある<sup>4)</sup>。ディスレクシアは学習障害のタイプの一つであり、就学後に学習の躓きで気づかれることが多い。国際図書館連盟（IFLA）は2014年にディスレクシアに関する図書館サービスガイドラインを策定している<sup>5)</sup>。また、学校からの指摘で医師や発達に関わる専門家の診断を受けてもその後のサポート体制への誘導が不十分だという指摘がある<sup>6)</sup>。Ikeshitaは日欧の公共図書館におけるディスレクシア児へのサービスを比較し、日本では図書館側の認知度、提供される資料やサービスがまだ十分ではないと指摘した<sup>7)</sup>。

2016年に「障害者差別解消法」が施行され、個々の状況によって教育・仕事・日常生活上での“合理的配慮”を申請することが可能となった。2019年に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が成立し、視覚障害だけでなく発達障害に関する出版物の増加や教育現場での認知が進みつつある。これらにより、読書バリア

フリーに関連する学習障害であるディスレクシアへの視点は、図書館において今後さらに関心が高まると考えられる。公共図書館における健康・医療情報サービスは事例報告や文献レビューが多く、専門組織との連携事例を詳細に分析した研究は未見である。本研究は公共図書館における健康支援プログラムを検討する上で参考となると考える。

### 3. 方法

政令指定都市である A 市立図書館（以下、図書館）で開催されるディスレクシア相談会において、参与観察を行った。さらに相談会の前後に、当図書館の健康プログラム責任者 B 氏、当図書館スタッフ（司書）C 氏・D 氏、連携先の専門組織の発達教育研究者である指導者 E 氏・F 氏へ、それぞれ約 40 分の半構造化インタビューを行った。

期間：2022 年 8 月

場所：A 図書館内の研修室

主な質問内容は以下のとおりである。

- ① ディスレクシア相談会開始の契機
- ② 会場としての公共図書館の利点と課題
- ③ 今後プログラムを継続するための要件

### 4. 結果

#### 4-1. ディスレクシア相談会の概要

相談会のタイトルは「『読むのが苦手、漢字が覚えられない』には理由があった！」であり、あえて“ディスレクシア”や“学習障害”等の言葉は用いていない。2022 年 6 月から年 4～5 回のペースで開催しており、新入学や学期の終わり等、課題が表面化する時期に合わせて開催している。

当初は単発の講演会として企画し、地域を拠点として活動する NPO 法人から専門家を招いたところ、大変多くの反響があった。講演会後も相談を希望する参加者が続出し、連続

講座と相談会として定期的に開催するに至った。講演の講師や相談会アドバイザーとして、前述の NPO 法人から毎回 4～5 名の講師がボランティアで派遣されている。講師は大学教員のほか、NPO 法人の教育研修を受講した保護者や特別支援学校の教員等で構成されている。会場は図書館 2 階の約 30 人収容できる研修室で行われ、1 回 10 組前後の親子を対象とし、完全予約制である。広報は市の広報紙や図書館でのチラシ配布等で行っているが、受付開始とともに予約が埋まるほど反響は大きい。そのため、各回 2 部交代制として初参加者のみとしている。

相談会当日は図書館スタッフが受付を行い、保護者はロの字型でテーブルと椅子に着席する。初めに図書館長が挨拶と相談会の趣旨説明と講師紹介、参加者間のプライバシーと守秘義務について説明する。その後、講師によるミニレクチャーがあり、参加者は自己紹介を兼ねて講師への質問や相談のグループセッションを行う。参加者に共通の話題も多いため、質問に対する講師の回答は他の参加者にも有効な情報となっている。さらに年長児の保護者からの発言やアドバイス、共感を得ることで、保護者は見通しと共に安心感を得る効果も見られた。

その間、児童は同じ研修室の壁側で NPO 法人の指導者と共にディスレクシア専用のドリルを用いて学校の課題に取り組み、その後、指導者から保護者への学習方法についてのフィードバックが行われる。同行の家族や兄弟姉妹がいる場合は、図書館の閲覧コーナーや、絵本のおはなしの部屋で図書館の司書と共に過ごしていた。

さらに相談会参加経験者によるセルフヘルプグループの場も生まれ、図書館が提供している。

#### 4.2. 健康プログラム責任者へのインタビュー分析結果

健康プログラムの責任者である当図書館館長 B 氏は、読書バリアフリー法対応として、それまでの視覚障害者支援に加えてディスレクシア児への支援を検討していた。2022 年春に地域でディスレクシア児のサポートを行っている NPO 法人にコンタクトを取り、講演会と資料整備のアドバイスから連携が始まった。初回は講演会として手探りで始めたところ、参加した保護者が講師を囲んで相談が続き、地域にこれだけのニーズがあることに驚いた。児童・生徒が診断を受けても、合理的配慮をどう申請すればいいのか等、相談するための場所がないことも分かり、地域の課題解決として図書館が本腰を入れて取り組むべきテーマだと感じた。顔なじみの司書がいる“行きつけの図書館”であれば、児童や保護者も安心して相談に来られる。図書館の資料で自ら学ぶこともできるし、強制されないし説教されないとところが図書館の強みだと思う。図書館が行う健康支援は、地域に根差し、専門家と連携することで“次につなぐ役割”が重要だと考えている。毎年新たに悩みを持つ親子も現れる。図書館が信頼できる情報源をさがすためのファーストチョイスとして思い出してもらうためにも、単発のイベントではなく継続して実施し、市民へ図書館が健康支援に取り組んでいることの認知度を高めることが必要だと考えている。プログラムを継続するためには、専門組織と定期的に顔を合わせて方向性を確認することが重要である。図書館は単に場所を貸すだけでなく、主体性を持ってプログラムを企画・運営する努力が求められる。実際に二年目からは当事者による自助グループが生まれ、図書館で定期的に交流会が開催されるようになった。

#### 4.3. 図書館スタッフへのインタビュー分析結果

図書館スタッフ C 氏・D 氏は司書資格を持ち小学校や特別支援学校へ読み聞かせに出向くこともある。ディスレクシアにフォーカスした図書館サービスは良いアイデアだと感じている。相談会は予約開始から予想以上に反響が大きく驚いた。連携先の医療専門組織もこれから市民に向けたアウトリーチで地域に出ていこうという時期であり、タイミングが合ったと思う。保護者からも、「相談する場所が行き慣れた“行きつけの図書館”で“顔なじみの司書”がいるところであれば、親子でリラックスして安心して相談できる。」と言われる。

今後の課題として、健康プログラムは土日開催で図書館カウンターが一番忙しい時期なので、図書館スタッフ全員が参画できるわけではないことが挙げられる。録画で講演を見るより、その場の臨場感や利用者の様子で感じられることは多い。交代でプログラムに参加する等の工夫で健康プログラム実施に対する図書館内の情報共有を図り、温度差を減少させることも必要である。

#### 4.4. 連携先 NPO 法人関係者へのインタビュー分析結果

連携先 NPO 法人の E 氏・F 氏は、大学や発達相談センターの発達教育の専門家である。

図書館長 B 氏から打診があり、図書館の理念に共感してすぐに開催が決まった。図書館は“安心して安全な場所”であり、本があり“文化的な場所”である。さらにそれを整理し、届けてくれる司書がいる。ディスレクシアはセンシティブな相談内容であるが、どこかのビルで相談会を行うより、公的な機関である公共図書館が行うということで、参加者も安心して相談できると考えている。療育センターや病院は敷居が高く感じられ、親子で出入りす

る姿を見られたくないという声もある。その点、公共図書館であれば日常の生活圏にあり心理的な負担がなく、誰に出会っても不自然ではない場所である。全国でも同じように悩んでいる親子は多い。身近な存在の図書館が中心となって、信頼できる情報源や、専門家や相談センターにつなぐようなハブとしての取り組みをしてもらえたらと思う。地域に専門家が見つからない場合は、地域の大学の教育学部の発達や教育専門家に相談してみてもどうか。地域の図書館がディスレクシアを知り、理解するきっかけとなれば、助かる親子は多いと考えられる。今後の課題として、相談員のマンパワー不足があるため、相談に共通する課題をまとめた資料を作り図書館を通じて配布することも一案である。

## 5. 考察

本研究の目的である連携先からみた公共図書館への期待と課題については、連携先の担当者は図書館の持つ公平性、安全性、情報資源と共に、人的資源としての司書に信頼を寄せていることが明らかになった。公共図書館での医療・健康情報資源の提供と健康プログラムとの関連に関しては、利用者への資料の提供にとどまらず、健康プログラムを継続して開催することで図書館が実施する健康支援への認知度が高まっていた。さらに、相談会を通じて利用者コミュニティが形成され、交流のハブとして図書館が機能していることが本事例から明らかになった。また、図書館スタッフは利用者が地域の身近な図書館で開催されることに心理的安全性を得ていると見て、専門組織との連携を継続するためには、人事異動や新年度に定期的な対面による図書館スタッフと連携先との方向性の共有が重要であることもわかった。一方、課題としてプログラム責任者と連携組織、図書館スタ

ッフ全員の間での情報共有が挙げられた。

## 6. 研究の限界と今後の課題

本研究は、図書館および連携組織を対象としている。今後は図書館利用者側の視点での調査が課題である。

## 謝辞

本研究にあたり、ご協力いただきましたA市立図書館ならびにNPO法人の皆様、またご指導ご助言いただきました池谷ゼミの皆様にご感謝いたします。

## 参考文献

- 1) 文部科学省. 図書館の設置及び運営上の望ましい基準.  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/1282451.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm) (2023-10-20 参照)
- 2) 埼玉県立久喜図書館.  
[https://www.lib.pref.saitama.jp/stplib\\_doc/health/mkkdokusyuo.html](https://www.lib.pref.saitama.jp/stplib_doc/health/mkkdokusyuo.html). (2023-10-20 参照)
- 3) 磯部ゆき江ほか. 都道府県・政令市図書館の医療健康情報サービス : 「公共図書館のがん情報サービスの課題 : 提供する資料・情報の視点から」調査報告. 現代の図書館. 56 (2), 83-103, 2018
- 4) 文部科学省. 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について.  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2022/1421569\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm). (2023-10-20 参照)
- 5) IFLA ディスレクシアの人のための図書館サービスのガイドライン改訂・増補版 2014
- 6) NPO 法人エッジ. <https://www.npo-edge.jp/>. (2023-10-20 参照)
- 7) Hanae Ikeshita. Japanese public library services for dyslexic children, *Journal of librarianship and information science*, 2020; 52(2):485-4.

# 「無料の原則」の例外：

## 米国公共図書館における有料サービスの実態と理論

大場博幸（日本大学文理学部） ohba.hiroyuki@nihon-u.ac.jp

米国の公共図書館の有料制に関して、1970年代以降に自治体の財政難と有料データベースの導入によって有料化が進展した、というイメージがある。これに関して文献調査を行った。結果、有料制は20世紀前半からすでに行われていたこと、多くの州の図書館法は「無料の原則」を謳っているもののすべての州ではないこと、「無料の原則」があっても一部のサービスを有料化できること、これらのことが確認できた。また、書籍の貸出における有料制は減少する傾向にあるか、または少なくとも増加はしていない可能性があることがわかった。

### 1. 問題の所在

米国公共図書館界における有料化の議論については、1980年代以降、散発的に報告されてきた。米国図書館における利用料の展開について「定説」と言えるものはないものの、主要な日本語文献<sup>1)2)</sup>から次のようなニュアンスが読み取れる。

「米国図書館界は1960年代まで「無料の原則」を堅持していた。しかし1970年代以降、自治体の財政難と民間の情報サービスの発展のため、追加サービスの有料化が試みられるようになった」。(追加サービスとは、基本サービス——自治体住民に対する資料の閲覧および貸出——に含まれない図書館サービスを指す)。「ただし基本/追加の区分は恣意的でなくしとなる恐れがある」。

この研究では次の疑問に取り組む。第一に、20世紀末から「無料の原則」は退潮傾向にあるという理解は適切か。第二に、基本/追加の区分は「滑りやすい坂論法」が予想する通りとなっているのか。この研究では、この二つの疑問について文献調査を行う。

### 2. 有料サービスの種類と規模

米国の一部の図書館で行われている有料サービスとしては、複写、ILL、貸出の予約、

会議室利用、設置自治体外在住者のための利用券発行、延滞料、高度なレファレンスなどが挙げられる。これらは追加サービスに分類できる。これらの有料制がいつから始まったのかについてははっきりしない。

有料レファレンスについては、1940年代末の『公共図書館調査』の報告書の一つを執筆した政治学者 Oliver Garceau<sup>3)</sup>による報告がある。それによれば、産業界向けの書誌調査サービスを、大口の常連利用者からの年会費と、随時の小口の利用者からの出来高払いで支えていたという図書館があったという (p.124-125)。

これに対し基本サービスに対する有料化は20世紀前半からあった。図書館史家の Wayne Wiegand の *Part of Our Lives*<sup>4)</sup>によれば、1890年代に開架式書架が広まり、図書館利用が増加した。これに伴う複本購入への圧力を和らげるために、レンタル方式が考案された (邦訳 p.92-93)。レンタル蔵書に含まれたタイトルは当時のベストセラーである。1920年代、「全公立図書館の半数以上が通俗フィクションのレンタル蔵書、すなわち「有料複本蔵書」を備えていた」 (邦訳 p.127)。

レンタル蔵書は貸本業者と競合した。1910年代、同じ書籍のレンタル料が貸本屋3セン



ト、対して近隣の公共図書館 2 セントという事態に対し、貸本業者を原告とした訴訟が起こされたことがある (p.108) <sup>5)</sup>。結局 20 世紀半ばに貸本業は衰退することになるものの、ある業者 (Norton McNaughton) は公共図書館に書籍を短期にリースし、図書館はそれらを有料貸出するというビジネスモデルを成功させた <sup>6)</sup>。

リース方式は ALA の蔵書構築の教科書においても確認できる <sup>7)</sup>。“マクノートン・プラン (McNaughton plan) は公共図書館で多用されている。これは、予想された需要を満たすために複本を必要とする人気作品をレンタルするまたはリースするシステムである。” (p.79)

レンタル蔵書を採用している図書館の数はどのくらいか。1978 年の Public Library Association の調査では全米公立図書館の 716 館中 95 館が、1977 年のカリフォルニア州での調査では 170 館中 25 館がレンタル蔵書を運営していた <sup>8)</sup>。2010 年の Library Journal による調査では、408 館中の 4% が priority fee for best sellers があると回答している <sup>9)</sup>。図書館 28 館の Web サイトにおける「有料」の記載を調査した (元の調査館数は不明) 2013 年のある研究 <sup>10)</sup> では、書籍のレンタルを記す図書館は見当たらない。

書籍以外では、ビデオまたは DVD の貸出が有料化されている。2010 年の Library Journal の調査では 12% が有料としていた <sup>9)</sup>。「望みのものを提供する」というスローガンで知られるボルチモア郡公共図書館もビデオをレンタルしており、1984 年～87 年間にかけてその年間の貸出数は全館で 80 万部を超え、“一部あたり 1 ドルで計算すると、年間 80 万ドルの収入となった” (p.114) <sup>11)</sup>と豪語する。ALA の蔵書構築の教科書 <sup>7)</sup>では、新作 DVD のレンタルを処理する「自動販売機 (vending machine)」が紹介されており、利

用者がお金を入れて操作する。それは多くの場所で見られるという (p.68)。

以上のように、米国では基本サービス領域でも利用料徴収が古くから今に至るまで行われていることがわかる。しかしながら、年代毎の正確な推移を描くことは難しいものの、近年ではベストセラーの貸出の課金は減っているように見える。少なくとも増加はしていないようである。

### 3 州図書館法における「無料の原則」

米国の公共図書館は、州レベルの図書館法によって規制される。州の図書館法といっても、郡立図書館を規制するものと、都市域の図書館を規制するものとで法を分けることがあり、一つの州が複数の図書館法を有していることがある。

Pete Giacoma<sup>12)</sup>によれば、1988 年 1 月時点において全米に公共図書館を規制する法は 78 あった。それらは、図書館側に課金を行う権限を持たせているかの点で、「原則無料」「一部サービスのみ」「徴収可能」「言及無し」の四種に分けることができた (p.161-174)。州の図書館法レベルでは必ずしも「無料の原則」が普遍的ではないことがわかる。

「原則無料 : Free」は図書館に原則として無料サービスを義務づけるものである。ニューヨーク州ほか 55 の図書館法がここに含まれる。カリフォルニア州が持つ county、municipal、district のいずれかを対象とした三つの法もすべてここに該当した。

「一部サービスのみ : Specifies」というのは、料金を徴収してもよいサービスまたはしてはいけないサービスを列挙するものである。ワシントン州ほか 5 つの図書館法がここに含まれた。

「徴収可能 : Permissive」、図書館に利用料を徴収する権限を与え、かつそのサービスを特定しているタイプである。マサチューセッ

ツ州ほか5つがここに分類された。

「言及無し：Silent」、無料かどうかについては言及せず、図書館に利用料を徴収する権限を与えないタイプである。ジョージア州など13の図書館法が該当した。

州の図書館法の四つの分類からは次のように考えたい。「原則無料」が課せられた図書館はサービスがすべて無料である。一方で、サービスを有料とする図書館は、「一部サービスのみ」「徴収可能」「言及無し」のいずれかに該当するのだろう、と。だがそのような推論は間違いである。

カリフォルニア州の公共図書館が有料サービスを行っていることからわかるように、原則無料に分類される州法を持っていても、課金は行われている。したがって、州の図書館法が「無料の原則」を謳っていても、図書館のサービスが全面的に無料となるわけではない。

#### 4 基本サービスと追加サービスの区分

原則無料であるにかかわらず、なぜ一部サービスに利用料を徴収することが認められるのか。これは法解釈によって可能となる。無料の原則が適用されるのは、書籍の閲覧機会の提供といった図書館における「基本サービス」だけとされる。これに対して、図書館の基本サービスの範疇から逸脱する「追加サービス」あるいは「非図書館サービス」には無料が原則は適用されない。

1978年に発表された「カリフォルニア州の司法長官の意見書」は次のように述べる。“本質的な区別は、図書館固有の情報提供機能を反映したサービスと、図書館に固有のものではなく、図書館以外の環境でも同様に効果的に提供できる追加的なサービスとの間のものである。このような図書館サービスの例外としては、会議室の提供、タイプライターやコピー機の使用許可、オーディオビジュアル

ル機器のレンタルなどが挙げられる。(中略) また、一般的に理解されているように、図書館の本質的な特徴は、利用者に与えられるのではなく、貸出する資料(circulating materials)を貸し付ける(loan)ことある。したがって、利用者が所有(keep)できる有形資料を提供することは、現在の文脈では「図書館サービス」ではないことを付け加えておく。”(p.179-180)<sup>12)</sup>

この意見書が示した基本サービスと追加サービスの区分はわかりやすい。だが、これは実際に行われている区分を十分に説明しているとは言えない。レンタル蔵書、CDやDVDは有料貸出となることがあり、カリフォルニア州でも課金されることがあった<sup>8)</sup>。

前述の意見書に寄せて理解するならば、ベストセラーとなったフィクションや録音媒体・映像媒体などの閲覧および貸出は“図書館ではない機関でも効果的に提供できる”ため「基本サービスではない」(しかし一方で、資料の貸出であるので無料とすべき、とも言うことができる)。このように、無料の範囲は解釈次第で変わりうる。

解釈次第であることから、有料か無料かの決定については図書館側にある程度の裁量権があり、かつ納税者の支持があれば許容されると予想される。年度の資料費が0となったため、ベストセラー書籍の有料貸出で資料費を補う図書館、およびそれを受け入れる住民についての新聞報道が1990年代にあった<sup>13)</sup>。有料化は図書館の財政状況によると考えられる。州法における「無料の原則」および「基本サービスと追加サービスの区分」は厳格に図書館を拘束しているわけではない。

#### 5. 結論

米国の公共図書館における有料制について、それは20世紀前半から存在しかつ現在も続いていることが確認できた。また、州の



図書館法の多くは「無料の原則」を有しているが、すべての州法が持つわけではなかった。さらに「無料の原則」が州法に記載されていても、図書館は有料サービスを行うことができた。加えて、「基本サービスを原則無料、追加サービスを有料化可能」とする論理が開発されてきたが、その境界は曖昧で解釈次第であった。実際、基本サービスが有料となることがあった。

以上から 1970 年代以降の有料化論争はどのように評価できるだろうか。そもそも、1960 年代に至っても米国において公共図書館サービスの全面無料化というのは通常ではなかった。そこに自治体の財政難と有料データベースの導入という時代の変化があって、資金調達が必要が生まれた。図書館利用の全面有料化を避けるために、サービスを序列化する意識が図書館員の間で高まり、基本サービスと追加サービスの区分が生まれた。この区分に合わせて、基本サービスにカテゴリライズされた書籍の貸出における利用料徴収が減少し、一方で追加サービスに括られた様々なサービスの有料化が進んだ。基本/追加の区分は、状況によっては無意味となったものの、全体としては書籍利用の有料化を抑制した。以上のように考えられる。

注・引用文献

- 1) 川崎良孝「英米における無料原則の由来と動向」塩見昇, 山口源治郎編著『新図書館法と現代の図書館』日本図書館協会, 2009, p.312-331.
- 2) 稲垣行子『公立図書館の無料原則と公貸権制度』日本評論社, 2016, 420p.
- 3) Garceau, Oliver. *The Public Library in the Political Process*. Columbia University Press, 1949, 254p.
- 4) Wiegand, Wayne A. (2015) *Part of Our Lives : A People's History of the American Public Library*. Oxford University Press, 344p. (ウエイン・A. ウ

ィーガンド『生活の中の図書館：民衆のアメリカ公立図書館史』川崎良孝訳, 京都図書館情報学研究会, 2017, 429p.)

- 5) Kaser, David. *A Book for a Sixpence: the Circulating Library in America*. Beta Phi Mu Chapbooks, 1984, 194p.
- 6) Rassuli, Kathleen M. and Stanley C. Hollander “Revolving, Not Revolutionary Books: The History of Rental Libraries until 1960” *Journal of Macromarketing*, Vol. 21 No. 2, 2001, p.123-134.
- 7) Gregory, Vicki L. *Collection Development and Management for 21st Century Library Collections: An Introduction*, 2nd Ed, ALA Neal-Schuman, 2019, 288p.
- 8) The National Commission on Libraries and Information Science “The Role of Fees in Supporting Library and Information Services in Public and Academic Libraries” *Collection Building*, vol. 8, no.1, 1986, p. 3-17.
- 9) Dempsey, Beth “Libraries and the Struggle to Remain ‘Fee’” *Library Journal*, vol. 135, no.15, 2010, p.20-23.
- 10) Alexander, Otis D. Free public libraries charging for survival, *Public Library Quarterly*, vol.32, no. 2, 2013, p.138-149
- 11) Robinson, Charles W. Free or fee based library in the year 2000. *Journal of Library Administration*. vol. 11, no.1/2, 1989, p. 111-118.
- 12) Giacomini, Pete. *The Fee or Free Decision: Legal, economic, political, and ethical perspectives for public libraries*. Neal-Schuman, 1989, 200p.
- 13) Winton, Richard. “Hard-Pressed Libraries Renting Best Sellers : Reading: Support groups buy extra copies of popular books to raise money for branches that have no budget for new purchases.” *Los Angeles Times*. Sept. 30, 1993. <https://www.latimes.com/archives/la-xpm-1993-09-30-ga-40722-story.html> (Accessed 2023-10-29)

## 元学校司書のライフコース選択プロセス：

## 学校現場を離れる決断をした5人の語りの質的分析を通して

野口久美子（八洲学園大学生涯学習学部） noguchi@yashima.ac.jp

10年前後の勤務歴のある元学校司書5名に聞き取り調査を行い、退職に至るまでの経緯を検討した。励ましあえる司書仲間、自主的な学びの場の存在等が仕事を続ける上でモチベーションとなった一方、教職員や自治体の学校図書館への無理解、司書間の業務に対する意識の隔たり等が妨げになったこと、退職要因として雇用者とのコミュニケーションの行き違い、学校司書間の意識の温度差等があったことが明らかになった。

## 1. 研究の背景と目的

2016年の学校図書館法改正に伴い、学校司書が法的に位置づけられた。学校司書を配置する学校の割合は小学校68.8%、中学校64.1%まで増加している<sup>1)</sup>。学校図書館ガイドラインでは学校司書に対して、「学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい」とするとともに、司書教諭と学校司書がそれぞれの役割・職務に基づき協働して学校図書館運営にあたるよう求めている<sup>2)</sup>。学校図書館の役割を考えるにあたり、学校司書の存在は大きい。

学校司書に期待が寄せられる一方で、退職を選択する人もいる。朝日新聞2019年12月23日付朝刊に「非正規雇用の学校司書から「コツコツと築き上げた『熟練』の中身が問われないのはきつい。やめるしかない」と聞いて慄然とした」という投書が掲載された<sup>3)</sup>。学校司書を巡っては労働環境や雇用条件の厳しさがしばしば指摘されるが、学校司書のキャリア形成や退職という選択との関係を検討した研究は多くない。学校司書は女性が多く、ライフコースの観点からの考察も重要である。女性労働者は収入だけを問題とせず、「置かれた状況と労働条件を天秤にかけたうえで、自らが納得できるような選択を試みて」<sup>4)</sup>いるという指摘があるように、その背景は一様ではないだろう。

本研究では学校司書という仕事を選び、その職を辞するまでのプロセスを検討する。学校司書としての成長を促進した要因、阻害した要因を明らかにすることを目的とし、学校司書の活躍を支援するための方策への示唆を得たい。

## 2. 研究の方法

## 2.1 分析の枠組み

本研究では、学校司書のキャリア選択の多様性を表現できる手法として、複線経路等至性モデリング (Trajectory Equifinality Modeling : TEM) を採用する。TEMとは、安田・サトウによると「時間を捨象せず個人の変容を社会との関係で捉え記述しようとする文化心理学の方法論」<sup>5)</sup>である。TEMの特徴は研究者が自身の関心から等至点を設定し、その等至点を経験したことのある人にインタビューを行い、等至点に至るまでの経路を描こうとする点にある。開放システムに生きる人間の行動や選択の経路は複数存在すると考えられるが、だからといって無限に経路が存在するわけではなく、歴史的・文化的・社会的な制約により最終的には等しく (Equi) 辿りつく (Final) ポイントがあるという<sup>6)</sup>。そのポイントのことを等至点 (Equifinality Point : EFP) という。本研究の関心は「学校司書としてキャリアを積んできたにも関わらず、なぜ退職を選択したのか。その背景には何があったのか」であるので、「学校司書の仕事を辞める」を等至点とする。TEMの利点は等至点を意図的に設定し、焦点化することで、経路選択においてどのような経験が契機となり、その背景に何があったのかを詳細に分析できることにある<sup>7)</sup>。

本研究では「学校司書の仕事を辞める」を等至点とするが、学校司書の仕事を続けるという選択肢も当然あり得たわけである。TEMでは等至点と対極にある選択のことを両極化した等至点 (Polarized EFP : P-EFP) と呼ぶ。また、等至点への到達を後押しする力を社会的方向づけ、等至

点への到達を阻害する力を社会的助勢という概念で表す。2つの側面を検討することで、学校司書としての成長を促進した要因、阻害した要因を明らかにしたい。さらには、TEMでは多くの人が必要経験するイベントのことを必須通過点と位置づける。学校司書の多くが経験する学校あるいは自治体間の異動・転職を必須通過点とする。

## 2.2 研究の対象と分析の手順

学校司書として10年前後の勤務歴を経て退職した5名に聞き取り調査を行った。2000年代から2010年代前半までに主に非正規雇用で学校司書として勤務した方々で、全員女性である。学校図書館勤務年数は最も長い方で19年4ヶ月、短い方で7年であり、平均11年6ヶ月である。退職後の進路は、他業種を経て公共図書館に転職(Aさん)、図書館や学校以外の業種に転職(Bさん、Cさん、Dさん)、図書館への転職を視野に転職活動中(Eさん)に分けられる。

調査は2021年7月から9月にかけて、オンライン会議システム(Zoom)を用いて行った。5名の協力者と筆者は以前から交流があるため、オンラインによるインタビューでも支障はないと判断した。主な聞き取り内容は、学校司書の仕事を始めたきっかけから退職までの経緯、仕事をする中で起こった変化や葛藤である。

協力者の許可を得て録音したインタビューデータを元に逐語録を作成し、KJ法の要領で小見出しを付けて切片化する作業を行った。その際、学校司書としての成長を促進した要因及び阻害した要因に着目した。次に個別にTEM図を作成した。TEM図が完成した段階で協力者に内容の確認インタビューを行い、当事者から見て違和感のない分析になるよう努めた。さらに個別のTEM図を統合する作業を行った。

## 3. 結果

今回は(1)キャリア選択におけるライフイベントの影響、(2)学校司書としてどのような経験をしたのか、司書としての成長を促進した要因と阻害した要因、(3)退職に至った経緯を中心に論じる。

### 3.1 ライフイベントとキャリア選択

協力者5名の共通項は子どもの頃に読書に親しんだり、図書館を利用したりした思い出があることである。5名のうちAさん、Bさん、Eさんは結婚、出産を経て、子育て中に絵本や図書館との接点ができたことが学校司書の仕事を始めた契機となった。Cさん、Dさんは大学卒業から数年後に学校司書として働き始めた。他者から学校図書館の仕事を勧められたことがきっかけである。

5名の協力者はいずれも一度は別の学校や自治体への異動・転職あるいは勤務形態の変更を経験している。最初の異動・転職について、Aさん、Bさん、Eさんが任期満了や教育委員会からの指示である一方、大卒直後に学校司書の仕事を始めたCさんは結婚に伴う退職、Dさんは結婚後に育児ができる環境を希望と様相が異なる。結婚、育児というライフイベントが学校司書のキャリア選択に少なからず影響をもたらしているといえる。

### 3.2 学校司書としての成長を促進／阻害した要因

学校司書の仕事を始めた直後は5名ともに、図書館の環境整備・居場所づくりから着手している。職場を異動し、経験を重ねる中で学習支援や利用指導、読書イベントの開催等、仕事の幅を広げてきたことが分かった。しかし、Dさんのように転職先の図書館が未整備で、環境整備を一から始めざるを得ないケースもあった。

Aさんは公立小学校で働き始めて2年目に1校専任から2校兼務に勤務形態が変更になり、さらに5年後には3校兼務となった。段々できることが増え、やりがいを感じる一方、自分の仕事を評価される機会がないことや自治体の学校図書館運営方針が不明確で、勤務校によって司書の位置づけや求められる役割が違うことに戸惑いを感じた。異なる視点を得ようと外部の研修会や勉強会に参加するようになり、他の自治体で同じように奮闘する学校司書の存在を知ったことが励みになったという。

Bさんは学校図書館ボランティアで得た経験を頼りに、公立小学校で環境整備から着手した。業務マニュアルや研修機会がないことに不安を感じ、研修の場を見つけて参加する等、自己研鑽を始めた。仕事を始めて数年経った頃、教育委員会の担

当者との行き違いで叱責を受け、学校司書の仕事を続けるか否か思い悩む出来事があった。そんな折に励ましあえる学校司書仲間や助言をくれる専門家と出会った。それが転機となり、仕事への意欲が戻り、別の自治体で司書を続ける決心をした。新たな勤務校では探究学習の支援を行うために教員に働きかけを行った。外部の研修会や大学での学びを通して力量向上に努め、徐々に教員から頼られるようになった。学校司書として充実感を覚える一方、他校の司書との間で業務に対する意識の違いを感じることもしばしばあったという。

Cさんは私立中学・高校で司書としてのキャリアを本格的にスタートさせ、地域の勉強会で先輩司書に学びながら、生徒の居場所づくり、読書の場づくりに尽力した。慕ってくれる生徒の存在が初任者のCさんには励みになったという。数年後、同僚との結婚が決まり、退職することになった。その後、当時居住していた自治体でタイミング良く学校司書の配置が始まり、採用試験を受け、小学校に着任した。1年後に中学校に異動し、教員とT.T.で授業をする等、授業で活用される図書館で働く機会に恵まれた。しかし、夫の転職に伴い転居を余儀なくされる。転居先でも学校司書の仕事を見つけ、勤務日数が少ないことが不満だったものの、司書仲間と切磋琢磨しながら経験を積んだ。しかし、否応なく3年で雇い止めになり、再受験も叶わず、別の自治体に移ることになった。転職先は複数校兼務の勤務体制で、他に働けるところもないと割り切って仕事をしてきた。しかし、そのうちやりたいことができないジレンマが生じ、以前働いていた自治体に復帰する。Cさんは異動先で教員に図書館活用を呼びかけ、なかなか成果には結びつかなかったが、それなりに楽しく働いていたという。

Dさんは大学卒業直後に他大学の科目等履修生となり、司書資格を取得し、公立小学校の司書として採用された。他校の先輩司書がOJT役を買って出てくれたことで、スムーズに仕事を始めることができた。教職員から学校の一構成員として認められていないことにストレスを感じたが、自分を慕ってくれる児童の役に立てるならそれで良いと割り切っていたという。就職から数年後に結婚をし、子育てのためにもっと好条件で働きたいと

いう希望が叶う職場を探し、私立中学・高校に転職した。転職先では管理職が学校図書館を重視しており、いずれ正規雇用にしてもらえるのではないかという期待を抱き、倉庫のような図書館の環境整備に邁進した。しかし、勤務2年目の途中で事務職員に欠員が生じ、事務室との兼務を要請されるという事件が起こった。

Eさんは中学校図書館での短時間勤務を経て、小学校図書館に着任し1年が経った頃、教育委員会から各校の司書への助言や研修企画を行うアドバイザーの就任打診を受けた。突然の配置転換に戸惑いを感じたものの、受諾した。アドバイザーとして一步離れたところから学校図書館を見るようになったことで、図書館に人を配置して終わりではいけないとEさんは痛感した。全国で行われる学校図書館関係の研修に足を運び、自ら学びながら、研修の企画運営に尽力した。その後、夫の転職が決まったため退職し、転居先で中高一貫校に職を得た。これまで経験した学校に比べ授業利用が多いことに驚いたものの、学校図書館に理解のある同僚の支えが有り難かったという。しかし、利用が盛んになるほど業務量の増加は避けられず、頭を使うことが増え、疲労が増していった。

### 3.3 学校司書の仕事を辞めるまでの経緯

ここからは学校司書の仕事を辞める決断に至った経緯についてまとめる。

まず、Aさん、Cさん、Dさんは雇用者からの一方的な方針転換が退職の引き金となった。

Aさんは教育委員会からの通達により、次年度から扶養の範囲内で融通を効かせる働き方ができなくなると知る。同時期に別業種の求人をつまみま目にし、新たな仕事にチャレンジしようと思いついた。この時点では、いつでも学校司書に戻ることにはできる、新しいことを始めるのであれば今がラストチャンスだという気持ちがあったという。その後、公共図書館司書に転職している。

Cさんはある時、勤務先の自治体が学校図書館を民間委託しようとしていることを知る。どうにか阻止しようと議員や教育委員会に働きかけ、署名活動に奔走した。しかし、他校の学校司書の中には署名活動にほとんど関心を示さない人もいた。自分たちの手で自らが働く場所を守ろうとしたも

の、司書仲間の価値観の乖離を目の当たりにし、誰のために運動しているのか分からなくなり、悔しさが込み上げた。Cさんはできることはすべてしたし、これ以上頑張っても変わらないと学校司書の仕事に対する情熱を失ってしまった。結果として未練なく図書館の仕事を辞める決断に至った。

司書と事務との兼務に止む無く応じたDさんは、今度は勤務時間の短縮・変更を打診された。学校の経営問題が背景にあるとはいえ、「良いように使われているのでは」という疑念が沸いたという。以前から子育てをしたいという強い思いを持っており、家族と話し合った結果、司書としての経験が生かして経済面でも折り合いのつく業種への転職を決意した。

他方、Bさんは他校の学校司書や教育委員会の担当者との意見の相違が退職の引き金となった。勤務校では先生と協働して学校図書館活用を推進したが、一方で他校から司書の働きに差がありすぎて、学校間格差が生じているという意見が出るようになった。さらには仕事の進め方に関する行き違いにより、足並みを揃えるよう教育委員会から厳命された。それを知ったBさんは一気にやる気が冷め、翌年度の契約更新を予定していたものの、退職を決めた。

最後にEさんである。他の4人とは退職の引き金となった経緯が全く異なる。ある時、無期転換の話が舞い込んできた。つまり、学校司書を長く続けられる可能性が浮上したのである。しかし、Eさんは転勤族であるため、長く勤められないかもしれないと採用時から考え、学校側にも伝えていた。学校司書の雇用条件が良くなる可能性があるならもっと優秀な方を採用するチャンスにすべきと考え、自ら退職を申し出たという。背景には業務量の増加に伴う気力・体力の問題、家族の介護で故郷と行き来しなければならない事情があったが、Eさん自身、「もっとやりたいのにできない」自身の能力へのジレンマを感じていたと語った。

#### 4. 考察

学校司書のキャリア形成過程においては、研修会や勉強会等の学びの場の存在、先輩司書や専門家の助言、励ましあえる司書仲間の存在、学校図書館に理解のある同僚の存在、慕ってくれる児童

生徒の存在等がモチベーションとなった一方、教職員の学校図書館への無理解、自治体の学校図書館運営に関する方針の未提示、司書間の業務に対する意識の隔たり、雇い止め等が阻害要因となったこと、教員や教育委員会とのコミュニケーションの行き違い、学校司書間の意識の温度差等が退職理由になったことが明らかになった。

自己研鑽に励むことは専門職として必須である。しかし、個人の努力に頼ってはいない集団としての専門性は育たない。雇用者が学校図書館運営の方針を示さないまま、個々の司書の知識と経験に頼るだけでは全体的なレベルアップにはつながらない。雇用者と各学校に勤務する司書とを仲立ちする立場（指導主事等）が重要である。学校図書館運営に対する方針を周知し、各学校の状況を丁寧に把握し、調整する役割を果たすことが望まれる。

本研究は、2021年度日本図書館情報学会研究助成によるものである。聞き取り調査にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

#### 参考文献

- 1) 文部科学省「令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について」2021, [https://www.mext.go.jp/content/20220124-mxt\\_chisui01-000016869-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220124-mxt_chisui01-000016869-1.pdf), (参照 2023-10-29).
- 2) 文部科学省「学校図書館ガイドライン」2016, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm), (参照 2023-10-29).
- 3) 「声：新制度、「処遇改善」になるのか」朝日新聞2019年12月23日付朝刊.
- 4) 高丸理香, 出雲俊江, 橋本嘉代「女性労働者のキャリア形成における生存戦略：「複線縲・等至性モデル (TEM) による分析」『アジア女性研究 no.29, 2020, p.21-35.
- 5) 安田裕子, サトウタツヤ編著『TEMでわかる人生の経路：質的研究の新展開』誠信書房, 2012. 引用は p.1.
- 6) 前掲5)
- 7) 時任隼平, 寺嶋浩介「学校改善を担うスクールミドルの成長発達に寄与する教職経験に関する研究」『日本教育工学会論文誌』vol.42, no.1, 2018, p.15-29.

小説執筆における生成 AI の利用  
 田島 逸郎 (合同会社 Georepublic Japan)  
 niryuu@gmail.com

ChatGPT などの生成 AI は、利用者の指示に従い文章を生成し、それらはアクセスできる情報源となりうる。本研究では、生成 AI の利用を、小説執筆作業を対象に記述することを目的とする。SF プロトタイピングにおいて ChatGPT を用いて小説を執筆する実践を対象に、ChatGPT との対話ログをエスノメソドロジック的ワークの研究の方針に従い記述した。これによって、柔軟かつ多様な実践が明らかになった。

## I. 背景と目的

ChatGPT に代表される大規模言語モデルに基づく文章生成 AI (以下生成 AI) は、人間が書いた文章に相当程度近い文章を生成できるとされている。実際に生成 AI で書かれた文章が人手によるものかを自動判別するソフトウェアの多くは、十分な精度で判別することができていない<sup>1)</sup>。ソーシャルメディアなどではすでに生成 AI によって生成された文章が投稿され始めている。これは、Web などでアクセス可能な情報源の性質を変化させうる。

例えば、プログラミングに関する質問回答サイト Stack Overflow では、質問に生成 AI によって生成された回答が大量になされるという問題が起きた。これに対しボランティアのモデレーターは独自の AI に関する判定基準をもとに対応していたが、運営元の Stack Exchange 社はその判定基準を受け入れず、モデレーターが一時ボイコットするに至った<sup>2)</sup>。このように、生成 AI を用いた文章の生成とその発信の問題は、すでに起き始めている。

文章生成 AI の技術的基盤のほとんどは Transformer と呼ばれるニューラル言語モデル<sup>3)</sup>であり、大規模なデータで事前学習、調整をすることで入力単語系列の後に来る単語の確率を求め、チューニングにより人との対話的インタラクションを可能にするものである。

しかし、生成 AI が生成した文章は人が生成させ、また読むものであり、その性質を理解するには技術的な観点だけでは不十分である。特に、文章はただ生成されるものではなく、人々が携わっている特定の活動の中で読者に向けて何かをもたらすことを目指すものとして生み出されるという観点が必要である。

よって本研究では、実際の作業において利用者が生成 AI をいかにして理解し、文章作成に用いているかを研究する。

## II. 方法

### 1. 研究対象とデータ

本研究では、「SF プロトタイピングと AI 技術を組み合わせ、より良い議論の仕組みを作る」ことを目的とする「オモイカネプロジェクト」<sup>4)</sup>という Web 上でのプロジェクトを対象とする。プロジェクトは「Scrapbox」という Wiki 機能を持つ知識共有サイト上で行われ、小説の投稿は新規ページを作成することでなされる。ページにはタグを付与することができ、様々な成果物が生まれ、整理された。

プロジェクトの中で、SF 小説を読み書きすることで未来について考える手法である「SF プロトタイピング」が試行された。プロジェクトの開始当初、参加者が複数集まってきたが、小説を書いた経験のある参加者がほとんどいないという問題があった。その中で、一人の参加者が ChatGPT を用いて小説を生成し投稿したところ、同様に「小説執筆」に ChatGPT を用いた試みが複数の参加者によってなされ、その知見を共有するために ChatGPT の対話ログも添付するようになった。

その結果、「AI に関する小説」と「AI を用いて生成された小説」が混在する「AI 小説」と呼ばれる一連の成果物が生まれた。これらは「AI 小説」というタグで整理されていた。SF プロトタイピングは考えるための素材を SF の形で提供するものであるため、「AI 小説」にも書籍などで流通している作品としての品質は求められず、不完全なものやプロットも含まれていた。小説ページには本文のほかに対

話ログを含めた執筆過程、感想なども含まれていた。

本研究では「AI小説」のタグが付与された小説のうち、2022年8月25日までのChatGPTとの対話ログが付与されている48件全てのページ及び対話ログを収集した。各小説につき執筆にかかわったものは一名であった。

以下では、小説の執筆に生成AIを利用した者を「利用者」と呼称し、各小説および対話ログにみられる活動事例を示す際に『(小説の題名)』のように記載する。

## 2. エスノメソドロジック的研究

本研究では、ChatGPTの利用がどのように利用者の活動と結びついた形でなされるのかを理解するため、エスノメソドロジック的研究<sup>5)</sup>の方針に従い分析・記述を行う。人間の活動は他の人に理解できるように秩序だった形で、何がどのようになされているかが観察可能な形で組織されている。そのやり方を、対象の組織のされ方に即した方法を用いて記述するのがエスノメソドロジックの方法である。特に、専門的な作業では、固有の能力ややり方を見出すことが可能である。Andersonらはこの方針で職場などの文書が時と場所を超えた共同作業を可能にするさまを分析し、その方法を「三人称現象学」と呼称した<sup>6)</sup>。

エスノメソドロジックによるAI研究をいくつか取り上げる。Brookerらは、AIの開発者や利用者がAIに関する理解や説明を場面に応じた形でおこなっていることを分析した<sup>7)</sup>。また、ReevesらはAlexaなどの「対話型AI」が実際に日常生活で使われるさまを分析し、人がAIと「対話」的に接しているのはAIがその場の参加者だからではなく、インタラクションをうまくいかせるように人が行為を調整した結果だと指摘した<sup>8)</sup>。

「AI小説」の分析においては、まず成果物である小説があることと、対話ログが成果に至る過程であることが観察できる。それを観察できるようにしているのは、対話ログに記録された一連の活動がそのように理解できるように組織されている、つまり小説にかかわるようにChatGPTとのインタラクションを実際におこなうことで示しているためである。本研究ではその志向と方法を記述する。

具体的には、まず本稿の著者も「AI小説」の活動に参加し、それに習熟した。その上で、各対話ログから観察される現象を特定し、利用者がいかにして観察できるように一連の行為を産出し、対話ログの形で残るようになったかを記述した。

## III. 結果

対話ログと「AI小説」は、執筆過程とその成果として読めるよう組織されていた。その中で生成AIの利用は、「プロンプティング」のような生成AI固有の使い方によって小説生成を志向した形で一貫しておこなわれていた。さらに、知識や執筆過程を提示し、AI特有の小説生成の方法を試し、対話により小説とそれを生成する方法を洗練させるなど、小説に特有な形で生成AIを利用していた。

### 1. 小説ページと対話ログの初期的観察

まず、小説ページと、それを生成するためのChatGPTとの対話ログから何が理解できるだろうか。小説ページには、最終的な成果物である小説が投稿されている。各小説にはプロット段階のものなども見られたが、完全に文章として破綻したものは見られなかった。このため、ChatGPTとの対話や生成の成否はどうあれ、一連のデータは作業の終着点としての小説と、その過程としての対話ログというペアとして読むことができる。

ログを見る限り、成果物である小説のほとんどにはAIによって生成された文章が含まれていた。しかし、利用者のChatGPTに接する態度はそれぞれ異なり、作業の仕方によって変わることもあった。では、利用者は「生成」をどのようなものとして理解し、活動に従事しているのだろうか。

### 2. 「プロンプティング」により指示を行う

生成AIにおいては、例を与えずに指示(プロンプト)だけを与えることで文章を生成できることができる(Zero-shot学習<sup>3)</sup>)。この方法は「プロンプティング」と呼ばれ、小説の執筆においても用いられている。ChatGPTでは入力用のインターフェースが存在し、対話的なインタラクションが可能であるが、この入力プロンプトを与えているといえる。

プロンプティングのみで小説の生成が完結した事例について述べる。『未来の言葉』では、



「1980年代に未来から大規模言語モデルを渡されてそれを駆使して未来を作っていくAI小説を書いてください。」という指示だけで小説を生成した。その結果、未来の知識を用いて独裁を行い、それに抗うような筋書きが生まれた。また、『コソボの未来交響曲』では、「制約条件」を指示していた。「必ずAIが登場する」に加え、利用者のコソボ旅行の体験などを制約条件としていた。利用者が小説ページの「執筆過程」において、旅行中の悪い体験が「いい話」として執筆されたと記載している。必ずしも期待した小説が生成されなくても利用者はそれを受け入れている。

プロンプティングの使用は、「このような小説を生成させるためにChatGPTを用いる」という志向を表しており、ChatGPTを用いて小説を作成する作業を遂行する基礎となる。

### 3. 指示に必要な情報を提示する

制約条件を用いて指示しただけでは、小説の設定や世界観などを考慮した生成はできない。このため、利用者が何らかの知識を提示し、もしくはChatGPTに提示させ、その上で小説を生成させる試みが見られた。

『リソース: ネットの彼方へ』では、まずWeb技術の一つであるRSSリーダーが廃れた理由について説明させ、その上で「RSSリーダーが新しい形で若者に受け入れられる」近未来SFを生成させた。その結果、情報過多やフェイクニュースなどの現代的な問題を解決する手段としてRSSリーダーが再発見される小説が生成された。

また、執筆途上の文章を提示し、残りを生成させることもおこなわれていた。『AI便利屋は個人と社会の課題をつなぐ1』では、利用者は全体のあらすじと書き出しをまず提示し、書き出しの続きを「社会課題を特定するところまで」などと指示することで逐次的に生成している。あらすじの中には「長老会議」などの専門用語が含まれており、ChatGPTはそれらを利用して小説を生成した。

### 4. 翻案や方法を指示する

直接小説を執筆させる以外の指示もみられた。『AIシェフの料理大作戦』では、まずなぞなぞを生成させ、それをういた小説を生成させようとしたが、適切ななぞなぞが生成さ

れるまで何度も「これはよくわかりません」などと述べて再生成させている。その結果料理に用いる「ソース」と情報源を意味する「データソース」をかけたなぞなぞが生成され、それをういて物語を生成させたところ、なぞなぞがうまく物語に組み込まれなかった。最終的に、利用者は生成された文章の一部を用いて、なぞなぞがオチとなる物語にした。

『AIの反乱、ダイスが決める人類の未来』では、「AIが人間を抑圧する小説」を、ダイスの出目によって人間とAIの力関係が変化することで展開を変化させることを指示して生成させている。

### 5. 対話的に反応を見ながら指示をする

ChatGPTではチャットに特化したチューニングをなされており、対話的なインタラクションによって小説を生成することができる。

『ディープダイブ: 地雷の記憶』では、「AIが出てくるSFを3000文字程度で書きたいです!」と述べたうえでプロットを提示し、ChatGPTはその小説のテーマについてまとめた。利用者は「ネクストアクションは何か?」と問い、ChatGPTはプロットを小説に仕上げる際のいくつかの方法を挙げた。利用者はキャラクターなどを提示していき、ChatGPTはプロットと情報をもとに小説を生成した。しかし、1回あたりの出力数の制限から長文の小説を生成できなかったため、利用者は逐次的に生成させた。そのうえで、満足できなかった部分などを自身で執筆し、それに感想を求めたところ、意図した感想が得られた。

『AIのコミュニケーション能力改善教室』では、利用者は「あなたと一緒にSFのショート作品を作りたいと思っています」とチャットを始めている。これは完結したプロンプトではなく、この先SF執筆に関する対話的なインタラクションをおこなうことを志向している。ChatGPTは舞台設定やテーマなどのSF作品を書く際に考慮する事項について述べ、それに利用者は答えられる事項だけ答えたところ、ChatGPTはそれらの事項を満たす素案を3つ提示した。その中で利用者は「AIとのコミュニケーション能力」というテーマに注目し、いくつかアイデアをChatGPTに提案したうえで、「ストーリーが思い浮かんだので、

以下のプロットをもとに一人称視点での小説の文体に書き直してください。」とプロットを提示し、それをもとに小説本文を生成させた。しかし、小説を生成させたあと、それを受け入れず「星新一のような皮肉のきいた展開」を求め、再生成させた。再生成の途中でAIとのコミュニケーション能力に関するアイデア出しを再開し、最後にChatGPTが生成した本文にあった「驚いた」という場面を「小説的な表現」に変換させた。利用者はそれら一連のやり取りを整理し、1つの作品の形にまとめた。

#### IV. まとめと結論

##### 1. ChatGPTを用いて小説を生成するとはいかなることか

いずれのケースでも、利用者は「SF小説を書く/生成させる」ということに従事していた。利用者たちは専門の作家ではなかったが、それぞれが自身の経験などをもとに小説を生成させようとしていた。

それを達成するために、利用者はChatGPTに、自身が表現したいことに合った文章が生成されるように指示を与えていた。それは、1つのプロンプティングから情報の提示、長い対話的インタラクションに至るまで一貫しており、これらの方法は適切な指示を達成するためのものだということができる。

また、「ChatGPTの特徴を利用を通じて理解する」ことも見られた。例えばなぞなぞなどの生成が困難な文章については試行錯誤し、納得のいく文章が得られなかったら自身で書き、一度に生成できる文章の文字数に限界があれば逐次的に生成させていた。これらは生成AIの言語モデルやそれが組み込まれたシステムを実際に利用することで理解することであり、それはインタラクションを通じて内部の仕組みを理解せずとも可能である。また、「ChatGPTの特徴」には生成AI一般の理解だけでなく、「いい話にしたがる」のような固有のチューニングも含まれていた。

さらに、「AI小説」のログに見られるChatGPTに小説を生成させる作業は、小説を生成するため、またChatGPTを用いて小説を生成すること自体を理解するために、様々な方法を柔軟に使い分けていた。

##### 2. 本研究の意義

本研究では、SF小説を生成させる際に利用者がChatGPTをどのように利用したかを分析した。「生成AIをどのようなものとして捉え、どのように使い、どのように成果物を受け止めるか」に関しては、未だ明らかになっている部分が少ない。しかし、本研究が明らかにした、小説の生成に「表現したいことに合った指示」が必要であることは、小説に限らず生成AIの利用、および可能性や問題点、限界の議論にとって重要だろう。

##### 註・参考文献

- 1) Pegoraro, A., Kumari, K., Fereidooni, H., & Sadeghi, A. R. (2023). To ChatGPT, or not to ChatGPT: That is the question!. arXiv pre-print arXiv:2304.01487.
- 2) Mithical. (2023). Moderation strike: Results of negotiations. Meta Stack Exchange. <https://meta.stackexchange.com/questions/391847/moderation-strike-results-of-negotiations>
- 3) Ouyang, L., Wu, J., Jiang, X., Almeida, D., Wainwright, C., Mishkin, P., ... & Lowe, R. (2022). Training language models to follow instructions with human feedback. *Advances in Neural Information Processing Systems*, 35, 27730-27744.
- 4) <https://scrapbox.io/omoikane/>
- 5) 山崎敬一, 浜日出夫, 小宮友根, 田中博子, 川島理恵, 池田佳子, … 池谷のぞみ. (2023). *エスノメソドロジー・会話分析ハンドブック*. 新曜社.
- 6) Anderson, R. J., & Sharrock, W. W. (2018). *Action at a distance: Studies in the practicalities of executive management*. Routledge.
- 7) Brooker, P., Dutton, W., & Mair, M. D. (2019). The new ghosts in the machine: 'Pragmatist' AI and the conceptual perils of anthropomorphic description. *Ethnographic Studies*, 16, 272-298.
- 8) Reeves, S., & Porcheron, M. (2022). Conversational AI: Respecifying participation as regulation. In Housley, W., Fitzgerald, R., Beneito-Montagut, R., & Edwards, A. (Eds.), *The SAGE handbook of digital society* (pp573-592). SAGE Publications.

# マンガの電子書籍化率と電子書籍化されないタイトルの特徴

安形輝(亜細亜大学) agata@asia-u.ac.jp

【抄録】マンガの電子書籍化率は既往調査では他のジャンルと比べ、高いことが指摘されてきた。しかし、どのようなタイトルが電子書籍化されているのかは明らかではない。国立国会図書館が所蔵する約26万点のマンガを対象として、電子書籍サービスでどのタイトルが提供されているかを調査した。電子書籍化率を基本的な指標として、出版年、出版社、内容などとクロス集計を行った。また、紙と電子の両方で始まったが途中で紙の提供を止め電子書籍のみでの提供となったシリーズの把握を試みた。

## 1. はじめに

マンガというジャンルは電子書籍市場において非常に大きく市場シェアを86.3%(2022年度)を占めている<sup>1)</sup>。また、電子書籍化の進展に関するさまざまな既往調査において、他のジャンルと比べて電子書籍化率が高いという結果が出ている。安形らによる2017年調査<sup>2)</sup>においては最終年の時点でマンガの約8割が電子書籍化されていたが、コロナ禍を経てマンガの電子書籍化率はさらに上がっていると推測される。また、電子書籍の利用形態が電子書籍端末ではなく、モバイル端末のアプリやウェブサービスが主たるものと変わってきている。これらのアプリやサービスは国立国会図書館のデジタルコレクションや青空文庫とは異なり、登録利用者向けの閉じた世界であり、個々の状況についてはよくわかっていない。また、電子書籍を中心としたサービスでのみ提供されるタイトルは出版関係、図書館関係の情報源で基本となるISBNで紐づけされておらず、物理的な形態に囚われないため、分冊版等の幅広いバリエーションを含め、把握することが困難である。

本調査では2023年秋時点でのマンガの電子書籍化率を明らかにすることを主たる目的とし、電子書籍化率に影響を与えるさまざまな要因についてクロス集計を行い分析を行う。さらに、最初は紙と電子の両方で刊行されていたが、途中で電子書籍のみの刊行に切り替わるシリーズについても試行的に調査する。このようなシリーズについては、紙で刊行され巻については国会図書館に納本されるが、電子のみで刊行された続巻が納本されにくいと考えられる。

## 2. 調査対象と調査手法

### 2.1 調査対象としたマンガ

調査対象としたマンガは、国立国会図書館所蔵資料において、国立国会図書館サーチのハーベステ

ィング API<sup>4)</sup>を利用し収集した書誌データから、以下の条件を満たすタイトルとした。

- 1) ISBN が付与され、かつ、日本の国記号 (ISBN-13 では 978-4、ISBN-10 では 4 から始まる) が付与されている
- 2) NDLGFT が「漫画」である
- 3) 2023年7月末までに登録されている

2)とした理由は以下のとおりである。国立国会図書館では国立国会図書館分類表(NDLC)や件名標目表(NDLSH)とは別に2021年より国立国会図書館ジャンル・形式用語表(NDLGFT)を付与している。従来のNDLCやNDLSHよりも識別力や網羅性が高いと考え、今回の調査対象集合構築のさいにNDLGFTを用いた。

マンガについては多巻ものが多く、1冊ごとの集計をした場合『ONE PIECE』のような巻数が多いシリーズの影響が大きくなる。そのため、これらの書誌データをメディア芸術データベースと統合し、メディア芸術データベース内の「単行本全巻ID」が付与されているものをシリーズ単位として集計を行う。なお、単巻ものにもこのIDは付与されている。

国立国会図書館とメディア芸術データベースの書誌データは両方ともに全体としての網羅性や個々のデータの粒度は同じでない。国立国会図書館のデータ262,861件を基本として、ISBNをキーとしてメディア芸術データベースのデータを統合した。シリーズ単位では89,784件となった。以下では基本的にはタイトル単位ではなくシリーズ単位で集計する

### 2.2 調査した情報源

調査対象のタイトルについて2.2.1から2.2.5の情報源から電子書籍関連の情報を入手した。国立国会図書館とメディア芸術データベースからは調査対象となるマンガの書誌データとシリーズを、紀伊国屋書

店と Amazon Kindle からは該当する紙の書籍が電子書籍として提供されているかを、eBookJapan からは電子書籍のみで継続提供されているシリーズがあるかを調査した。

### 2.2.1 国立国会図書館

前述のように国立国会図書館サーチのハーベスティング API を利用し、調査対象となる書誌データを網羅的に収集した。タイトル、著者名等の書誌データは国立国会図書館のものを基準として用いた。巻数は巻数の読み(transcription)がある場合にはそちらを優先的に採用し、比較できる数字として識別可能なもののみとしている。

なお、国立国会図書館サーチにおいて、データプロバイダ ID として“ndl-dl-online”から「全国書誌(電子書籍・電子雑誌編)」についてもハーベスティングをしたが、ISBN を用いた照合からは1件も該当するデータはなかった。

### 2.2.2 メディア芸術データベース

メディア芸術データベース<sup>3)</sup>は「文化芸術基本法」に基づくメディア芸術振興策の中で構築され、公開されたデータベースであり、マンガについては国立国会図書館にはない独自項目がある。

このデータベースについても国立国会図書館サーチのハーベスティング API を利用し、メディア芸術データベース(ma-db)の書誌データを網羅的に収集した。そのうえで、国立国会図書館の書誌データと(ISBN-13 に変換した上で)ISBN をキーとして照合し統合した。巻数については国立国会図書館と同様に数字として識別可能なもののみを扱った。調査対象とした期間は国立国会図書館と同様に 2023 年 7 月末までである。

### 2.2.3 紀伊國屋書店

紀伊國屋書店のウェブサイト<sup>4)</sup>で ISBN-13 をキーとして検索をし、詳細ページを取得した。詳細ページから、各作品について電子書籍の有無、在庫の有無、C コード(日本図書コード)、レーティング情報(紀伊國屋書店が設定しているセーフサーチ)などのデータを取得した。なお、情報の収集においてウェブサイトへの負荷を考慮し十分な間隔をあけてアクセスを行った。

### 2.2.4 Amazon Kindle

Amazon Kindle における電子書籍は Amazon サイトより検索できるが、機械的なアクセスを行う場合はウェブ API 経由で行う必要がある。既往調査<sup>5)</sup>と同様にウェブ API を用いることを試みたが、利用制

限が厳しくなり、調査に用いることができなかった。ここではスマートフォンのアプリである Kindle for Android を用いた。このアプリでは ISBN-13 を用いて検索すると、電子書籍が提供されている場合、書影が検索結果として出力されるため、このアプリを用いて電子書籍の有無を判断できる。

手法の制約から Kindle ではタイトル単位ではなくシリーズ単位での電子書籍の有無を調査している。

### 2.2.5 eBookJapan

eBookJapan は大手の電子書籍販売サービスの一つである。紀伊國屋書店が紙の書籍を中心として電子書籍も扱うのに対して、紙の書籍は扱わずポーンデジタルも含め電子書籍を扱っている。eBookJapan などの電子書籍のみを対象とするサービスでは必ずしも電子書籍を ISBN と紐づけていないため、検索キーとして利用することが難しい。ここではメディア芸術データベースの「単行本全巻 ID」によってまとめられたシリーズ中の各巻の書名と著者名を用いて検索を行った。類似したタイトルや分冊版、合冊版なども含め異なる版も出てくるため、書名と著者名を連結した文字列についてレーベンシュタイン編集距離が最小となるものを候補とし、さらに距離係数を同一性の判断基準の一つとして用いた。

## 2 調査結果

### 3.1 マンガの電子書籍化率

#### 3.1.1 全般的な電子書籍化率

電子書籍化率は調査対象のうちどの程度が電子書籍として提供されているかを算出した割合である。マンガの電子書籍が Amazon で提供されているものと紀伊國屋書店で提供されているものを集計し、表1に示す。

表1 Amazon と紀伊國屋書店の電子書籍化率

		紀伊国屋書店		計
		なし	あり	
Amazon	なし	39,664	878	40,542
	あり	9,644	39,598	49,242
計		49,308	40,476	89,784

電子書籍の多くが重複して提供されているが、一部、Amazon のみ、紀伊國屋書店のみで提供されているシリーズがある。電子書籍率は Amazon が 54.8%、紀伊國屋書店が 45.1%となっている。

これ以降、Amazon あるいは紀伊國屋書店のいずれかで提供されているシリーズ群(和集合)をシリ

ーズ単位の調査対象とする。結果として調査対象 89,784 件のうち、電子書籍化されていたのは 50,120 件(55.8%)となった。

既往調査において分野を問わない電子書籍化率が調査年最後の 2017 年で 36.6%<sup>1)</sup>であり、他のジャンル、例えば、絵本の電子書籍化率 9.4%<sup>2)</sup>と比べると、全体としてマンガの電子書籍化率は高い。

### 3.1.2 電子書籍化率の上位、下位の出版社

調査対象 1,000 シリーズ以上、出している出版社のうち電子書籍化率の高い 10 社を表 2 に示す。

表 2 電子書籍化率が高い出版社(割合順)

出版社	紙のみ	電子書籍	計	電子書籍化率
KADOKAWA	317	4,590	4,907	93.5%
竹書房	486	1,674	2,160	77.5%
芳文社	383	1,309	1,692	77.4%
スクウェア・エニックス	313	996	1,309	76.1%
ハーバーコリンズ・ジャパン	323	939	1,262	74.4%
少年画報社	273	777	1,050	74.0%
一迅社	483	1,189	1,672	71.1%
ぶんか社	436	1,073	1,509	71.1%
新書館	307	724	1,031	70.2%
小学館	2,897	6,105	9,002	67.8%

KADOKAWA は出版点数が多い中、9 割を超えるシリーズを電子書籍として提供していることがわかる。

調査対象に 1,000 シリーズ以上、出している出版社のうち電子書籍化率の低い 5 社を表 3 に示す。

表 3 電子書籍化率が低い出版社(割合順)

出版社	紙のみ	電子書籍	計	電子書籍化率
角川書店	1,537	830	2,367	35.1%
エンターブレイン	734	436	1,170	37.3%
宙出版	1,206	880	2,086	42.2%
集英社	3,709	3,252	6,961	46.7%
日本文芸社	759	803	1,562	51.4%

この中で角川書店やエンターブレインが低いのは KADOKAWA として社名を変更する以前、KADOKAWA に吸収される以前の電子書籍化率が計算されているためである。大手の三社は小学館が 67.8%、講談社が 60.4%であり、比較すると集英社は電子書籍化に積極的でない。ただし、大手の出版社は多巻もののシリーズを出しているため、タイトル単位での集計では電子書籍化率は高くなる。例えば集英社はタイトル単位での電子書籍化率は 60.5%である。

### 3.1.3 出版年ごとの電子書籍化率

タイトル単位とシリーズ単位で出版年毎に集計したものを表 4 に示す。シリーズ単位の場合にはシリーズの中での最初の出版年を集計に用いている。メディア芸術データベースの更新頻度の関係でシリーズ単位ではここ2年間の集計は難しい。

表 4 出版年ごとの電子書籍化率

出版年	タイトル単位			シリーズ単位		
	紙のみ	電子書籍	電子書籍化率	紙のみ	電子書籍	電子書籍化率
1990	975	394	28.8%	488	128	20.8%
1991	1,102	510	31.6%	535	129	19.4%
1992	1,355	583	30.1%	644	163	20.2%
1993	1,787	711	28.5%	934	219	19.0%
1994	2,243	855	27.6%	990	254	20.4%
1995	2,968	955	24.3%	1,204	279	18.8%
1996	3,440	1,383	28.7%	1,509	423	21.9%
1997	3,189	1,498	32.0%	1,254	416	24.9%
1998	3,297	1,670	33.6%	1,400	405	22.4%
1999	3,495	1,693	32.6%	1,499	454	23.2%
2000	3,280	1,816	35.6%	1,421	550	27.9%
2001	3,341	1,937	36.7%	1,409	540	27.7%
2002	3,657	2,210	37.7%	1,379	660	32.4%
2003	3,548	2,531	41.6%	1,340	698	34.2%
2004	3,584	2,742	43.3%	1,375	800	36.8%
2005	3,431	3,031	46.9%	1,300	880	40.4%
2006	3,230	3,264	50.3%	1,196	1,001	45.6%
2007	3,421	4,080	54.4%	1,421	1,297	47.7%
2008	3,469	4,167	54.6%	1,365	1,408	50.8%
2009	3,540	4,472	55.8%	1,409	1,583	52.9%
2010	3,414	4,907	59.0%	1,475	1,817	55.2%
2011	3,214	5,302	62.3%	1,436	2,100	59.4%
2012	3,545	6,346	64.2%	1,486	2,693	64.4%
2013	3,205	6,824	68.0%	1,352	2,857	67.9%
2014	2,977	6,993	70.1%	1,263	3,242	72.0%
2015	2,843	7,227	71.8%	1,231	3,405	73.4%
2016	2,808	7,706	73.3%	1,241	3,470	73.7%
2017	2,724	7,979	74.5%	1,132	3,722	76.7%
2018	2,656	8,543	76.3%	909	3,799	80.7%
2019	2,278	8,813	79.5%	814	3,742	82.1%
2020	1,951	9,252	82.6%	691	3,626	84.0%
2021	1,890	9,967	84.1%	470	2,959	86.3%
2022	1,914	10,685	84.8%	3	0	0.0%
2023	964	6,930	87.8%	-	-	-

出版年が新しくなるにつれ電子書籍化率が徐々に高くなっていることがわかる。タイトル単位で集計した時には電子書籍化された人気シリーズで多くの続巻が刊行されると高くなる。シリーズ単位で、直近数年は8割を超えるため、どのようなマンガであっても電子書籍化されるようになった傾向がわかる。

### 3.1.4 C コードと電子書籍化率

調査対象のシリーズについて C コードで集計したものを表 5 に示す。

表5 Cコードと電子書籍

Cコード	紙のみ	電子書籍	計	電子書籍化率	
雑誌扱い	9979	17,591	29,094	46,685	62.3%
一般扱い	0979	7,779	10,245	18,024	56.8%
不明		3,879	6,654	10,533	63.2%
文庫版	0179	3,680	1,325	5,005	26.5%
単行本	0079	2,882	519	3,401	15.3%
その他		3,853	2,283	6,136	37.2%
総計	39,664	50,120	89,784	55.8%	

調査対象のうち、「文庫版」「単行本」が付与されていたタイトルは電子書籍化率が低い。なお、マンガの文庫版は2007年をピークとして発行点数が減少している。

### 3.1.5 価格と電子書籍化率

調査対象のシリーズについて価格帯と電子書籍化率で集計したものを表6に示す。

表6 価格帯と電子書籍

	紙のみ	電子書籍	計	電子書籍化率
400円以下	5,682	5,100	10,782	47.3%
401～600円	14,050	19,703	33,753	58.4%
601～800円	8,430	18,350	26,780	68.5%
801～1000円	6,745	4,644	11,389	40.8%
1000円超	4,757	2,323	7,080	32.8%
計	39,664	50,120	89,784	55.8%

表では「601～800円」の価格帯の電子書籍化率が高くなっている。近年、1冊当たりの単価が上がり、この価格帯の構成比がもっとも高くなった。この推移が電子書籍化率の上昇と同時に起こったためこのような結果となっている。

### 3.2 途中から電子書籍のみとなったシリーズ

eBookJapanを用いて電子書籍でしか継続刊行されていないシリーズの調査を試みた。しかし、紙のマンガと電子書籍は必ずしも一対一対応しない、書誌コントロールがされていない等の問題があり、精度が高い識別は難しい。そこで、以下のような条件から候補となるシリーズを選定した。

- eBookJapanの最新刊が第2巻以降
- メディア芸術データベースの最終巻がeBookJapanの最新巻よりも小さい数である
- eBookJapanの著者名、書名が完全一致
- 出版年が2018年以降

これらの候補となるシリーズから無作為に100件を選び、人手で他の情報源を活用しながら、それらが途中から電子書籍のみで続巻が提供されているかを確認した。結果としてそのようなシリーズを16件、識別することができた(表7)。

表7 途中から電子書籍のみとなったシリーズ

書名	著者名	紙の最終巻	電子の最新巻
純潔乙女とユニコーン	岩飛猫	1	2
LAND LOCK	小田原愛	4	6
うどんちゃん	河合克敏	1	2
服従都市	中西寛	2	4
オッケーすまの助	さざり和紗	2	3
元カレと、こんなコトになるなんて	吉岡李々子	3	7
シジュウカラ	坂井恵理	3	17
インゴシマ	田中克樹	15	16
伯爵に気に入られて今日も実験されています。	合川イサキ	1	3
家出熟女	艶々	2	4
今、きみを救いたい	本田恵子	3	18
汝、隣人を×せよ。	亜月亮	3	4
今宵、オオカミホテルでランデヴー	琴川彩	2	3
月光社ボーレイ奇譚	川端新	2	3
カイと怪獣のタネ	ひらりん	3	4
伯爵令嬢と従者の不適切な関係	くせつきこ	2	3

## 4 まとめ

国立国会図書館が所蔵するマンガ約26万点を対象として電子書籍化率の調査を行った。シリーズごとの集計からは調査対象シリーズの55.8%が電子書籍化されていること、出版社によってはほぼすべて電子書籍化されていること、出版年が新しくなるほど電子書籍化率が高くなっていること等を明らかにした。

さらに、シリーズ当初は紙と電子の両方が提供されていたが、途中から電子書籍のみで提供されているものがあり、さまざまな理由から現時点では体系的な識別が困難なことも明らかにした。

### 【注・参考文献】

- 1) インプレス総合研究所. 電子書籍ビジネス調査報告書2023. 東京, インプレス, 2023, 296p.
- 2) 安形輝・上田修一, 日本における電子書籍化の現状——国会図書館所蔵資料の電子書籍化率調査, 日本図書館情報学会誌, 2019, vol.65, no.2, p.84-96
- 3) メディア芸術データベース(ベータ版)について. <https://mediaarts-db.bunka.go.jp/about>
- 4) 安形輝. 絵本はどの程度電子書籍化されているか 国立国会図書館所蔵資料を対象とした調査. 第71回日本図書館情報学会, p.47-50.

## 外部の専門家による蔵書評価： 観察法を用いた現役医師による医学関係図書の評価

吉井 潤  
都留文科大学非常勤講師  
jun-yoshii@tsuru.ac.jp

### 抄録

本研究は、外部の専門家の視点を入れた蔵書評価方法の検討を目的とした。調査方法は、外部の専門家による蔵書評価の事例を調べ評価方法を検討し、観察法を行う図書館を選定し、現役医師と一緒に公立図書館に行き図書を評価してもらい、その結果を分析する手順で行った。結果、現役医師4名から305冊の図書についての評価を得ることができた。4名に同一図書の評価を行い評価が一致したのは23冊と決して多くはないことから、観察法を用いた評価を行う場合は、複数人で行う必要がある。観察法による評価は、図書リストによる評価と比べて、評価の理由を詳細に聞くことができ有益である。しかし、評価者の人数と対象となる図書の冊数を考慮する必要がある。

### 1. 研究の背景

蔵書構築は、図書館サービスの基本である。よって、筆者はこれまでも関連する研究を行っている。『図書館情報学用語辞典』第5版には蔵書構成という項目で以下のように定義されている。「図書館蔵書が図書館のサービス目的を実現する構造となるように、資料を選択、収集して、計画的組織的に蔵書を形成、維持、発展させていく意図的なプロセス。蔵書形成、蔵書構築 (collection building) ともいう」<sup>1)</sup>

この蔵書構築において蔵書評価は重要である。『図書館情報学用語辞典』第5版には次のように蔵書評価を定義している。「蔵書が図書館の目的や役割をどの程度達成する力があるか、利用者の要求やニーズをどの程度満たしているか、蔵書のどのような領域に欠陥や問題があるか、資料購入費はどれくらい有効かなどを判断するために、蔵書の質や量を評価すること。蔵書評価は、現在の蔵書の長所や短所の評価であると同時に、新たに発生する利用者のニーズに合わせて資料を追加し、あるいは除去できるよう、蔵書構成方針に修正を加えたり、蔵書構成の継続的發展を図るための評価である。蔵書中心の評価法として、観察法、チェックリスト法、蔵書統計分析などがあり、利用中心の評価法には、利用統計分析、館内利用調査、リクエストの分析、利用可能性調査、読書調査などがある」<sup>2)</sup>

### 2. 先行研究

蔵書評価は蔵書中心評価法、利用中心評価法に大別することができ、これまで多くの研究が行われている。国立国会図書館では、平成17年度に「蔵書評価に関する調査研究」として、蔵書評価とその方法をまとめている<sup>3)</sup>。全国公共図書館協議会の「2018年度(平成30年度)公立図書館における蔵書構成・管理に関する実態調査報告書」によると、蔵書評価の実施状況について、都道府県立図書館では「行ったことはない。今後も予定はない」が68.1%(32館)で最も多かった。市区町村立図書館においても「行ったことはない。今後も予定はない」が72.4%(960館)で最も多かった。蔵書評価を実施している図書館のうち、蔵書の評価者について、都道府県立図書館では対象が7館と少ないが、そのうち8割を超える85.7%(6館)が、市区町村立図書館では、7.3%(12館)が「外部の専門家」と回答している<sup>4)</sup>。

大阪府立中央図書館では、外部有識者による第三者評価の試みとして、公立(府立)こども病院医学図書室司書が中央図書館3階社会・自然系資料室の医療分野の書架を実際に見てもらい講評をもらっている。たとえば、「598家庭の医学と49医学の書架が離れているが、医療健康情報のパスファインダーにフロア図を掲載してそれぞれの書架の位置を出しておく」とよい等



詳細な講評を得ている<sup>5)</sup>。大串によると、東京都立中央図書館では、各分野の専門家や研究者に所蔵資料を評価してもらい基本的な図書で欠けているものを補充していたが、経費削減や次第に専門家や研究者よりも司書の方が図書についてよく知っているということで廃止になったと述べている<sup>6)</sup>。

外部の専門家の視点を入れた蔵書評価方法の検討をするために筆者は、2023年6月に医学関係の図書のリストを作成し、それを医師に評価してもらい、その結果を分析した。結果は、日本図書館情報学会第71回研究大会で発表した。

結果の概要としては、リストによる評価は、1冊の図書について複数人の評価を得られることができ蔵書評価において有益である。また、回答者にとって図書館に行き現物を手にするより負担は少ない。しかしながら、外部の専門家の視点を取り入れた蔵書評価の効果を高めるために、リストを作成する時点での選定図書の偏り、評価者に負担がない評価選択肢の数と文言の言い回し、選択した回答の理由等を詳細に得る方法を検討する必要があることが明らかになった<sup>7)</sup>。

### 3. 研究の目的

蔵書評価方法のひとつとして、医学関係は医師、法律関係は弁護士等のようにその分野の専門家が図書館の蔵書の評価し、図書館員が助言を得ることは有益であると考え。そこで本研究では、外部の専門家の視点を入れた蔵書評価方法の検討をすることを目的とした。本研究では、図書館の現場にとって実用的になるように特に以下3点を明らかにするために観察法を用いた。①評価者はリストによる回答と図書の現物を見た場合では回答の負担も踏まえてどちらが行いやすいのか。②評価者が評価しやすい選択肢の数と文言について。③回答の理由を得る。

観察法とは『図書館情報学用語辞典』第5版には次のように蔵書評価を定義している。「(1) 図書館の蔵書評価方法の一つで、特定主題に詳しい専門家、あるいは複数の専門家からなるチームが直接にコレクションを点検し、その規模、深さ、資料の新しさや物理的状态などの特性や欠陥などを評価する方法。蔵書規模が小規模で、扱われている主題領域が限定されているときに効力がある。この評価法は、比較的簡便にコレ

クションを評価できるが主観的であるため、通常は、他の評価法と組み合わせて利用する。(2) 利用者調査あるいは利用調査の手法の一つで、対象者を決めて資料やサービス、施設の利用状況を観察する方法。一定の条件を決める統制的方法と条件を決めないで対象者の行動を観察する非統制的方法がある。」<sup>8)</sup>

### 4. 研究方法

調査方法は、外部の専門家による蔵書評価の事例を調べ評価方法を検討し、観察法を行う図書館を選定し、医師に図書を評価してもらい、その結果を分析する手順で行った。

外部の専門家による蔵書評価の事例は多くは公になっていないことから、全国公共図書館協議会の「2019年度(令和元年度)公立図書館における蔵書構成・管理に関する報告書」の「分析用マスターデータ」を用いて、外部の専門家による蔵書評価を行っている図書館を抽出した<sup>9)</sup>。しかし、これは図書館名が掲載されていないため「分析用マスターデータ」の数値と日本図書館協会刊行の『日本の図書館 統計と名簿』に掲載されている数値を突合し、図書館を推定し、問い合わせが可能な9館に方法や対象を尋ねた。

図書館の選定は、健康医療情報サービスを実施し、資料を集めたコーナーを設置していること、評価者が勤務後や休日に行けるように開館時間が長いこと、交通のアクセスがいいこととし、東京都内のX図書館とした。X図書館にある健康や医療に関する調査の手がかりとなる事典類、薬を調べる事典、医療機関や医師の名簿、医療従事者向け教科書等を集めた資料があるコーナーを対象に観察法を行った。対象は305冊でありその内訳は表1のとおりである。

表1 評価対象図書の内訳と冊数

カテゴリー	対象冊数(冊)
病気	29
検査	8
薬	28
病院	17
医師	14
テキスト	209
合計	305

筆者は、医師ではないことから、リストによる評価を行ったときと同様に知人の医師2名に本研究の説明を行った。その後、医師2名が知り合いの医師に観察法の依頼を行った。2023年8月から10月にかけて4名の現役医師の協力を得られた。4名とも2023年6月に筆者が実施したリストによる図書の評価に回答を行っている。筆者とそれぞれ1名ずつX図書館に行き図書の評価を行った。

それぞれの図書についての評価をリストによる評価と同様に以下の5つの選択肢から選んでもらった。

- 1:情報が古いので置かない方がよい
- 2:ネット検索を含めたWeb主体の情報が最新
- 3:専門用語等の知識がないと、一般の人には誤解を招く可能性がある
- 4:医療従事者向けに書かれた図書だが、一般の人にも分かる
- 5:一般の人でもある程度の知識があれば読みこなすことができる

## 5. 調査結果

### 5.1 観察法の方法

9館から回答を得ることができ、7館から具体的な調査方法を得ることができた。A図書館では、選定委員会を設置し、収集資料や利用状況について概況説明を行った後、各委員に職員2名が同行し、専門分野の棚を実際に見てもらった後に意見交換を行っている。

B図書館では、専門家2~3名に評価を依頼し、事前に該当分野の図書リスト(開架分のみ)を送付する。蔵書評価当日は、評価者に来館してもらい2時間程度該当分野の書架を自由に見てもらい、第3次区分(要目)ごとに意見・推薦資料等を評価表に書いてもらう。図書館はその評価を参考に、蔵書構成の補充等を図っている。

本研究では評価者には事前に図書リストを送付せず当日に書架を自由に見てもらい、5段階の評価を行ってもらった。

### 5.2 回答者属性等

今回4名の現役医師から回答を得ることができた。回答者の属性等は表2に示すとおりである。年齢区分は、30歳代は3名、40歳代は1名で

ある。過去にX図書館の利用経験があるのは2名だった。

表2 回答者属性等

区分	年代	専門	X図書館 利用経験
A氏	30代	循環器内科	無
B氏	40代	循環器内科	有
C氏	30代	漢方内科	有
D氏	30代	救命救急科	無

### 5.3 評価方法

表3は、回答者の評価にかかった時間等を示したものであり、最も短くて50分、最長で80分だった。評価者4名とも共通で約300冊のうち最も時間をかけて評価を行っていたのは病気の図書だった。テキストは冊数が多いがシリーズになっているため、それぞれのシリーズを数冊手に取って評価を行い、以下同じ評価としていた。

評価者はリストによる回答と図書の現物を見た場合では回答の負担も踏まえてどちらが行いやすいのかについては、時間的な制約がなければ現物を手に取った方が評価は正確で行いやすいことがわかった。4名ともそれぞれが専門とする科の項目を開き、記載事項が既に古いか否かを確認していた。評価者の中には6月の図書リストによる評価の際に、掲載されていた図書の一部は知らないため都内の大型書店に行ったが棚になく回答するのに困ったという。

評価の選択肢については、1と2の違い、4と5の違いがわかりにくい。3については、5つの選択肢の中で近いものがないため、これを選ぶしかなかった例もあった。

選択肢の文言の一例としては、「公立図書館に置いてはいけない」や「一般の人が読んでも理解できないと思う」があってもよいと提案された。選択肢の数は、多くても5つまでがよいことがわかった。

表3 評価にかかった時間等

区分	時間(分)	リストと現物の評価の行いやすさ
A氏	50	時間的制約を考えるとリストの方が楽
B氏	80	現物を見た方が評価は確実
C氏	80	リストの方が行いやすいが評価の正確さは現物
D氏	75	時間があれば現物を見た方が評価は確実

#### 5.4. 評価結果

表4に示すように4名の評価が一致した図書は合計23冊(7.5%)であり、その一部を以下に示す。病気のカテゴリでは、『医学書院医学大辞典』第2版は、「1:情報が古いので置かない方が良い」だった。検査のカテゴリでは、南江堂の『今日の臨床検査』が「3:専門用語等の知識がないと、一般の人には誤解を招く可能性がある」だった。病院のカテゴリについては、2018年版で終刊した医事日報の『関東病院情報』は「1:情報が古いので置かない方が良い」だった。

回答者からの回答の理由を得た一例として東京都内の公立図書館で55館が所蔵している『医学書院医学大辞典』第2版は以下のとおりである。「出版年が2009年であるため、難病等の新しい病名については掲載されていない」。「診断基準が変更になり、記述が古く一般の人が読んで誤解する」。

表4 評価一致状況

カテゴリ	4人(冊)	3人(冊)	2人(冊)	4人ともバラバラ(冊)	書架になかった日があった(冊)	合計(冊)
病気	5	3	16	2	3	29
検査	4	2	2	0	0	8
薬	1	4	21	1	1	28
病院	3	4	7	2	1	17
医師	1	0	11	1	1	14
テキスト	9	171	15	0	14	209
合計	23	184	72	6	20	305

#### 6. 考察

観察法を用いた外部の専門家による図書の評価は、評価者から評価の理由を直接聞くことができ有益である。しかし、今後図書館現場で行うには以下の点を考える必要がある。

本研究では4名に同一図書の評価を行い評価が一致したのは23冊と決して多くはないことから、複数人の専門家の評価が必要である。1名だけの評価ではその人の専門や主観に依存することから、客観性が低くなる可能性がある。また、評価者の負担を踏まえて、一度に評価できる冊数と時間も限られる。さらに対象としている図書が評価当日には他の利用者が使用している等ないこともある。評価者に対する謝礼は図書リストとは違い、図書館に来館してもらうため交通費も必要であり、自治体の財政課を納得させる予算要求が求められる。

評価者が評価しやすい選択肢の数と文言につ

いては、改善が必要である。図書館として購入するか否かの一般的な判断は、「収集する」「収集してもよい」「どちらでもよい」「収集しなくてもよい」「収集しない」の5段階である。評価者から提案があった「図書館に置いてはいけない」は「収集しない」に該当する。図書館の選書担当者も評価結果を理解できる選択肢と文言を考える必要がある。

#### 7. 今後の課題

外部の専門家の視点を取り入れた蔵書評価の効果を高めるために今後は、6月に実施した図書リストによる評価結果とあわせて分析を行う必要がある。

#### 謝辞

本研究は、質問に回答くださった図書館の皆様と4名現役医師のご協力と厚意により実施することができました。この場を借りて、心よりお礼申し上げます。

#### 参考文献

- (1) “蔵書構成”, 図書館情報学用語辞典 第5版, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2023-08-15).
- (2) “蔵書評価”, 図書館情報学用語辞典 第5版, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2023-08-15).
- (3) 国立国会図書館関西館事業部図書館協力課「蔵書評価に関する調査研究」『図書館調査研究レポート』vol. 7, 2006. <https://current.ndl.go.jp/report/no7>, (参照 2023-06-16).
- (4) 全国公共図書館協議会「公立図書館における蔵書構成・管理に関する実態調査報告書 2018年度」全国公共図書館協議会, 2019, p. 1-102.
- (5) 中央図書館資料情報課「大阪府立中央図書館蔵書評価(報告)」『大阪府立図書館紀要』vol. 45, 2017, p. 1-165. <https://www.library.pref.osaka.jp/uploaded/attachment/2545.pdf>, (参照 2023-06-16).
- (6) 大串夏身『これからの図書館』増補版, 青弓社, 2011, p. 173-175.
- (7) 吉井潤. 外部の専門家の視点を取り入れた蔵書評価の効果:公立図書館が選書した医学関係図書の現役医師による評価. 日本図書館情報学会研究大会発表論文集, 2023, p. 29-32.
- (8) “観察法”, 図書館情報学用語辞典 第5版, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2023-08-15).
- (9) 全国公共図書館協議会. “2019年度(令和元年度)公立図書館における蔵書構成・管理に関する報告書:分析に関するデータ”. 全国公共図書館協議会. <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/zenkoutou/report/2019/>, (参照 2023-8-15).

## 公共図書館で求められる図書館員像の検討：サービス計画の分析から

青野 正太（駿河台大学メディア情報学部） aono.shota@surugadai.ac.jp

本研究では、サービス計画の分析を通して、公共図書館において求められる図書館員像を知識・スキルや育成の観点から明らかにする。都道府県、政令指定都市、中核市、東京特別区を対象に、図書館のサービス計画における(1)計画上の位置づけ、(2)具体的に求められている知識・スキル、(3)育成の手段を分析した。(1)は「市民への貢献」など4カテゴリ、(2)は「情報資源の活用」など7カテゴリ、(3)は「館内研修」など6手段に分類することができた。

### I. はじめに

#### A. 研究の背景

図書館が適切に運営され、よりよいサービスを提供するためには、業務を担う図書館員について、有すべき知識やスキルを明確にし、適切に育成を行うことが必要であると考えられる。本研究では、図書館員の育成に資するために、公共図書館で求められる図書館員像を知識・スキルや育成の観点から検討する。

#### B. 先行研究

上田修一ら（2006）は図書館情報学教育班、公共図書館班、大学図書館班、学校図書館班の4つの班に分かれて教育や各館種における図書館員の養成状況を調査している。公共図書館班を担当した小田光宏（2006）は公立図書館員を対象とした質問紙調査を通じて、図書館情報学教育で取り扱う可能性のある知識・技術のうち、35項目を取り上げ、その重要性和学ぶ機会を明らかにしている。

松本直樹（2021）は、日本図書館協会のHPに掲載された求人情報を調査し、図書館員に求められている資質、知識、態度を明らかにしている。

他館種についての研究では、竹内比呂也・國本千裕（2020）は、大学図書館の新しい機能として求められる「学習（修）支援・教育活動への直接的な関与と研究データ管理」を実現するために教育・学修支援専門職の持つべき知識やスキルについて、文献調査や大学職員を対象としたアンケート、インタビュー調査を基礎に明らかにしている。

伊藤真理ら（2022）は学校司書の身分、雇用条件や職務内容等を記載した都道府県、特別区、市の文書や募集要綱を調査し、学校司書に関する規程等はいまだ整備が進んでいないことや、学校司書の職務や役割について、探究学習支援を担える

専門性を持つ職員としての言及が不十分であると指摘している。

図書館員全般に、また館種毎に求められる知識・スキルの検討は行われつつある。しかし、公共図書館において、サービスや運営に照らしてどのような知識・スキルをもった図書館員が求められているか、また求められる図書館員をどのように育成しようとしているかについては十分な検討がなされているとはいえない。

#### C. 研究の目的

本研究では、サービス計画の分析を通して、公共図書館において求められる図書館員像を知識・スキルや育成の観点から明らかにする。具体的には、以下の部分に着目して分析する。(1)業務の担い手である図書館員にどのような役割を期待しているか、(2)役割に照らしてどのような知識・スキルを求めているか、(3)どのように図書館員を育成しようと考えているか。

図書館におけるサービス計画は、“図書館が提供するサービスの種類、体制、運用についての計画立案”（『図書館情報学用語辞典第5版』, 2020）を指す。このサービス計画には図書館員の役割や育成に関する記述が見られる。サービス計画を分析することで、各図書館が目標とするサービスや運営を踏まえた求められる知識・スキル、またその育成方法を明らかにすることができる。

### II. 調査方法

本研究では、都道府県、政令指定都市、中核市、東京特別区の図書館の策定するサービス計画を分析対象とした。これらの自治体を対象としたのは、小規模自治体ではサービス計画の策定・公表率が下がり、十分な母数が得られない可能性がある

判断したためである。

まず、47 都道府県、20 政令指定都市、62 中核市、23 特別区の計 152 自治体から 100 自治体 (31 都道府県、13 政令指定都市、41 中核市、15 特別区) を層化抽出し、抽出した自治体の図書館のホームページ (以下、HP とする) を参照し、サービス計画を収集した (収集期間: 2023 年 2~3 月)。対象としたサービス計画は、原則として中期計画 (計画期間 3~5 年) とした。ただし、長期計画 (計画期間 8~20 年) や短期計画 (計画期間 1 年) しか入手できなかった場合は対象煮含めた。年限を設定しない計画は対象から外した。

次に、サービス計画本文において人材育成、研修、職員、またはそれらに類する用語に言及している項目を抽出した。本文において前述の用語が見られないものは対象外とした。その結果、対象となったのは 48 自治体の計画である (第 1 表)。

対象となった計画の見出し、本文について(1)計画上の位置づけ、(2)具体的に求められている知識・スキル、(3)育成の手段の 3 つの観点から質的内容分析を行った。佐藤郁哉 (2008) の手法に基づき(1)・(2)はオープン・コーディングを行った上で、焦点コーディングにより集約し、カテゴリ化した。(3)は手段が明示されているのみのケースが多かったため、コーディングせずに分類した。

### III. 調査結果

計画上の位置づけは 4 カテゴリに、求められている知識・スキルは 7 カテゴリに、育成の手段は

6 手段に分類できた。記述の多い順にとりあげる。

#### A. 計画上の位置づけ

##### カテゴリ 1: 市民への貢献 (33 自治体)

個々の市民に図書館サービスを提供し、市民に貢献するために知識・スキルが必要という位置づけである。「利用者ニーズへの対応」、「サービスの充実」、「市民の課題解決」のコードから成る。具体的には“市民の生活や仕事に役立つ課題解決支援サービスの充実”(中核市)、“専門的人材による多様化、高度化するニーズに対応したサービスの提供”(政令指定都市)といった記述が見られた。

##### カテゴリ 2: 組織強化 (24 自治体)

自館・自組織の運営体制の強化や図書館サービスの継続、計画に書かれている目標達成のために知識・スキルが必要という位置づけである。「計画実現の基盤」、「運営体制維持」、「スキル継承」のコードから成る。具体的には“取組推進のための基盤整備”(東京特別区)、“図書館の資料に精通し幅広い能力を持つ司書の育成と継承”(都道府県)といった記述が見られた。

##### カテゴリ 3: 県内・域内図書館支援 (14 自治体)

都道府県が市区町村を、また市区町村の中央図書館が地域館・分館を支援するために知識・スキルが必要という位置づけである。「県全域」、「図書館網の中心」、「地域館」のコードから成る。具体的には“県内市町村立図書館等への支援”(都道府県)といった記述が見られた。

第 1 表 分析対象一覧

計画 期間	都道 府県	政令指 定都市	中核市	東京 特別区	計
1 年	6				6
3 年	7		2	1	10
4 年	2	1			3
5 年	9	4	5	2	20
8 年		1			1
10 年	1		4	2	7
20 年		1			1
小計	25	7	11	5	48

#### カテゴリ 4：地域発展（4 自治体）

図書館が所在する地域や社会をよりよいものにするために知識・スキルが必要という位置づけである。「地域活性化」、「社会貢献」のコードから成る。具体的には“（県名）の未来を創造する”（都道府県）といった記述が見られた。

#### B. 求められている知識・スキル

##### カテゴリ 1：情報資源の活用（24 自治体）

図書館が有する情報資源の活用を支援・促進する知識・スキルである。「レファレンスサービス」、「課題解決支援」、「読書・児童サービス」のコードから成る。具体的には“高度な資料相談に対応するための職員養成”（都道府県）“読書相談・資料案内等に的確に対応”（中核市といった記述が見られた。

##### カテゴリ 2：専門性（21 自治体）

具体的に明示することなく、図書館員の知識・スキル、態度について言及しているものである。「専門的」、「高度」、「能力」、「資質」、「意識改革」のコードから成るが、コードの前後に具体的な知識・スキルに言及があったものは除いている。具体的には“有用な研修に県立図書館職員の参加を促し、高度で専門的な人材を育成”（都道府県），“専門知識や技術の向上を目指し、各種研修を実施”（政令指定都市）といった記述が見られた。

##### カテゴリ 3：情報資源の評価（13 自治体）

情報資源の良否の判断や評価に関する知識・スキルである。「資料選定」、「蔵書構築」、「主題別の情報資源の知識」のコードから成る。具体的には“司書の専門的な知識に基づき、信頼度の高い学術資料や情報を収集”（中核市）“担当分野において「専門家」となる”（東京特別区）といった記述が見られた。

##### カテゴリ 4：図書館経営（12 自治体）

図書館の制度や経営についての知識・スキルである。「企画」、「マネジメント」、「自治体行政」、「広報」のコードから成る。具体的には“必要な専門知識の習得や企画運営能力を養う”東京特別区）“図書館サービスの企画・立案や図書館マネジメントに必要な知識を持った職員を育成”（政令指定都市）といった記述が見られた。

#### カテゴリ 5：変化への適応（11 自治体）

情報技術の進展や、社会情勢の変化に対応するための知識・スキルである。「情報技術」、「未来」、「社会・環境の変化」のコードから成る。具体的には“社会の変化に応じた図書館サービスをはじめ、（略）高度な知識・技術によりの確なサービスを提供できる図書館職員の育成”（政令指定都市）といった記述が見られた。

##### カテゴリ 6：ファシリテーション（6 自治体）

関係機関や他の図書館など、関係者と協力関係を築いたり、交渉をしたりする知識・スキルである。「関係機関との連携」、「ネットワークング」、「コーディネーター」のコードから成る。具体的には“司書は図書館が外部の団体等とネットワークを構築するキーともなる存在”（中核市といった記述が見られた。

##### カテゴリ 7：利用者対応（5 自治体）

カテゴリ 1・6 とは別に、顧客対応としての利用者とのコミュニケーション能力を示す。「コミュニケーション」、「接遇」、「ホスピタリティ」のコードから成る。具体的には“応接サービスの質的向上を図り、市民に喜ばれ、気持ちよく図書館を利用していただける接客”（政令指定都市といった記述が見られた。

#### C. 育成の手段

##### 手段 1：館内研修（34 自治体）

館内職員や、都道府県から見た市区町村などの支援関係にある図書館員を対象とした研修を館内で企画して実施するという手段である。

##### 手段 2：派遣研修（19 自治体）

館内ではなく外部の研修を実施する団体や、市区町村からみた都道府県の研修など、自館外で実施する研修を受講する手段である。

##### 手段 3：情報交換（6 自治体）

他組織の図書館と情報共有をしたり、意見を交わし合ったりする場をつくる手段である。

##### 手段 4：人事交流（4 自治体）

自治体内の図書館以外の部署に異動したり、母体の異なる図書館に異動したりする手段である。

##### 手段 5：調査研究（3 自治体）

図書館についてのアンケート調査や事例調査といった調査研究事業に取り組む手段である。

#### 手段6：OJT（3自治体）

日常業務を通して知識・スキルを習得させる手段である。

#### IV. 考察

(1)「位置づけ」で最も多く見られたのは「市民への貢献」であり、(2)「求められている知識・スキル」で最も見られたのは「情報資源を活用する」であった。図書館員として求められているスキルで最も多く言及されたのは利用者と資料を結びつけるという観点であると捉えることができる。

個々の観点に目を移すと、(1)「位置づけ」では「市民への貢献」に次いで多かったのは「組織強化」であり、図書館員を育成することで安定的に図書館を運営したり、計画を達成したりしようとする意図が読み取れた。その次に多かったのは「県内・域内図書館支援」であった。

(2)「求められている知識・スキル」で「情報源の活用」に次いで多かった「専門性」は、組織として求める専門的知識・スキルを具体的に表現できていない図書館があることを示唆している。III章B節カテゴリ4・5の例のように、司書職や司書有資格者特有の知識・スキルを「専門性」という表現に留め、図書館経営や変化の適応については具体的に記述しているケースも見られた。次に多かったのが「情報資源の評価」であるなど、司書職としての専門的知識・スキルに焦点をあてている記述が多く見られた一方、変化への対応やファシリテーションなど他職種でも必要となる可能性がある知識・スキルへの言及も見られた。

(3)「手段」では、OJTのような業務内での知識・スキル向上に言及するケースは多くなかったことに比して、「館内研修」、「派遣研修」が上位2つを占めた。研修の実施や派遣の根拠づけとして用いられている可能性が示唆される。さらに、派遣研修で得た知識・スキルを館内で共有する、といった記述も複数の図書館で見られた。

しかし、派遣研修で得たものを館内で共有したり、都道府県が市区町村に教えたりするには研修講師を務めるための知識・スキルが必要となるにも関わらず、(2)においては教えることに関する知識・スキルの言及がなく、後進を育てる人材の育成という観点が不足している可能性がある。

#### V. おわりに

本研究では、サービス計画の分析を通して公共図書館において求められている図書館員の知識・スキルについて検討した。今後はカテゴリ・コードに基づきストーリーラインの記述を試み、位置づけ、求められる知識・スキル、手段の関係を分析するとともに、実際に図書館内外で行われている研修との関係を踏まえて検討するなど、分析を深めていく。

#### 謝辞

本研究は2023年度駿河台大学総合研究所研究プロジェクトの助成を受けています。本研究は日本図書館協会認定司書制度委員会の事業として行われたものですが、成果は発表者個人のものであり協会や委員会を代表するものではありません。

#### 引用文献

- 伊藤真理・野口武悟・安藤友張 (2022). 地方自治体が求める学校司書の人材像: 規程等の分析を通して 愛知淑徳大学大学院文化創造研究科紀要, (9), 23-38.
- 松本直樹 (2021). 求人情報からみた図書館職員に求められる知識・技能 三田図書館・情報学会研究大会発表論文集, 29-32.
- 小田光宏 (2006). 公共図書館職員養成における課題と視座: LIPER 公共図書館班の成果をもとに 日本図書館情報学会研究委員会(編) 図書館情報専門職のあり方とその養成 (pp. 43-56) 勉誠出版
- 佐藤郁哉 (2008). 質的データ分析法: 原理・方法・実践 新曜社
- サービス計画 (2020). 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会(編) 図書館情報学用語辞典 第5版 (pp. 86) 丸善
- 竹内比呂也・國本千裕 (2020). 大学図書館機能の変化に対応する新しい大学図書館員の育成に関する考察. 大学図書館研究, 114, 1-11.
- 上田修一(研究代表) (2006). 情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究: 平成15年度～平成17年度科学研究費補助金(基盤研究 A)研究成果報告書 上田修一



2023 年度『学会賞』選考結果

学会賞選考委員会委員長  
安形麻理

三田図書館・情報学会賞は、会誌である Library and Information Science に掲載された優れた論文に与えられる賞です。本年度は、88号、89号に掲載された原著論文5編を対象に選考を行いました。新たな研究領域の開拓という点から他にも候補となる論文はありましたが、さまざまな観点から厳正な審査を行った結果、以下の論文を学会賞として選考いたしました。

---

張心言. 日本の公共図書館における高齢者サービス研究の変遷と課題: 高齢者を取り巻く社会的動向を踏まえて. Library and Information Science. 2023, no. 89, p. 1-23.

[授賞理由]

本論文は、日本の公共図書館における高齢者サービスに関する研究の時期ごとの特徴とその変遷を、高齢者を取り巻く社会的動向と結び付けながら考察したものである。公共図書館における高齢者サービスに関する文献168件をその刊行時期を基に5つに分け、高齢者に対する意識の萌芽、サービスの模索の開始、独立した利用者カテゴリーへの移行、高齢者への認識の深化及び対策の多様化、認知症への注目及び連携に向けた模索という時期ごとの研究の特徴を明らかにした。そのうえで、高齢者をめぐる社会的動向が、ほぼタイミングよく公共図書館における高齢者サービス研究に反映されていることを示した。

本研究の特徴は、社会的動向を政府の施策や老年学分野の多数の研究成果から読み込んだうえで、公共図書館における高齢者サービスに関する文献168件を丁寧に分析し、高齢者サービスの実践とその研究とが密接に結び付いていることを提示したことにある。1970年から2020年までと長い期間を対象としたことにより、その時々の高齢者サービスの研究の主流を見るにとどまらない時期ごとの特徴を把握した点に大きな意義があり、今後の高齢者サービス研究の基盤となるものと考えられる。また、高齢者サービスの研究とサービスの実践の密接な結び付きを描き出したことは、サービスの実践を重視し、それと密接に関わる形で発展してきた図書館情報学という学問領域の性格を反映しているといえる。

他方、公共図書館における高齢者サービス研究と高齢者サービスそのものの区別が必ずしも明確ではない点や、日本の高齢者サービス研究に関する海外の文献が扱われていない点、考察がやや薄い点には物足りなさも感じられる。しかしながら、これは本論文の意義を大きく損なうものではなく、今後の研究の発展への期待も込めて、学会賞に値すると判断した。

## 2023年度「ベスト・プレゼンテーション賞」選考結果

プログラム委員会

ベスト・プレゼンテーション賞は、研究大会における口頭発表の中から、優れた発表者を選び表彰するものです。

発表者は、口頭発表では、決められた時間の中で、研究の内容を正確に伝え、また、聞き手にわかりやすいよう細部まで行き届いた配慮をし、説明する必要があります。こうしたプレゼンテーションに対する意識を高めること、さらにその技能の向上を目指してこの賞を設けました。

2023年度は、学生・大学院生としての所属を明示した登壇発表者を対象に、研究内容とプレゼンテーション技法の両方の評価に基づき、プログラム委員の合議により、以下の通り授賞者を選出しました。

2023年度ベスト・プレゼンテーション賞受賞者：

山下ユミ君（慶應義塾大学大学院）

発表題目：公共図書館に対してNLM及びMLAが提供する健康医療情報提供に関する研修プログラム

NLM および MLA が公共図書館に対して提供してきた、消費者健康情報に関する研修プログラムの背景および提供状況について、NLM ならびに MLA の種々の刊行物とウェブサイトを中心としながら丁寧に遡って研修プログラムの詳細を調べている。その結果を、2002年と2022年の状況を比較することで、研修プログラムの内容の変遷を視聴者に把握しや形で提示できていたこと、さらに話し方が明瞭で質疑応答が的確であったことなど、プレゼンテーションの技法と態度において優れていたものと評価されました。今後さらに研究内容を深められることを期待します。

三田図書館・情報学会 2023 年度研究大会発表論文集

発行日:2023 年 11 月 11 日

発行者:三田図書館・情報学会

〒108-8345

東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学文学部図書館・情報学専攻内

ISSN 1344-3283